

トピックス (→は詳細情報記載ページ)

●国連政府間交渉委員会 (INC) 専門家会議 (2024 年 8 月 24 日～28 日、タイ バンコク) (→p.28)

・2024 年 7～8 月の 3 回のリモート会議を経て、8 月 24～28 日タイのバンコクにある国連会議場で対面会議が開催された。資金に係る専門家 Gr 会合 1、問題のあるプラスチック製品、懸念のある化学物質、製品デザインに係る専門家 Gr 会合 2 に対し、計 155 か国、およそ 800 人 (8 月 19 日登録ベース) が参加した。参加者は全て国の関係者であり、NGO は含まれていない。

・会合に先立ち指名されたテクニカルリソースパーソン各 Gr それぞれ 12 名は、国連事務局の立場に立って、今後の政策決定に資する資料を予告なく発表し注目された。専門家 Gr 会合 2 で紹介された資料はつぎのとおり。

A「基準に基づく／基準に基づかないアプローチで、関連性があると考えられるもの、又は例として使用できるもの」

B「MEA (注：多国間環境協定) からの相乗効果と教訓」

C「プラスチック材料以外の代替品」

D「「シングルユースプラスチック」、「プラスチック製品」及び「懸念のある化学物質」に対する既存の定義」

E「既存の MEA、民間イニシアティブを含む国際的・多国間アプローチ、及び各国の法律に焦点を当て、一般に問題があるとされるプラスチック製品又は材料、及び一般的な基準に関する情報を提供されたい」

F「プラスチック以外の代替品 (プラスチックの代替品)、既存の比較可能な LCA、そのプラスチック汚染回避への貢献の可能性」

これらの情報は今後のプラスチック条約案に密接に関わる。

・会合期間中、次の資料が HP にアップされた。

「対面会議における専門家 Gr 1 からテクニカルリソースパーソンの発表スライド」

「対面会議における専門家 Gr 2 からテクニカルリソースパーソンの発表スライド」

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4a (注：問題のあるプラスチック製品) の下での要約」

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4b (注：懸念される化学物質) の下での要約」

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4c (注：リサイクルとリユースの可能性に焦点化した製品デザイン) の下での要約」

・今回の専門家会合は、技術的観点からプラスチック汚染問題解決に資する意見や経験を共有することを目的として開催された。何らかの政策決定を意図したものではない。そのため、専門家 Gr 会合 2 では、問題のあるプラスチックや懸念される化学物質に関し、各国から規制すべき具体的な化学物質、材料、製品が提案され、テクニカルリソースパーソンの発表スライドでも既存の規制内容が示されたにも係らず、開催期間中作成された 3 つの要約にこれらの具体的内容は記載されていない。問題のあるプラスチックや懸念される化学物質に関する対処方針は、政策決定を行う INC-5 に持ち越された。

●国連政府間交渉委員会第 5 回会期 (INC-5) (2024 年 11 月 25 日～12 月 1 日、韓国釜山) (→p.40)

・国連プラスチック条約を議論する政府間交渉委員会第 5 回会期 (INC-5) は、2024 年 11 月 25 日～12 月 1 日、韓国釜山に 170 か国、およそ 4,000 人が参加して開催された。

・11 月 25～26 日、設定された 4 つのコンタクトグループ (CG) で議論が行なわれた。CG-1：プラスチック製品と懸念のある化学物質、及び供給、CG-2：廃棄物管理、CG-3：資金、CG-4：国別計画、報告など。

・11 月 25 日、米国は CG-1 にイン セッション ドキュメントを提出した。ここで米国は、欧州シングルユースプラスチック指令に近い内容のプラスチック製品規制案、TSCA 優先評価化学物質に基づく化学物質規制案を示し注目された。

・11 月 27 日～12 月 1 日は、公式協議に加え非公式協議が断続的に開催され合意の形成を図ったが、最終合意に至らなかった。背景として、INC 設立の根拠となった 2022 年 3 月 2 日 UNEA 5.2 における決議 5/14 が、プラスチックの環境問題の解決を図るとしたことに対し、INC-1 以降の議論がプラスチック生産量の削減、問題のあるプラスチック製品と懸念のある化学物質のフェーズアウトにシフトしたことにある。前者のアプローチは石油産出国やロシアなどおよそ 20 か国が支持し、後者のアプローチは EU やアフリカ諸国、小島嶼開発途上国などおよそ 100 か国が支持した。

・議長は INC-5 開催に先立ち、その職権に基づき、10 月 29 日ノンペーパー (非公式文書) 第 3 版を公表し、INC-5 期間中 11 月 29 日「委員会議長の草案を含むノンペーパー」を経て、12 月 1 日最終の全体会合前に「議長のテキスト」を提案した。(→p.51)

・12 月 1 日全体会議において、「議長のテキスト」を INC-5 の成果物と見なし、INC-5

を引き継いで 2025 年開催される INC-5.2 の議論の出発点とすることを決定した。「議長のテキスト」は依然未完成であるが、従来のドラフトテキスト改訂版（2023 年 12 月 28 日）、同統合版（2024 年 7 月 4 日）に比べ、多くの条項が完成に近づいたことを示している。

・この「議長のテキスト」には、INC が基準を定めないまま提案されたプラスチック製品、懸念のある化学物質の規制案がある（第 3 条）。前者は欧州シングルユースプラスチック指令に近い内容である。また後者は懸念のある化学物質を含む特定製品の用途規制としたことが注目される。

附属書収載が提案されたプラスチック製品

- ・意図的に添加されたマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品及びパーソナルケア製品
- ・シングルユースプラスチック製ストロー
- ・シングルユースプラスチック製飲料マドラー
- ・シングルユースプラスチック製カトラリー/器具（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）
- ・EPS（発泡ポリスチレン）及びXPS（押出成形ポリスチレン）製のシングルユースプラスチック製食品及び飲料用包装
- ・シングルユースプラスチック製キャリーバッグ
- ・オキシ分解性プラスチック製品
- ・プラスチック製タバコフィルター

附属書収載が提案された懸念のある化学物質

- ・おもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる：
 - DEHP (CAS 番号 117-81-7)
 - DBP (CAS 番号 84-74-2)
 - BBP (CAS 番号 85-68-7)
 - DIBP (CAS 番号 84-69-5)
 - ・おもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる：
 - 鉛及び鉛化合物
 - カドミウム及びカドミウム化合物
 - ・3 歳未満の子供を対象としたおもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる：
 - BPA (CAS 番号 80-05-7)
- ・フェーズアウト日は 203X 年と記載されている。また除外には、フェーズアウト設定日から最長 5 年の猶予期間と最長 5 年の延長期間の計、最長 10 年までにフェーズアウトすることが提案された。10 年を超える延長は認められない（第 4 条）。

・プラスチック条約の附属書収載が提案されたプラスチック製品は欧州シングルユースプラスチック指令を参照している。この指令の規制内容は、欧州に限らず既に多くの国で国内法として制定されていることに留意したい。

●FAO/WHO「Codex 委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024年4月4日（→p.80）

「Codex 食品規格におけるリサイクルガイドラインの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024年7月1～5日

●FAO 農業委員会「FAO の農業におけるプラスチックの使用と管理に関する取組みと農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範」2024年9月30日（→p.104）

プラスチック条約：第5回政府間交渉委員会（INC5）結果概要 資料2-1 2024年12月 外務省・環境省・経産省・農水省

➤ 2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山において開催。

➤ 2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すことと採択。今回合会において、精力的な交渉が行われたものの、**合意に至らず、今後、再開合会が開催される予定。**
※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）

1. 今回合会の議論及び結果概要

➤ パジェスINC議長（エクアドル）が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案も参照しつつ、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉。**11月29日には、改めて議長から条文案が提示され、議論継続。

➤ この過程において、

①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展。**

②他方で、プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われず。**

➤ この結果、最終日の12月1日には、議長から条文案が再度提示されたものの、**合意には至らず。**このため、今後、**再開合会を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開合会における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認。**

2. 日本の主張・対応

日本からは、今回の合会において、

➤ ①プラスチックの**ライフサイクル全体での取組の促進**、②**プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化**、③各国における**プラスチック資源循環の促進**、④**環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進**、⑤**適正な廃棄物管理**（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥**国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー**、⑦**全ての資金源からの資源動員の重要性等について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与。**

➤ **再開合会においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言。**

➤ 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として地域合会を主催。

3. 今後の予定

再開合会（INC5.2）来年度以降時期 場所未定 → 外交会議（開催地：日本の外務省・環境省・経産省・農水省）

(2024年12月 外務省・環境省・経産省・農水省作成)

全動向の概要（月度順）

(2024年3月)

●UNEP「農業の有害影響を抑制することを目的とした新たな取組み」2024年3月12日
<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/new-initiative-aims-curb-toxic-impacts-agriculture>

●INC局「暫定アジェンダ」2024年3月21日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45228/21032024_ProvisionalAgenda.pdf

「会合議事録」2024年3月21日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45413/21032024_BureauMinutes.pdf

●OECD「化粧品におけるPFASと代替品：商業利用可能性と現在の用途に関するレポート」2024年2月22日
[https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO\(2024\)4/en/pdf](https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO(2024)4/en/pdf)

●FAO/WHO「コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案に係る情報の要請」2024年3月24日
https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FCircular%252520Letters%252FCCL%2525202024-20%252Fcl24_20e.pdf

(2024年4月)

●UNEP「汚染克服のゲームプラン：プラスチック汚染を克服する時が来た」2024年4月
<https://www.unep.org/beatpollution/beat-plastic-pollution/gameplan-it-is-time-to-beat-plastic-pollution>

●INC-4「UNEP/PP/INC.4/4 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を作成する政府間交渉委員会第4回会期のシナリオノート[1]」2024年4月4日
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45302/ScenarioNoteE.pdf>

●OECD「プラスチックの廃棄物とスクラップの貿易の監視」2024年4月8日

<https://www.unep.org/news-and-stories/speech/global-village-global-plastics-instrument>

●FAO「地球 vs. プラスチック：タフな挑戦」2024年4月22日

<https://www.fao.org/publications/home/news-archive/detail/planet-vs-plastics-a-tough-challenge/en>

●INC-4「UNEP/PP/INC.4/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を作成する政府間交渉委員会第4回会期の作業に関する報告書案」2024年4月24日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45464/INC4ReportE.pdf>

「UNEP/PP/INC.4/L.2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を作成する政府間交渉委員会第5回会期の暫定アジェンダに関する決定案」2024年4月25日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45463/DraftDecisionProvisionalAgendaE.pdf?sequence=8&isAllowed=y>

●INC-4「プレスリリース オタワで世界プラスチック条約交渉が終了し、釜山への道が明確に」2024年4月29日

<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/media#PressRelease29Apr>

(2024年5月)

●IISD（地球交渉紀要）INC-4「2024年4月23～29日サマリーレポート」2024年5月2日

<https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc4-summary>

●INC-4「UNEP/PP/INC.4/INF/5 参加者リスト」2024年5月15日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45553/INC4ListofParticipants.pdf>

●INC-5 局「暫定アジェンダ」2024年5月21日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45588/29052024_ProvisionalAgenda.pdf

- INC-5「政府間交渉委員会第5回会期（INC-5）」2024年5月24日

<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/session-5>

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ」ウェブサイト

「オープンエンド法文起草グループ」ウェブサイト

- OECD「プラスチックのリサイクル含有の要件」2024年5月24日

<https://www.oecd.org/publications/plastics-recycled-content-requirements-b311ee60-en.htm>

(2024年6月)

- INC-5「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ」2024年6月5日

<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/ioeeg>

- WTO「プラスチック・ダイアログの共同コーディネーターがMC13後の活動の指針となる重点分野を概説」2024年6月13日

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/ppesp_13jun24_e.htm

- UNEP「人と環境における一部の化学汚染物質は減少しているが、新たな汚染物質は出現し続けている」2024年6月17日

<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/some-chemical-pollutants-reducing-humans-and-environment-new-ones>

- OECD「「化学物質に対する姿勢」に関する考察」2024年6月17日

[https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO\(2024\)19/en/pdf](https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO(2024)19/en/pdf)

- INC局「2024年6月24日暫定アジェンダ」2024年6月19日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45840/24062024_ProvisionalAgenda.pdf

(2024年7月)

- Codex「クリティカルレビュー – パート IV コーデックス委員会におけるリサイクル指導の調査と開発に関する提案に関する情報の要求」2024年7月1～5日

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/fr/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex>

[%252FMeetings%252FCX-702-](#)

[86%252FWorking%2BDocuments%252Fex86_02_Add3e_rev2.pdf](#)

●INC-5「公開通知：海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力ある文書（協定）草案の編集」2024年7月4日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45870/04072024_Compilation_Text.pdf

●INC-5「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府間交渉委員会によって設置されたアドホック会期間オープンエンド専門家グループ作業計画専門家グループ1/財務」2024年7月9日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45901/WorkProgrammeEG1.pdf>

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府間交渉委員会によって設置されたアドホック会期間オープンエンド専門家グループ作業計画専門家グループ2/技術」2024年7月10日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45902/WorkProgrammeEG2.pdf>

●INC-5「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ第1専門家グループ作業計画」2024年7月10日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45909/EG1.pdf>

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ第2専門家グループの作業プログラムとアンケートへの招待」2024年7月10日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45910/EG2.pdf>

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループのオンライン会議のための Interactioプラットフォームの使用に関する技術トレーニング」2024年7月11日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45916/11072024_Interactio_Technical_Training.pdf

●INC-5「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府間交渉委員会のアドホック会期間オープンエンド専門家グループ会議」2024年7月11日更新

●INC局「暫定アジェンダ」2024年7月15日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45888/15072024_ProvisionalAgenda.pdf

●INC-5 局「2024 年 7 月 15 日会合報告」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46062/BureauReport_15072024.pdf

●INC-5 局「2024 年 5 月 29 日会議議事録」2024 年 7 月 16 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45957/29052024_INC_Bureau_Meeting.pdf

●INC-5「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法的拘束力ある文書を策定する政府間交渉委員会第 5 回会期 (INC-5) への委員会メンバーへの出席招待」2024 年 7 月 18 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45971/InvitationLetter_INC5_Members.pdf

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を策定する政府間交渉委員会第 5 回会期(INC-5)への組織への出席招待」2024 年 7 月 18 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45972/InvitationLetter_INC5_ObserverOrganizations.pdf

●INC-5 局「2024 年 6 月 24 日会議報告書」2024 年 7 月 23 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45980/BureauReport_24062024.pdf

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/1 暫定アジェンダ」2024 年 7 月 23 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46004/Provisional_Agenda.pdf

●WTO「プラスチック対話コーディネーターが今後の取組みの焦点を特定」2024 年 7 月 24 日

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/ppesp_24jul24_e.htm

●INC-5「指名された国の専門家の暫定リスト」2024 年 7 月 25 日

専門家 Gr 1

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45987/Nominated_National_Experts_OEEWG.pdf

専門家 Gr 2

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45987/Nominated_National_Experts_OEEWG.pdf

「テクニカル リソース パーソン」 2024 年 7 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45986/Technical_Resource_Persons.pdf

●INC-5 「UNEP/PP/INC.5/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力ある文書を作成する政府間交渉委員会の作業に関する手続き規則案」 2024 年 7 月 25 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46006/Rules_of_Procedure.pdf

●INC-5 「専門家グループ 2 の照会期限延長」 2024 年 7 月 26 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46003/26072024_EG2_Survey_Deadline_Extention.pdf

●INC-5 「専門家グループ 2 のアンケート回答のまとめ」 2024 年 7 月 30 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46005/Compilation_of_EG2_questionnaire_responses.pdf

(2024 年 8 月)

●INC 局 「2024 年 8 月 12 日会合アジェンダ」 2024 年 8 月 1 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46013/12082024_ProvisionalAgenda.pdf

●IISD 「プラスチック汚染条約に関する主席交渉官外交会議」

<https://sdg.iisd.org/events/diplomatic-conference-of-plenipotentiaries-on-plastic-pollution-treaty/>

「各国がプラスチック汚染の段階的廃止を目指す中、貿易危機を回避する」 2024 年 8 月 6 日

<https://www.iisd.org/articles/insight/avoiding-trade-crisis-countries-look-phase-out-plastic-pollution-INC5>

●INC-5 専門家 Gr 2 「アジェンダ」 2024 年 8 月 9 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46056/Agenda_EG2.pdf

「共同議長による総合文書」 2024 年 8 月 9 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46055/Synthesis_Report_EG2.pdf

「付録 C：アンケート回答の詳細なまとめ」 2024 年 8 月 9 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46053/Detailed_Questionnaire_Responses_Summary.pdf

●INC-5 専門家 Gr 1 「金融メカニズムの設立、資金フローの調整、資金の促進の選択肢を含む、この手段の目的の実施のために動員可能な潜在的な資金源と手段の分析を開発するアドホック会期間オープンエンド専門家グループ アジェンダ」 2024 年 8 月 24～28 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46050/EG1_Agenda.pdf

「共同議長による財政に関する総合報告書」 2024 年 8 月 7 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46049/EG1_Synthesis_Paper.pdf

●INC 局 (Bureau) 「会合報告」 2024 年 8 月 12 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46432/Bureau_Report_12082024.pdf

●INC-5 「プラスチック製品及びプラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質に関する基準に基づく及び基準に基づかないアプローチを特定及び分析し、プラスチック製品の使用と用途を考慮したリサイクル性とリユース性に焦点を当てた製品設計を行うアドホック会期間オープンエンド専門家グループ、議題」 2024 年 8 月 21 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46056/Agenda_EG2.pdf

●UNEP 「ライフサイクルアプローチとは何か、そしてそれがプラスチック汚染の解決にどのように役立つのか？」 2024 年 8 月 22 日

<https://www.unep.org/news-and-stories/story/what-life-cycle-approach-and-how-can-it-help-tackle-plastic-pollution>

●INC-5 アドホック会期間オープンエンド専門家 Gr 関連資料 2024 年 8 月 24～28 日

「対面会議における専門家 Gr 1 からテクニカルリソースパーソンの発表スライド」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46100/TRPs_Presentation_Merged_EG1.pdf

「対面会議における専門家 Gr 2 からテクニカルリソースパーソンの発表スライド」

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46094/EG2%20TRPs%20presentation%20merged.pdf>

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4a（注：問題のあるプラスチック製品）の下での要約」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46101/Expert_Group_2_Summary_Agenda_4a.pdf

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4b（注：懸念される化学物質）の下での要約」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46103/Expert_Group_2_Summary_Agenda_4b.pdf

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4c（注：リサイクルとリユースの可能性に焦点化した製品デザイン）の下での要約」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46110/Expert_Group_2_Summary_Agenda_4c.pdf

(2024年9月)

●Nature 「マクロプラスチック汚染の地域から世界への排出インベントリ」 2024年9月5日

<https://www.nature.com/articles/s41586-024-07758-6>

●INC局「2024年9月6日暫定アジェンダ」 2024年9月5日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46160/INC%20bureau%20agenda%206%20Sept%202024.pdf?sequence=1&isAllowed=y>

「2024年9月12日暫定アジェンダ」 2024年9月11日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46180/INC%20Bureau%20Meeting%20September%2012%20Agenda.pdf>

●INC局「会合報告」 2024年9月6日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46434/Bureau_Report_06092024.pdf

「会合報告」 2024 年 9 月 12 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46433/Bureau_Report_12092024.pdf

●FireBreak「次の活動家の「永遠のキャンペーン」：ナノプラスチック」 2024 年 9 月 12 日

https://www.thefirebreak.org/p/the-next-activist-forever-campaign?utm_source=post-email-title&publication_id=1817835&post_id=148549383&utm_campaign=email-post-title&isFreemail=true&r=3vzdzd&triedRedirect=true&utm_medium=email

●Journal of Exposure Science & Environmental Epidemiology 「食品接触物質への人の広範なばく露の証拠」 2024 年 9 月 17 日

<https://www.nature.com/articles/s41370-024-00718-2>

●WTO「プラスチック汚染対話は、能力構築、プラスチック対策のインベントリについて議論」 2024 年 9 月 18 日

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/ppesp_18sep24_e.htm

●OECD「子供の工芸品やおもちゃへのばく露を推定する際の考慮事項」 2024 年 9 月 18 日

<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/cc3bf8df-en.pdf?expires=1727663406&id=id&accname=guest&checksum=230293ACFD31832BDAEEAF310B771473>

●ストックホルム条約「残留性有機汚染物質検討委員会第 20 回会議 (POPRC.20)」 2024 年 9 月 23 日～27 日

<https://chm.pops.int/TheConvention/POPsReviewCommittee/Meetings/POPRC20/Overview/tabid/9850/Default.aspx>

●EurekAlert! 「ボトル入り飲料水が人類と地球の健康に及ぼす甚大かつ増大する影響について緊急に再考する」 2024 年 9 月 24 日

<https://www.eurekalert.org/news-releases/1058748>

●Nature「科学はプラスチック中毒を治せるか？」 2024 年 9 月 25 日

<https://www.nature.com/articles/d41586-024-03010-3>

●UNEP「プラスチック汚染協定が近づくとつれ、歴史が呼び起こされる」2024年9月26日

<https://www.unep.org/news-and-stories/speech/history-beckons-plastic-pollution-deal-draws-closer>

●INC-5「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府間交渉委員会主席交渉官（HoD）非公式対面会議、2024年9月30日～10月1日、ケニアのナイロビのUNEP本部にて」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46259/HoDs_Information_Note.pdf

●HAC「HAC加盟国閣僚のINC-5に関する共同声明」2024年9月

<https://hactoendplasticpollution.org/hac-member-states-ministerial-joint-statement-for-inc-5/>

●釜山への架け橋「一次プラスチックポリマーに関する宣言」

<https://www.bridgetobusan.com/>

●FAO農業委員会「FAOの農業におけるプラスチックの使用と管理に関する取組みと農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範」2024年9月30日

<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/5578973a-5059-4683-a0a5-2d58e90f8da6/content>

(2024年10月)

●INC局「INC局会合アクションポイント 2024年10月2日」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46435/Action_Point_02102024.pdf

「暫定アジェンダ」2024年10月2日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46441/Provisional_Agenda_02102024.pdf

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/1/Add.1注釈付き暫定アジェンダ」2024年10月2日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46385/Annotated_Provisional_A

[genda_E.pdf](#)

●OECD「2040年までにプラスチック汚染をなくすための政策シナリオ」2024年10月2日

https://www.oecd.org/en/publications/policy-scenarios-for-eliminating-plastic-pollution-by-2040_76400890-en.html#:~:text=This%20report%20provides%20insights%20into%20the%20potential%20environmental%20benefits%20and

「プラスチックのライフサイクル全体に亘る世界的取組みにより、2040年までにプラスチック汚染をほぼ排除できる可能性がある」

<https://www.oecd.org/en/about/news/press-releases/2024/10/policy-scenarios-for-eliminating-plastic-pollution-by-2040.html>

●GenevaEnvironmentNetwork「釜山への道 | プラスチック条約交渉：最新情報とゴールラインへの展望」2024年10月4日

<https://www.genevaenvironmentnetwork.org/events/road-to-busan-plastics-treaty-talks-updates-and-the-view-to-the-finish-line/>

●IISD「国際プラスチック条約は貿易にどのような影響を与えるか？」2024年10月8日
<https://www.iisd.org/articles/explainer/how-will-global-plastics-treaty-impact-trade>

「INC-5に先立つ、プラスチック条約協議における実施状態に関するパネルの最新情報」
2024年10月15日

<https://sdg.iisd.org/news/ahead-of-inc-5-panel-updates-on-state-of-play-in-plastic-treaty-talks/>

●INC局「暫定アジェンダ」2024年10月10日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46457/Provisional_Agenda_10102024.pdf

●INC局「2024年10月10日INC局会合アクションポイント案」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46515/Bureau_Action_Points_10102024.pdf

●UNEP「今後の取組みの優先事項と潜在的な国際的行動に関する利害関係者の見解の概要

分析」2024年10月11日

<https://www.unep.org/topics/chemicals-and-pollution-action/chemicals-management/issues-concern>

●科学者連合「INC 議長の非公式報告書第2版に対するオープンレスポンス」2024年10月16日

<https://ikhapp.org/wp-content/uploads/2024/10/Scientists-Coalitions-open-response-to-the-INC-Chairs-second-iteration-of-non-paper.pdf>

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会第5回会期のシナリオノート[1]」2024年10月17日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46402/Scenario_Note.pdf

「UNEP/PP/INC.5/5 この文書（協定）の目的の実施のため、第5回委員会で検討する金融メカニズムの設立、資金フローの調整、資金の促進の選択肢を含む、動員可能な潜在的な資金源と手段の分析を行う UNEP/PP/INC.5/5 アドホック会期間オープンエンド専門家グループ」2024年10月17日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46401/UNEP_PP_INC_5_5_Advance%20Expert%20Group%201%20Co-chairs%20Report.pdf

「UNEP/PP/INC.5/6 プラスチック製品、プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質、製品設計に関する基準に基づく及び基準に基づかないアプローチを特定し、分析し、プラスチック製品のリサイクル性とリユース性に焦点を当て、第5回委員会で検討に備えるためのアドホック会期間オープンエンド専門家グループ」2024年10月16日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46392/UNEP_PP_INC_5_6_Advance%20Expert%20Group%202%20Co-chairs%20Report.pdf

●INC-5「2024年10月10日 INC 事務局会議アクションポイント案」2024年10月24日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46515/Bureau_Action_Points_10102024.pdf

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/INF/3 環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加、司法へのアクセスに関する条約事務局から提出された情報」2024年10月24日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46518/Aarhus_Convention_Secretariat.pdf

●Northeastern Univ. 「アンブリ対話：プラスチック条約の展望 - 釜山会議 30 日前戦略セッション」 2024 年 10 月 25 日

<https://cssh.northeastern.edu/policyschool/the-ambuli-dialogues-the-plastics-treaty-prospects-strategy-session-30-days-before-busan/>

●INC 局「暫定アジェンダ」 2024 年 10 月 28 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46458/Provisional_Agenda_28102024.pdf

●INC-5 「UNEP/PP/INC.5/INF/4 国連防災機関が提出した情報」 2024 年 10 月 28 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46519/UNDRR.pdf>

「UNEP/PP/INC.5/INF/5 国連食糧農業機関が提出した情報」 2024 年 10 月 28 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46520/FAO.pdf>

●INC-5 「委員会議長のノンペーパー第 3 版」 2024 年 10 月 29 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46483/INC%20Chair%20Non%20Paper%203%20-%202029.10.2024.pdf>

●INC-5 「議長ノンペーパー第 3 版の公開通知」 2024 年 10 月 30 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46517/30102024_Chairs_Non_Paper_3.pdf

●WTO 「プラスチック汚染に関する対話は、MC 14 の成果に向けた主要な焦点領域に議論を進める」 2024 年 10 月 31 日

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/ppesp_31oct24_e.htm

●WWF 「INC-5 議長が提案した新しい条約テキストには大きな欠陥が残っている。各国はプラスチック汚染サミットに向け野心を高める必要がある：WWF」 2024 年 10 月 31 日

https://wwf.panda.org/wwf_news/press_releases/?12530966/Major-gaps-remain-in-new-treaty-text-proposed-by-INC-5-Chair-countries-must-ramp-up-ambition-ahead-of-upcoming-plastic-pollution-summit-WWF

(2024 年 11 月)

- INC局「2024年11月11日暫定アジェンダ」2024年11月6日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46536/Provisional_Agenda_11112024.pdf

- INC-5「国連環境計画事務局長から提出された情報」2024年11月6日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46516/Executive_Director_Note_Diplomatic_Conference.pdf

- INC-5「UNEP/PP/INC.5/INF/1 国連環境計画事務局長から提出された情報」2024年11月6日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46516/Executive_Director_Note_Diplomatic_Conference.pdf

- INC局「暫定アジェンダ」2024年11月11日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46536/Provisional_Agenda_11112024.pdf

- INC-5「委員会メンバーから伝達された法文専門家のリスト」2024年11月11日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46561/Legal_Experts.pdf

- INC-5「ウェブキャスト」
<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/webcast#INC5ObserversConversation>

- INC-5「11月25日～12月1日、韓国釜山におけるINC第5回会期に関する実用的情報」2024年11月11日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46570/11112024_Practical_Information.pdf

- INC-5「UNEP/PP/INC.5/INF/6 バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約事務局から提出された情報」2024年11月11日
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46618/BRS.pdf>

- IUCN「INC-5 - プラスチック汚染条約 (ILBI) INC 議長ノンペーパーの法的分析」2024年11月13日
<https://iucn.org/sites/default/files/2024-11/iucn-wcel-inc-5-legal-analysis-chairs-non-paper-13-november-2024.pdf>

生物多様性の観点から、ドラフトテキスト統合版に基づきノンペーパー第3版の修正案を公表。

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/INF/7 国連訓練研究機関が提出した、プラスチック及び関連化学物質に対する化学物質の分類及び表示に関する世界的に調和されたシステムの関連性に関する情報」2024年11月14日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46619/UNITAR.pdf>

●INC-5「11月24日15:00～16:00、BEXCOにてオブザーバーとの直接対話への招待」2024年11月14日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46596/14112024_Conversation_Observers.pdf

●Science「2050年までに世界のプラスチック廃棄物の不適切な管理と温室効果ガスの排出を削減する道筋」2024年11月14日

<https://www.science.org/doi/10.1126/science.adr3837>

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/INF/8 国連児童基金から提出された情報」2024年11月15日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46620/UNICEF.pdf>

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/7 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的文書（協定）を作成する政府間交渉委員会第5回会期における作業の組織化に係る詳細を提供する議長メモ[1]」2024年11月20日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46645/INC5-supplementary-19%20Nov.pdf>

「INC-5の作業の組織化に関し詳細を記載した議長メモの参照可能性の通知」2024年11月21日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46659/21112024_Chairs_Note.pdf

●INC-5「UNEP/PP/INC.5/INF/9 国連人権高等弁務官事務所が提出した情報」2024年11月20日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46661/OHCHR.pdf>

「UNEP/PP/INC.5/INF/10 WHOから提出された情報」2024年11月22日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46660/WHO.pdf>

「UNEP/PP/INC.5/INF/11 国際労働機関が提出した情報」 2024 年 11 月 22 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46669/ILO.pdf>

●INC 局「2024 年 10 月 28 日アクションポイント案」 2024 年 11 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46849/28102024_Bureau_Action_Point.pdf

「2024 年 11 月 11 日アクションポイント案」 2024 年 11 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46855/11112024_Bureau_Action_Point.pdf

「2024 年 11 月 19 日暫定アジェンダ」 2024 年 11 月 17 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46853/19112024_Bureau_Provisional_Agenda.pdf

「2024 年 11 月 19 日アクションポイント案」 2024 年 11 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46852/19112024_Bureau_Action_Point.pdf

「2024 年 11 月 23 日暫定アジェンダ」 2024 年 11 月 13 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46850/23112024_Bureau_Provisional_Agenda.pdf

「2024 年 11 月 23 日アクションポイント案」 2024 年 11 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46851/23112024_Bureau_Action_Point.pdf

●INC-5 コンタクトグループ 1 インセッションドキュメント

「アメリカ合衆国 – テキスト提出プラスチック製品」 2024 年 11 月 25 日

https://resolutions.unep.org/incres/uploads/usa_text_proposal_contactgroup1_plastic_products_3_0.pdf

「アメリカ合衆国 – テキスト提出化学物質」 2024 年 11 月 25 日

https://resolutions.unep.org/incres/uploads/usa_text_proposal_contactgroup1_chemicals_5

[_0.pdf](#)

●Codex 「2024 年 6 月 26 日付コーデックス回状 CL 2024/20-CAC 「コーデックス委員会におけるリサイクルガイドラインの調査と開発に関する提案に関する情報要求」に対する欧州連合コメント」 2024 年 11 月 25 日～30 日

https://food.ec.europa.eu/document/download/4ccd8f6b-93b8-4cb3-878e-4f85305c153e_en?filename=codex_cac_47_cl-2024-20_reply.pdf

●INC-5 「UNEP/PP/INC.5/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的文書（協定）を開発する政府間交渉委員会第 5 回会期の作業に関する報告書草案」 2024 年 11 月 28 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46709/INC5_Report_E.pdf

●INC-5 「委員会議長の草案を含むノンペーパー」 2024 年 11 月 29 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46705/Chair_Proposal.pdf

(2024 年 12 月)

●INC-5 「UNEP/PP/INC.5/INF/12 参加者リスト」 2024 年 12 月 1 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46841/INC5ListofParticipants.pdf>

●INC-5 「議長のテキスト」 2024 年 12 月 1 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46710/Chairs_Text.pdf

●UNEP 「意味あるプラスチック汚染条約に一步近づく」 2024 年 12 月 1 日

<https://www.unep.org/news-and-stories/speech/one-step-closer-meaningful-plastic-pollution-treaty>

「プラスチック汚染交渉は新たなテキストで休会し、フォローアップ会期が予定される」 2024 年 12 月 1 日

<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/plastic-pollution-negotiations-adjourn-new-text-and-follow-session>

●INC-5 「UNEP/PP/INC.5/INF/12 参加者リスト」 2024 年 12 月 1 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46841/INC5ListofParticipants.p>

df

●OECD「第5回国際プラスチック交渉ラウンド (INC-5) における OECD」2024年11月25日～12月1日

<https://www.oecd.org/en/events/2024/11/OECD-at-the-Fifth-Session-of-the-Intergovernmental-Negotiating-Committee.html>

●illuminem Voices「プラスチック汚染条約交渉 - 行き詰まりを打開する代替手段」2024年12月11日

<https://illuminem.com/illuminemvoices/plastics-pollution-treaty-negotiations-alternative-pathways-to-overcome-the-impasse>

●UNEP「アフリカ5カ国がプラスチックからの有害化学物質の放出削減に協力」2024年12月13日

<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/five-african-countries-unite-reduce-release-hazardous-chemicals>

●INC-5「登録と出席の分析」2024年12月16日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46860/INC5_Attendance_Statistics.pdf

●Newsweek「プラごみの海に沈む地球を救う方法...「たった4つの政策」で廃棄は90%減できる」2024年12月19日

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8c8422ccc645a45a31bfccea79bc9080f425e559?page=1>

●釜山への架け橋「一次プラスチックポリマーに関する宣言」

<https://www.bridgetobusan.com/ppp>

「懸念のあるプラスチック製品及び化学物質に関する宣言」

<https://www.bridgetobusan.com/ppcc>

「野心のために立ち上がろう」

<https://www.bridgetobusan.com/sufa>

●ScienceAlert「ティーバッグ1個から体内に数十億個のマイクロプラスチックが放出される可能性がある」2024年12月27日

<https://www.sciencealert.com/a-single-tea-bag-could-release-billions-of-microplastics-into-the-body>

(2025 年 1 月)

●INC 局「2025 年 1 月 21 日暫定アジェンダ」2025 年 1 月 8 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46859/21012025_Provisional_Agenda.pdf

●国際汚染物質撲滅ネットワーク (IPEN)「国際汚染物質撲滅ネットワークからの手紙」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46905/IPEN_Letter.pdf

●WHO「WHO は米国の脱退意向表明にコメントする」2025 年 1 月 21 日

<https://www.who.int/news/item/21-01-2025-who-comments-on-united-states--announcement-of-intent-to-withdraw>

●国際持続可能性発展研究所 (IISD)「プラスチック汚染条約交渉：今後の方向性」2024 年 1 月 22 日

<https://sdg.iisd.org/commentary/guest-articles/plastics-pollution-treaty-negotiations-ways-forward/>

●UNEP「プラスチック汚染の終焉に近づく」2025 年 1 月 23 日

<https://www.unep.org/news-and-stories/speech/closing-end-plastic-pollution>

●INC 局(Bureau)「INC-5 会期中局会議概要」2025 年 1 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46907/Bureau_Summaries_During_INC5.pdf

●ODA「海洋プラスチック ODA プロジェクトが重要なマイルストーンと 2025 年の計画とともに前進」2025 年 1 月 30 日

<https://www.pemsea.org/index.php/resources/news/marine-plastics-oda-project-advances-key-milestones-and-2025-plans>

●INC 局「2025 年 1 月 21 日局会議の概要と行動指針案」2025 年 1 月 31 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46992/21012024_Bureau_Report.pdf

●INC-5 「2024年11月25日から12月1日まで韓国釜山の釜山展示コンベンションセンターで開催された海洋環境を含むプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会第5回会期第1部（INC-5.1）に対する調査のフィードバック」2025年1月
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46897/INC5_Survey.pdf

●Newsweek 「マイクロプラスチックが早産リスクを高める可能性がある」と科学者が警告」2025年1月31日
<https://www.newsweek.com/microplastics-nanoplastics-mnp-preterm-birth-risk-placenta-2024162>

(2025年2月)

●Nature Medicine 「死後の脳におけるマイクロプラスチックの生体内蓄積」2025年2月3日
<https://www.nature.com/articles/s41591-024-03453-1>

●INC局 「2025年2月20日暫定アジェンダ」2025年2月6日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47014/20022025_Provisional_Agenda.pdf

●INC-5 「効果的プラスチック条約のための科学者連合調整チームからの書簡」2025年2月11日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47058/Open%20letter%20to%20Bureau%20from%20Scientists%20Coalition_%20cc_%20chair%2c%20secretariat%20_%20re%20observer%20access%20at%20INC5.2.pdf

「2月20日会合の議題にオブザーバーの効果的参加を含めるよう局に要請」2025年2月13日
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47065/Letter%20of%20request%20to%20the%20Bureau%20to%20include%20in%20its%20agenda%20for%20the%20February%202020%20meeting%20the%20effective%20involvement%20of%20observers.pdf>

「INC プロセスにおける先住民族の意義ある参加の保証と先住民族の権利の承認と保護を求める」2025年2月14日
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47083/Call%20for%20Assurance%20of%20Participation%20and%20Respect%20the%20Rights%20of%20Indigenous%20P>

[eoples%20at%20INC.pdf](#)

「2025年2月14日、利害関係者の有意義な参加の保証と先住民族とそのコミュニティの主要グループから送られた書簡へ全面的な支持を求める」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47086/Letter_to_INC_Bureau_from_Womens_Major_Group.pdf

●WTO「プラスチック対話は貿易措置の協力、基準、調和を模索する」2025年2月13日

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/ppesp_14feb25_e.htm

●IARC「IARCモノグラフ第135巻：パーフルオロオクタン酸（PFOA）およびパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）」2025年2月14日

<https://www.iarc.who.int/news-events/iarc-monographs-volume-135-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos/>

●FAO「内分泌かく乱化学物質へのばく露 2002年から2024年までの変化」2024年

<https://openknowledge.fao.org/items/ec927884-7e97-46f5-a5f6-b2c77b4ac378>

国連政府間交渉委員会（INC） 専門家会議

1.概要

- ・会議名：国連政府間交渉委員会（INC）アドホック会期間オープンエンド専門家グループ会議
- ・会議期間：2024年8月24日（土）～8月28日（木）（出張期間：2024年8月23日（金）～8月29日（金））
- ・会場：タイ（バンコク）国連カンファレンスセンター
- ・参加者：790名 日本政府参加者：26名

2.専門家会議の結果

INC-4（カナダ（オタワ））決定に基づき、2024年8月24日～28日アドホック会期間オープンエンド専門家会議がタイ（バンコク）で開催された。

本会議は、交渉ではないものと位置付けられ、(WG 1) 資金・技術支援等の実施手段に関し、及び(WG 2)主要義務規定（①問題があり回避可能なプラスチック製品（議題 4a）、②懸念のある化学物質（議題 4b）、③リユース・リサイクルに焦点を当てた製品設計の基準等（議題 4c））に関し、専門的・技術的な議論が行われた。

出張者が参加した専門家会議 WG 2 の議題は次のとおり構成された。

議題 1：開会

議題 2：組織に関する事項

議題 3：オンライン会合を含めた専門家グループのこれまでの作業に関する最新情報

議題 4：

議題 4a：プラスチック製品に関するクライテリアに基づくアプローチ（CBA）とクライテリアに基づかないアプローチ（NCBA）の識別と分析

議題 4b：プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質(COC)に関するクライテリアに基づくアプローチ（CBA）とクライテリアに基づかないアプローチ（NCBA）の識別と分析

議題 4c：プラスチック製品の用途と応用を考慮したリサイクル性と再利用性に焦点を当てた製品設計

議題 5：議論の要約

議題 6：その他の事項

議題 7：閉会

(WG 2)主要義務規定に関する会合について報告する。

各議題について、世界共通基準や特定の製品・化学物質リスト化の有効性、各国の事情を踏まえた国内措置や自主的な取組みの実施、代替手段、社会経済影響、途上国支援、他条約との関係等、多様な論点について議論が行われた。

WG 2 の議論の概要をセッションごとに（時系列的に）まとめる。

セッション	議論の概要
8月24日（土）am	<ul style="list-style-type: none">●共同議長（イラク）から、対面会合のスケジュールに関して説明があった。1日目午前では、議題1（開会）、議題2（組織事項）、議題3（オンライン会合を含むこれまでの作業成果）が行われたほか、議題4a（プラスチック製品に関するクライテリアに基づくアプローチ（CBA）、クライテリアに基づかないアプローチ（NBCA））について対面会合用の一般的質問（GQ）に基づき議論を実施した。●議題4aのGQに関する各国の意見が出された。
8月24日（土）pm	<ul style="list-style-type: none">●議題4aとして、専門家からGQ（アプローチの特徴、メリット・デメリット等）の続きに関する意見が示された。●GQ（必要な条件・前提）について、専門家からは、必要な条件・前提として、国際レベルでのクライテリアの設定（条約で設定又は条約制定後科学機関が設定）、リスト化のためのプロセスの設定、クライテリアやリスト化のための科学的な評価の実施、途上国が実施するための先進国による実施方法（MOI）の提供、定期的な見直し・実施状況の確認、社会経済的な影響への配慮、代替品の利用可能性への配慮、ケミカルリサイクル等のリサイクルの現状に関する情報共有等が挙げられた。●バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約（BRS）事務局、国連貿易開発会議（UNCTAD）から構成されるテクニカル リソース パーソン（TRP）から、CBAとNCBAに関する既存事例における特性等について発表が行われた。CBAは、規制対象に関する

	<p>構造化された科学的な基礎情報を提供し、規制対象や製品リストを長期的に拡大することを可能にする一方で、NCBA は、より柔軟性があり、特定の国情や分野特有の状況に適応させることができると説明された。</p>
8月25日(日) am	<p>●共同議長から、前日の議題 4a「プラスチック製品に関する CBA/NCBA の特定・分析」で専門家から示された意見に関する要約が口頭で紹介された。これに対して、複数の専門家から意見の修正・追加の要望が示された(日本、豪州、サウジアラビアからケミカルリサイクルに関する記述について修正・追加・補足情報の提供があったが、共同議長からは要約の中で特定の技術に限定した詳細な記述は望ましくないとの見解が示された)。26日(月)には修正版の要約が文書で公開予定とされた。</p> <p>●TRP から、既存の多国間環境協定(MEA)における化学物質の規制状況や評価手法等について情報提供があった。</p> <p>●イラン、サウジアラビア、ロシア、キューバ等から、TRP の発表に対する質疑応答を設けるよう要望があり、共同議長で協議した結果、この日の午後に TRP の発表内容を再度扱う時間を設けることになった(前日分も含めて TRP の発表資料のウェブサイトへの掲載作業は進行中と伝えられた)。</p> <p>●議題 4b「COC に関する CBA/NCBA の特定・分析」に関する GQ (アプローチの特徴、メリット・デメリット等)について専門家から意見が示された。</p>
8月25日(日) pm	<p>●議題 4b「COC に関する CBA/NCBA の特定・分析」に関する GQ (アプローチの特徴、メリット・デメリット等)について意見が示された。</p> <p>●議題 4c「製品設計に関する CBA/NCBA の特定・分析」に関する GQ (アプローチの特徴、メリット・デメリット等)について専門家から意見が示された(夜のセッションで継続された)。</p>
8月26日(月) am	<p>●前日午後に引き続き、議題 4b「COC に関する CBA/NCBA の特定・分析」に関する GQ (アプローチの特徴、メリット・デメリット等)について専門家から意見が示された。</p>

	<p>●GQ（必要な条件・前提）について、国際レベルでのクライテリアの設定・リスト化、評価のためのガイダンス・ツールの開発、代替物質の利用可能性の評価、社会経済影響の評価、データベースの整備、MOIの促進、除外規定・猶予期間の設定、既存のMEAとの連携強化等が示された。午後のセッションで議論継続とされた。</p> <p>●複数のTRPから、これまでのセッションで示された専門家からの質問に対して情報提供があった。</p> <p>UNCTAD：①プラスチック製品、②シングルユースプラスチック（SUP）、③COCの定義に関して、①はISOの技術委員会による定義が参照できる、②は国際的な合意された定義は存在せず一部の条約や国内規制で定義があるが乖離がある、③国際的な合意された定義は存在せずBRS等の関連文書に言及されている。</p> <p>●共同議長から、この日の夜セッション（18～20時）開催のアナウンスがあった。</p>
8月26日（月）pm	<p>●本日午前引き続き、議題4b「COCに関するCBA/NCBAの特定・分析」に関するGQ（必要な条件や前提）について意見が示された。</p> <p>●議題4c「製品設計に関するCBA/NCBAの特定・分析」に関するGQ（アプローチの特徴、メリット・デメリット等）について専門家から意見が示された。</p>
8月27日（火）am	<p>●議題4c「製品設計に関するCBA/NCBAの特定・分析」に関するGQ（必要な条件・前提等）について意見が示された。</p>
8月27日（火）pm	<p>●共同議長（イラク）から、議題4bの要約が口頭で紹介された。多くの専門家から、口頭での説明はコメントするには不十分であり、要約文書を早急にアップし書面でコメントする時間を設けるよう要望があった。また、要約の内容に関して、ロシアやサウジアラビア等から、意見が対立しているアプローチがあることを追加すべき、国家主導のアプローチを支持する意見があることを追加すべき、既存のMEA等における規制状況の一覧表を追加すべき、等の要望があった（共同議長からは、交渉ではなく技術的な議論の結果を要約したものであるため、特定のアプローチに対する支持・不支持を記載するのは適当ではないとの応答があった）。要約文書はこの日17時を目途にウェブサイトに掲載される予定とされた。</p>

	<p>●議題 4a の要約文書に関する議論が行われ、複数の専門家から、文書の冒頭でアプローチに対する異なる考え方があったことを明示することが求められたほか、個別の記述内容に対しても追加・修正が求められた。</p> <p>●共同議長から、ウェブサイトへアップされた議題 4b の要約文書について議論を行うよう提案があったが、ロシアやサウジアラビア等から要約文書を確認する時間が必要であるため、次の日の午前中に議論を行うよう要望があり、協議の結果、次の日の午前中に議論が行われることになった。</p>
8月28日(水) am	<p>●議題 4b の要約文書に関して議論が行われ、サウジアラビア、イラン、ロシア等を含めた複数国から修正・追加の要望があった(日本も発言内容に基づく修正・追加を要望した)。</p> <p>●議題 4c の要約文書がアップされたが、専門家が確認する時間を確保するため、11時30分から議論再開予定(口頭での説明と質疑応答は省略し、要約文書に関する議論をすぐに開始する予定)とされた。</p> <p>●議題 4c の要約文書に関して議論が行われ、COC・追跡可能性・リサイクル目標・EPR 制度等マנדート外の事項に関する記述の削除する(キューバ、サウジアラビア、バーレーン、インド、イラン、カタール)、Part1 の一般的検討に廃棄物ヒエラルキーの考慮を追加する(英国、スイス、カナダ、クック諸島)等、複数の国(日本を含む)から追加・修正の要望があった(前者に対して、共同議長から実際に意見があった事項であるため削除等は想定していない旨の応答があった)。</p> <p>●議題 4 の議論は全て終了し、14:30 から議題 5「議論の要約」として議題 4a～c の要約文書を踏まえた共同議長報告書に関して議論する予定とされた。</p>
8月28日(水) pm	<p>●議題 5「議論の要約」に関して、共同議長から、INC-5 に向けて作成される共同議長報告書の作成プロセスについて説明があり、議題 4a-c の要約文書を基に会合終了後に作成し 10月14日までにウェブサイトに掲載予定である旨の説明があったほか、構成案の紹介</p>

	<p>があった。構成案に関して、一部の専門家から修正提案（条件や前提条件を独立項目ではなく議題 4a～c の項目に統合）があり、作成に際して注記されることになった。</p> <p>●議題 6「その他の事項」、議題 7「閉会」に関しては、特に専門家からの意見はなく終了した。</p>
--	--

つぎに WG 2 の議論を 3 つの議題（議題 4a、議題 4b、議題 4c）ごとにまとめる。

- ① 議題 4a：問題があり回避可能なプラスチック製品：共通の国際基準等の設定が有効と指摘された一方で、特定の製品分野を条約/各国で特定するか、ガイドライン等に基づき各国で基準・製品分野を特定するか等で意見が分かれた。

また、会議中、議長が BRS 事務局と UNCTAD から構成されるテクニカル リソース パーソンに発表を求め、問題があり回避可能なプラスチック製品としてつぎの表が示された。

フェーズアウト 又は制限を提 案された品目	特定のステークホルダーから引用 された理由	対象品目を問題があり避 けるべきとしているプラス チック協定	CGF GDR
ePS(発泡ポリスチレン)包装	リサイクルを経済的に成り立たせるのは難しすぎる。家庭ごみから分別されてリサイクルされることは殆どない。殆どの材料は焼却され、埋立てられる。	7 つの協定:米国、カナダ、チリ、南アフリカ、ケニア、フランス、ポーランド、ポルトガル、イギリス	x
PVC(ポリ塩化ビニル)包装	リサイクルできず、リサイクルシステムに入ると汚染物質となる。その存在は他のリサイクル品の品質に影響を与える。	9 つの協定:アメリカ、カナダ、チリ、南アフリカ、ケニア、フランス、ポーランド、ポルトガル、イギリス	x
カーボンブラック顔料	近赤外線(NIR)技術を使っても選別工程で検出されないため、リサイクルされない。殆どの材料は焼却され、埋立てられる。	5 つの協定:アメリカ、カナダ、フランス、ポーランド、ポルトガル	x
PVDC (ポリ塩化ビニリデン)	包装材料にこれらの材料が含まれていると他のプラスチックのリサイクルが妨げられ、他のリサイクル品の品質に影響を与える。	4 つの協定:アメリカ、カナダ、ポーランド、ポルトガル (改訂中)	x

PS (ポリスチレン)包装	リサイクルを経済的に成り立たせるのは難しすぎる。家庭ごみから分別されてリサイクルされることは殆どない。殆どの材料は焼却され、埋立てられる。	8 つの協定:米国、カナダ、チリ(改定中)、南アフリカ(持ち帰り包装のみ)、ケニア、フランス(改定中)、ポーランド(改定中)、イギリス	x
多層多材料	これらの包装は何層ものプラスチックで構成される。異なる互換性のないタイプである。リサイクルの難易度は高い。	5 つの協定:チリ(改定中)、フランス(改定中)、ポルトガル(改定中)、ポーランド、英国(改定中)	
PETg(ポリエチレンテレフタレートグリコール)	PET リサイクルの流れに存在する場合、汚染物質として作用し、PET 材料のリサイクル性と価値を阻害する。	5 つの協定:アメリカ、カナダ、ケニア、フランス(改定中)、ポーランド	x
オキシ分解性包装	マイクロプラスチックに断片化し、プラスチック汚染の原因となる。長期的なリユース、大規模なリサイクル、堆肥化には適していない。	7 つの協定:アメリカ、カナダ、南アフリカ、ケニア、ポーランド、ポルトガル、イギリス	x

(注) CGF GDR : 消費者製品フォーラム ゴールデンデザインルール。

② 議題 4b : 懸念のある化学物質 : 他条約との重複回避を前提として多くの国が何らかの対応を提案した一方、条約の対象にすべきでないとの見解もあった。対象物質の特定方法 (国際/国内)、リスク/ハザードベース等も意見が分かれた。

③ 議題 4c : 製品設計 : 多くの国が国際基準/国内基準の設定やガイドラインの策定、セクター別対応の必要性を指摘した。

各議題に対する各国の見解や背景情報への理解促進が図られ、11月のINC-5 韓国(釜山)に向けて、交渉を予断するものではないことを前提に、今後、本会合での議論を総括した「共同議長サマリー」が作成されることとなった。

3. 専門家会議期間及び終了後得られた情報

- ・ 本会議終了後、共同議長サマリーが公表された。

・本会議で得た情報により、プラスチック汚染防止条約（案）の策定は、2023年9月4日ゼロドラフトテキスト→2023年12月28日ドラフトテキスト改訂版→2024年7月4日ドラフトテキスト統合版に基づく作業の継続ではなく、局（Bureau）会合、主席交渉官（HoD）会合、議長のシナリオノートとノンペーパー（非公式文書）が今後の条約交渉に重要な役割を果たすと予想された。

・この間の局、主席交渉官の会合などの開催日程は次のとおり。

開催日	適用
8月12日（月）	局会合（リモート）
8月19日（月）～20日（火）	局合宿（対面、ジュネーブ）
9月6日（金）	局会合（リモート）、議長ノンペーパー第1版（非公開）
9月12日（木）	局会合（リモート）
9月16日（月）	主席交渉官会合（リモート）、議長ノンペーパー第2版（非公開）
9月30日（月）～10月1日（火）	主席交渉官会合（対面、ナイロビ）
10月2日（水）	局会合（対面、ナイロビ）
10月10日（木）	局会合（リモート）
10月28日（月）	局会合（リモート）
11月11日（月）	局会合（リモート）
11月23日（土）	局会合（対面、釜山）
11月25日（月）～12月1日（日）	INC-5（対面、釜山）

・議長のシナリオノートは UNEP/PP/INC.5/2 で公表された。またノンペーパーは、9月6日第1版（非公開）、9月16日第2版（非公開）を経て、INC-5 開催4週間前に第3版が公開される。

4. 専門家会議参考資料

● 専門家会議への案内

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ」2024年6月5日

<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/ioeeg>

「コンセプトノート」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45639/INC-ISW-ConceptNote_4June2024.pdf

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ第1 専門家グループ作業計画」2024年7月10日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45909/EG1.pdf>

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ 専門家グループ1」
「議題」2024年8月7日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46050/EG1_Agenda.pdf

「共同議長による財政に関する総合報告書」2024年8月7日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46049/EG1_Synthesis_Paper.pdf

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ第2 専門家グループの作業プログラムとアンケートへの招待」2024年7月10日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45910/EG2.pdf>

「専門家グループ2のアンケート期限延長」2024年7月26日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46003/26072024_EG2_Survey_Deadline_Extention.pdf

「専門家グループ2のアンケート回答のまとめ」2024年7月30日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46005/Compilation_of_EG2_questionnaire_responses.pdf

INC-5 「アドホック会期間オープンエンド専門家グループ 専門家グループ2」

「議題」2024年8月9日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46056/Agenda_EG2.pdf

「共同議長による総合文書」2024年8月9日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46055/Synthesis_Report_EG2.pdf

「付録 C：アンケート回答の詳細なまとめ」 2024 年 8 月 9 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46053/Detailed_Questionnaire_Responses_Summary.pdf

「アドホック会期間オープンエンド専門家グループのオンライン会議のための Interactio
プラットフォームの使用に関する技術トレーニング」 2024 年 7 月 11 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45916/11072024_Interactive_Technical_Training.pdf

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府
間交渉委員会によって設置されたアドホック会期間オープンエンド専門家グループ 作業
計画専門家グループ 1/財務」 2024 年 7 月 9 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45901/WorkProgrammeEG1.pdf>

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府
間交渉委員会によって設置されたアドホック会期間オープンエンド専門家グループ 作業
計画専門家グループ 2/技術」 2024 年 7 月 10 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45902/WorkProgrammeEG2.pdf>

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書を開発する政府
間交渉委員会のアドホック会期間オープンエンド専門家グループ会議 参加者への情報メ
モ」 2024 年 7 月 11 日更新

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45669/Information_Note_International_Work_Meeting.pdf

● 専門家会議参加者リスト

5 「指名された国の専門家の暫定リスト」 2024 年 7 月 25 日

専門家 Gr 1

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45987/Nominated_National_Experts_OEEWG.pdf

専門家 Gr 2

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45987/Nominated_National_Experts_OEEWG.pdf

●テクニカル リソース パーソン

「テクニカル リソース パーソン」 2024 年 7 月 24 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45986/Technical_Resource_Persons.pdf

INC-5 アドホック会期間オープンエンド専門家 Gr 関連資料

「対面会議における専門家 Gr 1 からテクニカルリソースパーソンの発表スライド」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46100/TRPs_Presentation_Merged_EG1.pdf

「対面会議における専門家 Gr 2 からテクニカルリソースパーソンの発表スライド」

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46094/EG2%20TRPs%20presentation%20merged.pdf>

●共同議長サマリー

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4a（注：問題のあるプラスチック製品）の下での要約」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46101/Expert_Group_2_Summary_Agenda_4a.pdf

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4b（注：懸念される化学物質）の下での要約」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46103/Expert_Group_2_Summary_Agenda_4b.pdf

「専門家 Gr 2ーアジェンダ 4c（注：リサイクルとリユースの可能性に焦点化した製品デザイン）の下での要約」

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46110/Expert_Group_2_Summary_Agenda_4c.pdf

●INC-5 公式文書への反映

「UNEP/PP/INC.5/5 この文書（協定）の目的の実施のため、第 5 回委員会で検討する金融メカニズムの設立、資金フローの調整、資金の促進の選択肢を含む、動員可能な潜在的な資金源と手段の分析を行う UNEP/PP/INC.5/5 アドホック会期間オープンエンド専門家グループ」 2024 年 10 月 17 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46401/UNEP_PP_INC_5_5_Advance%20Expert%20Group%201%20Co-chairs%20Report.pdf

「UNEP/PP/INC.5/6 プラスチック製品、プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質、製品設計に関する基準に基づく及び基準に基づかないアプローチを特定し、分析し、プラスチック製品のリサイクル性とリユース性に焦点を当て、第 5 回委員会での検討に備えるためのアドホック会期間オープンエンド専門家グループ」2024 年 10 月 16 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46392/UNEP_PP_INC_5_6_Advance%20Expert%20Group%202%20Co-chairs%20Report.pdf

11月27日(水)	CG 会合、プレナリー (中間取りまとめ)
11月28日(木)	CG 会合
11月29日(金)	インフォーマル会合
11月30日(土)	インフォーマル会合
12月1日(日)	インフォーマル会合、アジア太平洋地域会合、プレナリー (閉会)

CG の検討課題

CG1	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製品、及びプラスチック製品に使用される懸念のある化学物質 ・ 除外 ・ プラスチック製品の設計 ・ 供給 ・ 定義
CG2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出物と放出 ・ プラスチック廃棄物の管理 ・ 既存のプラスチック汚染 ・ 公正な移行
CG3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融メカニズムの確立を含む財政 ・ 国際協力を含む能力構築、技術支援、技術移転
CG4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施と遵守 ・ 国家計画 ・ 報告 ・ 有効性の評価と監視 ・ 情報交換 ・ 意識啓発、教育、研究 ・ 健康 ・ 目的 ・ 適用範囲 ・ 前文 ・ 原則 ・ 締約国会議 (補助団体を設立する能力を含む) ・ 事務局 ・ 最終規定

出張者は CG1 に参加した。

2.2 INC-5 の結果

概要

➤2024年11月25日～12月1日、政府間交渉委員会第5回会期（INC-5）が韓国・釜山において開催された。

➤2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すことを採択した。今回合会において、精力的な交渉が行われたものの、合意に至らず、今後、再開会合が開催される予定である。

➤最後まで、欧州を中心とする規制派と、中東・ロシアを中心とする規制反対派で溝が埋まることはなかった。

会合の議論及び結果概要

➤バジェス INC 議長（エクアドル）が非公式に提示した「議長のノンペーパー」を基に、INC4 で作成された「ドラフトテキスト統合版」も参照しつつ、前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉を行った。11月29日には、改めて議長から「議長のドラフトテキストを含むノンペーパー」が提示され、議論が継続された。

➤この過程において、

①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展した。

②他方で、プラスチック製品（化学物質を含む）（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われなかった。

➤この結果、最終日の12月1日には、議長から「議長のテキスト」が再度提示されたものの、合意には至らず。このため、今後、再開会合を開催し交渉を継続することとし、「議長のテキスト」を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることを確認した。

日本の主張・対応

日本からは、今回の会合において、

➤①プラスチックのライフサイクル全体での取組の促進、②プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化、③各国におけるプラスチ

ック資源循環の促進、④環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進、⑤適正な廃棄物管理（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー、⑦全ての資金源からの資源動員の重要性等について指摘しつつ条約交渉に関与した。

➤再開会合においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言した。

➤小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表幹事（副議長）として地域会合を主催した。

2.3 プレナリー（開会）の結果

➤議長より「議長のノンペーパー第3版」を議論の出発点とすることが提案された。賛成：米国、英国、ノルウェー、EU、アフリカグループ、日本、SIDS等。反対：イラン、クウェート、サウジアラビア、ロシア等（INC4で作成した「ドラフトテキスト統合版」を議論の出発点とすべきとの意見）。

➤インドより原則とスコープについてもノンペーパーにおいて条文が必要、ロシア、サウジ、クウェート等より、原則、目的、定義の議論は先に行うべきであるとの意見がなされた。

➤以下の国より「議長のノンペーパー」を議論の出発点とすることに賛成の意見があった：トルコ、シンガポール、パキスタン、インドネシア、ギニア、PSIDS、クック諸島、チリ、モナコ、ネパール、ザンビア、ギニアビサウ、ルワンダ、ジンバブエ、ペルー、マダガスカル、ホンジュラス、ブルキナファソ、トーゴ等。多くの国からノンペーパーを議論の出発点とすべきであるが、欠けている要素を「ドラフトテキスト統合版」から追加し、改善すべきとの意見がなされた。

➤ロシアより、目標、原則、範囲等の条項は、CG4で議論、また、第17、18、19条の議論の順序を、目標、範囲、原則と入れ替えることが提案。定義を範囲、目的、原則と一緒に議論することもできることを保証して欲しいとの意見が出され、議長から承認。

➤議長より、CGで「ドラフトテキスト統合版」を含めて、新しいテキストを提案することができる、ロシアが提案した定義を範囲、目的、原則と一緒に議論することもできることを保証するという前提で、「議長のノンペーパー」を議論の出発点として議論を開始す

ることで合意した。

2.4 CG1 の結果

➤第3条プラスチック製品（化学物質を含む）については、主に米国、中国、スイス、英国、ロシア等から提案された。

ー米国は、懸念のある化学物質、プラスチック製品について、基本的には各国が記載されている複数の措置から実施する措置を選択できる形式を取る提案した。

ー中国は製品への規制等をまず国内レベルで行い、その情報を収集した上で対応が不十分であると考えられる場合は国際レベルでのアクションを検討することを提案した。

ースイスは、懸念のある化学物質、プラスチック製品について、初期リストに掲げる物質を含むプラスチックやプラスチック製造工程で使用される化学物質の製造・輸出入禁止、リスト化のためのクライテリアに関する記載、締約国が将来的に提案を検討するメカニズム及び専門家による検討やアセスメントに関する要素が含まれることを提案した。

ー英国は、プラスチック製品について、COP がクライテリアに沿ったプラ製品を特定し、附属書に掲載するためのプログラムを設立する枠組みを示しており、また、締約国は、指定された期限までに附属書に掲げる製品の製造・輸出入を段階的に廃止するか、代替として製造等を可能な限り削減するための措置の実施が必要とされ、さらに、COP は実施を支援し進捗を監視するための指針を採択することが含まれることを提案した。

ーロシアは、プラスチック製品、貿易について、国内レベルで問題のあるプラスチック製品（PPP）の特定、特定のための条件（環境排出に関する根拠、社会的な価値が低いもの、リサイクルできないもの、廃棄物管理の観点で問題があるもの、代替品の環境パフォーマンスが低いもの）、問題のあるプラスチックの使用に関する措置の実施、貿易に関する提案を行った。

➤提案内容に乖離が大きく、CG での合意が難しいため、今後の進め方としては、(1) CG を中断しインフォーマルに協議をする、(2) 提案にある主要な要素を含めた統合文書を作成し、それをベースに今後議論を継続することを提案する（EU）

➤まだ多様な意見があるため提案の統合は時期尚早である（中国）

- 懸念のある物質はレッドラインであり、許容できない（サウジ、イラン、バーレーン、クウェート）。特に科学の専門家が交渉に参加していない中、対象物質のリスト作成は不可能である（サウジアラビア）
- クライテリアは技術専門家で議論した上で決定すべきであり、そのプロセスは締約国会議（COP）で設置すべき。クライテリアは GHS のように国際的に広く受け入れられたもの、リスクベースアプローチに基づいたもの、国情に応じたものであるべきである（日本）
- 問題ある製品と懸念のある物質を分けて検討すべきかどうかも議論すべき（EU）
- 規定として含めることにおおよその合意が見込めるクライテリア及びリストの検討から始めるのが良い（米国）
- インフォーマルな会合で検討をすべき（ウルグアイ）
- 共同議長より、インフォーマルに提案を統合する方向で話し合うことが提案した。ただし、インフォーマルは提案の統合を試みることとして、提案国の他に統合作業を支援する用意がある国も参加可能とした。

2.5 インフォーマル会合の結果

- 共同議長より各国の提案の要素を整理した比較表が示され、それをもとに共通要素を導き出すことを目的で議論が実施された。
 - ー製品に関してクライテリアがあるのか、その設定方法をどのように決定するのか、というプロセスのステップをまず検討した方がよい（ブラジル）
 - ープラスチック製品の基準については漏出の概念に共通性があり、米国提案の汚染を生じる恐れのある製品という表現がよい（ロシア）
 - ーグローバルな措置の議論にフォーカスすべき（スイス、ノルウェー）
 - ー寿命の短い製品であってもリサイクルすれば環境へ漏出しないので問題のあるというべきではない（中国）

－プラスチックの代替についてはそのフットプリントはプラよりも大きい場合があるため廃棄物処理施設の整備を優先すべき（イラン）

－寿命の短いという定義は国の実態によって異なるため、グローバルなレベルで共通クライテリアを設定すべきではない（サウジアラビア）

－製品の生産等を禁止するという議論をするには時期尚早である（ロシア等）

➤また、ブラジル及び韓国がファシリテーターとなり引き続き議論した。

－プラ製品を特定するために世界的なクライテリアを設けるべきかについて、世界的なクライテリアを設けることに多くの国が支持を表明。他方で、ロシアやエジプトからは国内レベルで対応する製品を特定するためのものであるべきという意見がなされた。

－プラスチック製品のリスト化については、条約推進派から世界レベルでのリストの重要性が強調した。中国からは、世界的に問題となっている一部のプラスチック製品について世界レベルでのアプローチを取るという考え方が共有されたが、問題となるプラは国によって大きく異なる中で当該アプローチを取ることの実効性についてロシアから疑問が寄せられた。イランやクウェートは、国によって問題が異なるという理由で世界レベルでのリスト化に反対した。なお、推進派からは国内対応が難しい国のために適用除外を設けることも提案された。

－米国からは、世界レベルの製品リストに合意して、それに対する措置を各国が柔軟に選択できる中間的なアプローチが提案された。キューバから米国提案に前向きな反応があったものの、世界レベルでの製品リストについても柔軟性を与える観点から、ガイドラインレベルでの規定が望ましいという意見がなされた。

➤議論を踏まえてファシリテーターが提案されている内容に統合作業を実施することとした。

2.6 CG 1 会合とインフォーマル会合全体の結果

➤ブラジル及び韓国が中心となって作成したテキスト案について、多くの国が交渉の基盤とすることを支持した。他方で、国内措置が尽きてから世界的なアクションを取ることが志向する中国からは、このテキストをベースとすることに反対した。

➤ スイスから懸念のある物質に関する条項が必要であると改めて意見があり、プラスチック製品と懸念のある物質を統合した新たなテキストが (56 カ国による共同提案として) 提案され、タイ、ノルウェー、コロンビア、英国、韓国から支持された。

➤ 中東諸国を中心に懸念物質に関する規定への強い反対の意が改めて表明された。米国、フィリピン、コスタリカ、カナダからは、世界的に調和されたクライテリア、初期リスト、リストの更新プロセス、および適用除外規定が必要との意見が示されたが、石油産出国から反対された。

2.7 今後の予定

再開会合 (INC-5.2) が 2025 年以降開催されるが、時期、場所は未定である。

条約交渉の合意後、外交会議が開催される (開催国として、エクアドル、ルワンダ・ペルー (共催)、セナガルが立候補)。

3. INC-5 主要参考資料

●案内

「11 月 25 日～12 月 1 日、韓国釜山における INC 第 5 回会期に関する実用的情報」2024 年 11 月 11 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46570/11112024_Practical_Information.pdf

「11 月 24 日 15:00～16:00、BEXCO にてオブザーバーとの直接対話への招待」2024 年 11 月 14 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46596/14112024_Conversation_Observers.pdf

「委員会メンバーから伝達された法文専門家のリスト」2024 年 11 月 11 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46561/Legal_Experts.pdf

●INC-5

「UNEP/PP/INC.5/1/Add.1 注釈付き暫定アジェンダ」2024 年 10 月 2 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46385/Annotated_Provisional_Agenda_E.pdf

INC-5 「委員会議長のノンペーパー第3版」 2024年10月29日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46483/INC%20Chair%20Non%20Paper%203%20-%202029.10.2024.pdf>

「UNEP/PP/INC.5/7 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的文書（協定）を作成する政府間交渉委員会第5回会期における作業の組織化に係る詳細を提供する議長メモ[1]」 2024年11月20日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46645/INC5-supplementary-19%20Nov.pdf>

「UNEP/PP/INC.5/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的文書（協定）を開発する政府間交渉委員会第5回会期の作業に関する報告書草案」 2024年11月28日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46709/INC5_Report_E.pdf

「委員会議長のドラフトテキストを含むノンペーパー」 2024年11月29日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46705/Chair_Proposal.pdf

「議長のテキスト」 2024年12月1日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46710/Chairs_Text.pdf

「INC-5 参加者リスト」 2024年12月2日

<https://un.mdrtror.com/track/link/key/100273-1101-854-153-510-107818/signature/1bd343c82161f7faad084c53f95651a8/userid/8ade9f57766befdfa8f0dda550c8b8e8>

●INC-5 コンタクトグループ1 インセッションドキュメント

「アメリカ合衆国 - テキスト提出プラスチック製品」 2024年11月25日

https://resolutions.unep.org/incres/uploads/usa_text_proposal_contactgroup1_plastic_products_3_0.pdf

「アメリカ合衆国 - テキスト提出化学物質」 2024年11月25日

https://resolutions.unep.org/incres/uploads/usa_text_proposal_contactgroup1_chemicals

●UNEP 広報資料

「意味あるプラスチック汚染条約に一步近づく」 2024 年 12 月 1 日

<https://www.unep.org/news-and-stories/speech/one-step-closer-meaningful-plastic-pollution-treaty>

「プラスチック汚染交渉は新たなテキストで休会し、フォローアップ会期が予定される」

2024 年 12 月 1 日

<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/plastic-pollution-negotiations-adjourn-new-text-and-follow-session>

[参考資料] プラスチック汚染に関する条約策定に向けた交渉の状況

2019 年 6 月 G20 大阪サミット	➢日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有： 「2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」 ➢本ビジョンを共有する国は 87 カ国・地域まで拡大
2021 年 9 月 ジュネーブ閣僚会議	➢プラスチック汚染対策には国際条約が必要とする宣言を採択
2022 年 3 月 国連環境総会 (UNEA)	➢プラスチック汚染に関する条約策定に向けた政府間交渉委員会 (INC) の設置を決議
2022 年 11~12 月 INC-1 (ウルグアイ)	➢議長 (ペルー) が選出され、交渉が正式に開始 (約 150 か国から 2,300 人以上が参加)
2023 年 4 月 G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合	
2023 年 5 月 G7 広島サミット	➢プラスチック汚染に関する G7 目標：「我々は、2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」
2023 年 5~6 月 INC-2 (フランス)	➢次回 INC-3 までに議長が条文案 (ゼロドラフト) を作成することを決定
2023 年 11 月 INC-3 (ケニア)	➢ゼロドラフトに各国の意見を反映し、次回 INC-4 で交渉する改定条文案を作成 (会期間の作業には合意できず) ➢閉会直前、INC 議長がメザクアドラ (ペルー) からヴァジャス (エクアドル) に交代

2024 年 4 月 INC-4 (カナダ)	➤改訂条文案の整理・統合が進む、会期間専門家会合の開催に合意、条文案の法的精査を行うグループの設置決定
2024 年 8 月会期間専門委員会 (タイ)	➤主要義務規定に係る技術的事項及び資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な議論を実施
2024 年 11～12 月 INC-5 (韓国)	➤条文案の合意を目指す、COP-1 までに必要な作業を明確化する (会期内に合意できず)

INC-5「委員会議長の草案を含むノンペーパー」2024年11月29日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46705/Chair_Proposal.pdf

「議長のテキスト」2024年12月1日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46710/Chairs_Text.pdf

条文翻訳時留意した強制～任意の違い

shall：○○するものとする

should：○○すべきだろう

be encouraged：○○することが推奨される

may：○○することができる

議長のテキスト[1]

[序文

本条約の締約国は、

海洋環境を含むプラスチック汚染のレベルが高く、急速に増加していることが、深刻な環境問題及び人の健康問題であり、持続可能な開発の環境、社会、経済の側面に影響を及ぼしていることを懸念し、

人間社会においてプラスチックが果たす重要な役割を認識し、プラスチックの循環を促進し、プラスチックが環境に漏れるのを防ぐため、プラスチックのライフサイクル全体に亘って効果的メカニズムを確立することの重要性を強調し、

多くの国でプラスチックの収集、選別、リサイクルに、特に非公式及び協同組合の環境や中小企業のプラスチック部門の全ての労働者が果たしている多大な貢献を認識し、

プラスチック汚染を削減し、プラスチックのライフサイクル全体とプラスチックの地球規模への影響に関する理解を深める措置を実施するため、プラスチック汚染とその対策について、科学に基づく意思決定と伝統的知識や先住民族の知識システムを含む科学的、経済的、社会的、技術的情報の貢献の重要性を強調し、

1992年ブラジルのリオデジャネイロで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の原則を、特に、共通だが差異のある責任と各国の能力、持続可能な開発、各国が自国の環境・開

発政策に従って自国の資源を利用する主権的権利などを含め再確認し、

この条約と環境分野におけるその他の国際協定は相互に補完し合うものであることを認識し、

この条約のいかなる条項も、既存の国際協定から生じるいずれかの締約国の権利と義務に影響を与えることを意図したものではないことを強調し、

上記の記載は、この条約とその他の国際的文書（協定）の間に階層を設けることを意図したものではないことを理解し、この条約の関連規定の実施において各国の状況と能力を考慮することの重要性に留意し、

この条約のいかなる条項も、締約国が適用される国際法に基づくその他の義務に従ってプラスチック汚染に対処するため、この条約の規定に合致する追加の国内措置を講じることを妨げるものではないことに留意し、

以下のとおり合意した：

第1条 目的

1. この条約の目的は、[プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づき]海洋環境を含むプラスチック汚染から人の健康と環境を保護することである。

第1条その2 原則とアプローチ

オプション 0

条項なし

オプション 1

1. 締約国は、この条約の目的を達成し、その規定を実施する行動において、とりわけ次の事項に従うものとする：

(a) 1992年ブラジルのリオデジャネイロで採択された環境と開発に関するリオ宣言。これには、とりわけ、共通だが差異のある責任と各国の能力の原則、持続可能な開発、各国が自国の環境及び開発政策に従って自国の資源を開発する主権的権利が含まれる。

(b) 開発の権利は人権に固有のものであり、全ての人々は安全な生活手段に関する事項に

ついて平等な権利を有する。経済開発は、プラスチック汚染に対処する措置を採択するための前提条件である。開発途上国は、社会及び経済開発のニーズを満たすため持続可能な消費を増やす権利を有する。

(c) プラスチック汚染問題に国際協力で、促進的、非干渉的、非懲罰的な方法で対処し、締約国に過度の負担がかからないようにする国家主権の原則。

(d) 国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の環境及び開発政策に従って自国の資源を利用する主権的権利、及び自国の管轄又は管理下にある活動が他国の環境又は国家管轄権の境界外の地域に損害を与えないようにする責任。

(e) 先進国が生産及び消費レベルの高さ、産業活動、廃棄物管理慣行によりプラスチック汚染に歴史的に貢献してきたことを考慮に入れ、歴史的責任、公平性、及び先進国と発展途上国間の共通だが差異のある責任に基づいて、人類の現在及び将来の世代の利益のため環境システムを保護する。

(f) プラスチック汚染対策として講じられる一方的措置を含む措置が、貿易の歪みを招かず、恣意的又は不当な差別の手段、或いは国際貿易に対する偽装された制限とならないようにする。

(g) 公正かつ公平な移行は、各国が定める開発の優先事項を尊重し、社会的及び経済的保護を確保すべきである。このアプローチは、プラスチック汚染に対処するため必要な多様な経路と、先進国と開発途上国間の異なる財政的、技術的、技術的負担を認識し、そうした移行の影響を軽減することを目的とする。

(h) 予防的アプローチは、費用対効果の高い方法で実施され、各国の状況、能力、及び異なる社会経済的状況と整合したものでなければならない。

(i) 本条約の約束を実施するに当たり、締約国は、プラスチック汚染の影響及び対応措置の実施の影響から生じる開発途上締約国の特定のニーズと懸念に対応するため、資金、保険、技術移転に関連する措置を含め、本条約に基づく必要な措置を十分に考慮するものとする。

オプション 2

1. この条約の目的を達成するため、締約国は次の原則に従うものとする：

(a) 汚染者負担原則；

(b) 適切な場合の予防原則；

(c) 国連憲章に盛り込まれた国際法の原則、例えば、人民の平等な権利と自決、全ての国の主権平等と独立、国家の内政不干涉、全ての人々の人権と基本的自由の普遍的な尊重と遵守の原則など；

(d) 小島嶼開発途上国（SIDS）及び後発開発途上国の特殊な状況、及び小島嶼開発途上国に対するプラスチック汚染の不均衡な影響；

(e) 入手可能な最良の科学情報及び科学的情報の利用；

(f) 関連する伝統的知識、先住民族の知識、及び利用可能な場合の地域知識システムの利用。

オプション 3

締約国は、条約の目的を達成し、その条項を実施する行動において、とりわけ、国連憲章に具体化された国際法の原則、及び環境と開発に関するリオ宣言の原則に従うものとする。これには、原則 2 に規定される各国の環境及び開発政策に従って自国の資源を開発する国家の主権的権利、原則 3 に規定される開発の権利、原則 7 に規定される共通だが差異のある責任の原則、原則 15 に規定される予防的アプローチ、及び原則 16 に規定される汚染者負担の原則が含まれる。

第 2 条 定義[2]

この条約の目的において：

(a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、この条約が効力を持つ国、又は地域経済統合組織を意味する。

(b) 「プラスチック」とは、加工中に成形でき、製品の構造部品として使用できる、添加剤やその他の物質を含む合成又は半合成ポリマーで完全に又は部分的に作られた材料を意味する。

(c) 「プラスチック汚染」とは、次を意味する：

i. [プラスチックのライフサイクル全体を通じて発生する又は放出される汚染]

ii. [プラスチックの生産、使用、廃棄物管理、及び様々な発生源や経路からの漏出に起

因する全ての排出物及び放出物]

(d) 「プラスチック製品」とは、あらゆる形態のプラスチックを含む、又は一部又は全体がプラスチックで作られた製品を意味する。

(e) 「プラスチック廃棄物」とは、国内法の規定により処分される、処分される予定である、又は処分が義務付けられるプラスチックからなる物質を意味する。

(f) 「地域経済統合機構」とは、ある地域の主権国家によって構成され、その加盟国がこの条約の規定する事項に関する権限を移譲し、その内部手続きに従ってこの条約に署名、批准、受諾、承認又は加入する権限を正当に付与された機構を意味する。

[第3条 プラスチック製品[3]

[1.各締約国は、[自国の状況、能力、[能力]及び社会経済的考慮に従って]、[持続可能な生産を維持する観点から]、次の[シングルユース又は寿命の短い]プラスチック製品[が][科学的証拠により][いずれか][全て][1つ以上][を満たしていることが証明されている][科学的証拠により][確認委員会により策定された基準に基づき][かつ、第1項その2と整合している]と特定する]] [製造、輸出又は輸入を禁止[又は削減]] [対処]、管理、[削減、[又は禁止]]]するための[適切な[技術的、]立法、行政、[又は][市場主導の][又はその他の]]措置を[差別のない方法で]]講じるものとする：

a. [有害][非常に][可能性が高く][散乱又は環境に流入][又は人の健康又は環境にリスクを齎す]；

a.代替。[そうした製品の用途から生じる環境への漏出が環境に脅威を与えるという十分な科学的証拠がある]；

b. [[有害な][化学物質][締約国がリスクを特定した][その製品の使用に関連し]人の健康又は環境に懸念される [リスク] を齎す] 化学物質を含む]；

c. リユース、リサイクル、又は堆肥化が不可能である [そして[実際及び大規模に]リサイクル性のための設計革新が実現可能でない]；

d. [[大規模に] 循環型経済を混乱させる [阻害する] 可能性がある]：][又は][及び]

e. [意図的に添加されたマイクロプラスチック [及び環境又は人の健康に有毒なその他の

化学物質]を含む。]

1 その 2. [第 1 項を実施するに当たり、各締約国は、必要に応じて第 5 項 b の要素に基づいて製品を特定し、又、附属書[X]に列挙される製品を特定するものとする。]

2. [各締約国は、本条[報告に関する第 X 項]の規定に従い[各国の状況と能力を考慮し]、事務局に対し、[第 1 項] [本条]の実施に際し採択された措置、[措置の合理的かつ証拠に基づく根拠]、達成された成果、及び直面した課題の詳細を記した報告書を提出するものとする。事務局は、そうした報告書を公表するものとする。]

3. [締約国会議は、その最初の会合において、[科学技術経済社会文化レビュー]委員会（以下「レビュー委員会」）と呼ばれる[アドホックオープンエンド][補助機関][委員会]を設置するものとする。]

4. [レビュー]委員会は、[とりわけ]、適切な場合、[ガイダンス][ガイドライン]を作成し、関連情報、[助言、及び勧告] [堅牢で科学的な基準の枠組みと評価の開発を含む]を提供し、[本条]の[第 1 項]を実施するため講じられる措置の実施において締約国を支援するものとし、[又、第 2 項に従って締約国から提供された情報を編集し、レビューするものとする]。そうしたガイダンス、[情報]、[助言、又は勧告]は、[コンセンサスによる] [検討及び] [採択]のため COP に提出されるものとする。

4 その 2. [各締約国は、附属書[Y (プラスチック製品)]に列挙されるプラスチック製品の製造、輸入又は輸出を、附属書[Y]にそのプラスチック製品について指定されたフェーズアウト日以降、許可しないものとする。但し、締約国が[免除に関する条項]に従ってこの項の免除を登録している場合は除く。]

4 その 3. [レビュー委員会は専門家をベースとするものとする。委員は締約国会議により、公平な地理的代表に基づいて選出されるものとする。レビュー委員会の方式と手順は、締約国会議の第 1 回会合で定められるものとする。] [当該委員会は、基準と当該基準を適用する締約国の義務を策定するものとする]

5. [いずれの締約国も、事務局に対し、[シングルユース又は寿命の短い]プラスチック製品を[[国際]リストに] [段階的廃止日なし] [附属書[Y]] [附属書 X]に掲載し、[附属書の採択及び修正]に従って統治機関が検討するため提案を提出することができる。] [これにより、締約国は第 1 項を効果的に実施できるようになる。]当該提案には次が含まれるものとする：
(a) 製品が [第 1 項に規定された] [締約国会議によって策定及び採択される] [いずれか

の] [1つ以上の] 基準をどのように満たしているかを示す詳細な根拠、及び、

(b) 次の科学的又は技術的情報:]

[[レビュー]委員会は、透明性のある [及び利用可能な最善の科学と関連する伝統的知識、先住民族の知識、及び現地の知識体系に基づく] [科学的に堅実な] 方法で提案を評価するものとする。[[レビュー]委員会が基準を満たしていると判断した場合、委員会は、製品を [国際]リストに追加すべきかどうか COP に勧告するものとする]。[[レビュー]委員会は、第1項の基準及び次の要素を考慮し、製品を附属書 [Y] に追加することを COP に勧告できる。]]

5 その2. [締約国会議は、本条第2項に規定する情報のデータベースを構築及び維持するものとする。データベースは公開されるものとする。締約国会議は、その最初の会合において、本条第2項に規定する情報報告書の形式を採用するものとする。]

6. [[レビュー]委員会は、[締約国会議の要請に基づき]、[附属書[Y]の] [国際] リストに含まれるプラスチック製品に関し講じられる可能性のある措置に関する勧告を作成できる] [行う] [しなければならない]。[そうした勧告は、[第1項に列挙された基準]及び[少なくとも] [とりわけ] 次の要因を考慮するものとする:]]

(a) プラスチック製品の必要性及びその意図された用途；

(b) 代替製品又は代替方法の性能、安全性、環境への影響、技術的実現可能性、手頃な価格、入手可能性、及びアクセス可能性；

(c) プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質が齎すリスク；

(d) 提案された管理措置の社会経済的影響；

(e) [関連する場合]、[関連する]伝統的知識、[先住民族及び地域の知識体系に関する知識]、[地域の慣行]、及び科学技術の進歩の取り入れ。

7. [レビュー委員会の勧告は、COP に提出され、[採択のため] [全会一致で] 行われるものとする。]

7 その2. [締約国会議は、レビュー委員会の勧告を十分考慮し、プラスチック製品を附属書 [Y] に含めるかどうかを決定するものとする。]

7 代替その 2. [締約国会議は、科学的不確実性を含むレビュー委員会の勧告を十分考慮し、指定されたプラスチック製品に関する国際的な行動を開始するかどうかを決定し、附属書[Y]への記載を含め、講じるべき関連措置を指定するものとする。]

8. [本条の実施において締約国が講じる措置は、[科学的証拠に基づくものとし、] 同様の状況が広がる締約国間で恣意的又は不当な差別を構成するような方法で適用されてはならず、又、国際貿易に対する偽装された制限として機能してはならない。]

8 代替案. [各締約国は、附属書[Y]に掲げるプラスチック製品の製造、輸入又は輸出を、附属書[Y]に掲げるプラスチック製品について規定されたフェーズアウト日以降許可しないものとする。但し、[当該附属書に除外事項が規定されている場合、又、]締約国が[除外に関する第 X 条]に従ってこの項に対し登録除外を有している場合は除く。]

8 その 2. [各締約国は、プラスチック製品の製造業者、輸入業者及び輸出業者に対し、様々なバリューチェーンに沿ってプラスチック製品に使用される化学物質に関する十分かつ信頼できる情報を確保すること、及び、締約国会議がその[第 2 回]会合で採択する国際的に調和されたガイドラインに基づき、プラスチック製品及び廃棄物に含まれるものを含む化学物質のトレーサビリティを確保する適切な措置を講じることを要求するものとする。]

8 その 3. [各締約国は、[報告に関する第 X 条]の規定に従い、[事務局に詳細を記載した報告書を提出する]ものとし、第 1 項、第 7 項及び第 8 項を実施する際に採択された措置[達成された成果及び直面した課題]について報告するものとする。事務局は、そうした報告書を公表するものとする。]

8 その 4. [本条の実施のため、締約国が定めるいかなる措置も、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(その全ての附属書を含む)に基づく締約国の権利及び義務を害するものではない。]

8 その 5. [各締約国は、締約国会議が第 2 回会合で採択するガイドラインに基づき、様々なバリューチェーンに沿ってプラスチック製品及びプラスチック製品に含まれる優先化学物質に関する情報の入手可能性を確保し、プラスチック製品に使用される化学物質の追跡可能性を確保するよう努めるものとする。]

8 その 6. [本条の実施を支援するため、環境と開発のリオ宣言の原則に沿って、自発的かつ相互に合意した条件で、開発途上国締約国への技術移転を含め、この文書(協定)の下、補

助機関は財政的及び技術的支援を評価し促進する。]

附属書 Y[4] プラスチック製品

[パート I] 製品[又は製品グループ]	フェーズアウト日
風船に取り付けて支えるシングルユースプラスチックスティック	[203X]
シングルユースプラスチックストロー	[203X]
シングルユースプラスチック飲料マドラー	[203X]
シングルユースプラスチックカトラリー/器具 (フォーク、ナイフ、スプーン、箸)	[203X]
シングルユースプラスチック製綿棒	[203X]
シングルユースプラスチック製キャリーバッグ	[203X]
意図的に添加されたマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品及びパーソナルケア製品	[203X]
[パート II] 製品[又は製品グループ] [化学物質を含む]	
おもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる： - DEHP (CAS 番号 117-81-7) - DBP (CAS 番号 84-74-2) - BBP (CAS 番号 85-68-7) - DIBP (CAS 番号 84-69-5)	[203X]
おもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる： - 鉛及び鉛化合物 - カドミウム及びカドミウム化合物	[203X]
3 歳未満の子供を対象としたおもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる： - BPA (CAS 番号 80-05-7)	[203X]

附属書[X]

- 意図的に添加されたマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品及びパーソナルケア製品
- シングルユースプラスチック製ストロー
- シングルユースプラスチック製飲料マドラー
- シングルユースプラスチック製カトラリー/器具 (フォーク、ナイフ、スプーン、箸)
- EPS (発泡ポリスチレン) 及び XPS (押出成形ポリスチレン) 製のシングルユースプラスチック製食品及び飲料用包装
- シングルユースプラスチック製キャリーバッグ
- オキシ分解性プラスチック製品

- プラスチック製タバコフィルター]

第4条 除外[5]

1. いずれの国又は地域経済統合組織も、附属書[Y]に記載されるフェーズアウト日の1つ又は複数の除外（以下「除外」という）について、事務局に次を書面で通知することにより登録することができる：

(a) 本条約の締約国になったとき；又は、

(b) 附属書[Y]の改正により追加された製品の場合、当該修正が締約国に発効する日までに。

こうした登録には、締約国が除外を必要とする理由を説明する声明を添付するものとする。

2. 事務局は、除外の登録簿を作成し公開するものとする。登録簿には、次を含めるものとする：

(a) 第1項 に従って1つ以上の除外を登録した締約国の一覧；

(b) 各締約国に登録された除外；

(c) 各除外の有効期限。

3. 締約国がより短い期間を示さない限り、第1項 に従った全ての除外は、附属書[Y]に記載された関連するフェーズアウト日から5年後に失効するものとする。

4. 締約国会議は、締約国からの要請により、締約国がより短い期間を要請しない限り、除外に5年間の延長を決定できる。締約国会議は、決定を行うに当たり、次の事項を適切に考慮するものとする：

(a) 除外を延長する必要性を証明するとともに、除外の必要性を可能な限り速やかに解消するため実施及び計画される活動の概要を記した締約国からの報告書；

(b) 代替製品の入手可能性に関するものを含む入手可能な情報。

除外は、フェーズアウト日ごとに1製品につき1回だけ延長できる。

5. 締約国は、事務局に書面で通知することにより、いつでも除外を撤回できる。除外の撤

回は、通知で指定された日に発効するものとする。

6. 第 1 項に係らず、1 つ以上の締約国が第 5 項に従って延長を受け、当該化学物質又は製品に対する除外登録を継続している場合を除き、国又は地域経済統合組織は、附属書[Y]に記載された関連製品のフェーズアウト日から 5 年より後に除外を登録できない。その場合、国又は地域経済統合組織は、第 1 項(a)及び(b)に規定された時点で、当該製品又はプロセスに対する除外を登録できる。その除外は、関連するフェーズアウト日から 10 年後に失効するものとする。

7. 附属書[Y]に記載された製品に対するフェーズアウト日から 10 年後に、いかなる締約国も除外を発効させることはできない。

第 5 条 プラスチック製品の設計

1 各締約国は、自国の状況と能力を考慮し、次の事項について適切な措置を講じるものとする：

(a) 循環経済アプローチを追求し、次の事項を目的としてプラスチック製品の設計を改善する：

i. 必要に応じ、リユース及びリサイクル含有量の目標を含め、プラスチックのリユース及びリサイクルを増やすことにより、プラスチックの持続可能な生産及び消費に貢献する；

ii. プラスチック製品の耐久性、リユース性、詰替え性、再生性、修理性及びリサイクル性を向上させ、安全で持続可能な添加剤の使用を促進する；

iii. 廃棄物のヒエラルキーに従って、環境に配慮した方法でプラスチック製品の処分を確保する；

iv. 製品寿命中、マイクロプラスチックを含むプラスチックの放出を最小限に抑える。

(b) 環境、経済、社会、人の健康の側面、廃棄物の削減と再利用の可能性、及びライフサイクル評価と利用可能な最良の科学、及び関連する場合、伝統的知識、先住民族及び地域社会の知識に基づいて、製品、技術、サービスを含む持続可能でより安全な代替品及びプラスチック以外の代替品の研究、革新、開発、及び使用を促進する。

2. 締約国会議は、セクター別アプローチを通じ、優先プラスチック製品に関する特定のガイドダンスを開発する作業手順とスケジュールを確立し、締約国による本条の実施を支援す

るものとする。締約国会議は、合理的な期間内に、適切な場合、そうしたガイダンスを採用し、見直し、更新するものとする。

3. 本条第1項を実施するに当たり、締約国は関連する国際規則、基準、及びガイドラインを考慮すべきだろう。締約国は、本条の実施を支援するため、関連する国際規則、基準、及びガイドラインの多国間レベルでの開発に向け、関連する国際機関と協力することが推奨される。

4. 各締約国は、本条を実施するため講じられる措置が国際貿易に不必要な障害を生じさせず、又、同じ条件が適用される国々の間で恣意的又は不当な差別の手段、又は国際貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用されないことを確保するものとする。

第6条 [供給][持続可能な生産]

オプション1

条項なし

オプション2

[1. 締約国会議は、その最初の会合において、[一次]プラスチック[ポリマー]の[消費及び]生産[及び消費][及び使用]を[削減][維持][管理][消費によるプラスチック汚染を][持続可能なレベルまで]削減する[意欲的な]世界目標を[この条約の附属書として]採択するものとする。]

[2.各締約国は、必要に応じ、プラスチックのライフサイクル全体に亘って、第1項に規定する国際的目標を[達成][貢献]するための措置を講じるものとする。]

[3. 各締約国は、[消費を管理するための努力]、[一次プラスチックポリマーの][生産]、[輸入及び輸出]、[及びプラスチックの消費]、及び[第1][2]項に規定する世界目標の達成のため]講じた措置に関する[入手可能な]統計データを報告するものとする。]

[[4. 締約国会議は、その最初の会合において、本条の実施に関する報告形式、時期、方法論および指針を採択するものとする。]]

[5. 締約国会議は、5年ごとに、[第20条の2に規定する補助機関による科学的、技術的[社会的、文化的]及び経済的評価に基づき][考慮に入れ]、[本条の実施における]進捗状況を検討し、必要に応じ、第1項に規定する国際的目標を更新するものとする。]

第7条 放出及び漏出

1.各締約国は、次を防止、削減、及び可能な場合、排除するための措置を講じるものとする：

(a) マイクロプラスチックを含むプラスチックの環境及びあらゆる発生源への放出及び漏出；

(b) 関連する他の国際文書（協定）を考慮した上で、プラスチックのペレット、フレーク、パウダーの環境及び水系への放出及び漏出；

(c) 海洋環境における漁業活動によるプラスチック汚染（放棄、紛失、又は廃棄された漁具を含むがこれに限定されない）については、この件に関する他の関連する多国間協定及び零細漁業者や小規模漁業者のニーズを考慮する。

2. 締約国は、環境へのプラスチックの漏出及び放出の調査に協力すべきであり、これには、環境への放出及び漏出を防止する利用可能で手頃な価格で利用可能な技術及び措置が含まれる。

3. 第1項及び第2項を実施するに当たり、各締約国は、環境へのプラスチックの漏出及び放出を防止する、利用可能で手頃な価格の最良の技術及び環境慣行の使用を促進するものとする。

4. 締約国会議は、本条の実施を支援するガイダンスを採択することができる。

5. 本条の実施に当たり、締約国は各国の状況及び能力を考慮に入れることができる。

第8条 プラスチック廃棄物の管理

1. 各締約国は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づいて策定された関連ガイドライン、並びに第6項に言及されるその他の関連協定、組織、及びガイダンスを考慮し、プラスチック廃棄物が環境に配慮した方法で管理されることを確保するための措置を講じるものとする。

2. 各締約国は、第1項を実施するに当たり、各国の状況と能力を考慮し、次の措置を含む措置を講じるものとする：

(a) プラスチック廃棄物の安全な取扱い、選別、収集、輸送、保管、リサイクル、及びエ

エネルギー回収を含む処分のため、国レベル及び地方レベルで適切なシステムと災害に強いインフラを確立する；

(b) 循環型経済アプローチを促進する；

(c) プラスチック廃棄物の収集及びリサイクル率を高めるため、国レベルで目的と目標を設定する；

(d) 国際的に合意された規則を考慮し、プラスチック廃棄物のポイ捨てを防止し、野外投棄、野外焼却、及び海洋投棄を禁止する；

(e) 放棄、紛失、又は廃棄されたプラスチック製漁具を防止及び削減する；

(f) プラスチック廃棄物管理労働者、特に女性、若者、小規模漁業者及び職人漁業者を含む廃棄物収集者やその他の非公式労働者の公正な移行を促進する；又、

(g) 国民の意識を高めることなどにより、プラスチック廃棄物の防止及び最小化に向けた行動の変化を促進する。

3. 各締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が環境に配慮した管理の目的にのみ許可されることを確保するため適切な措置を講じるものとする。バーゼル条約の締約国でもある締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動がバーゼル条約の義務に従って行われることを確保するため適切な措置を講じるものとし、先進国締約国は開発途上国締約国へのプラスチックの輸出を禁止する措置を講じるものとする。バーゼル条約が適用されない場合、締約国は、第6項に言及される関連する国内及び国際規則、基準、ガイドライン、ガイダンスを考慮した上でのみ、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が許可されることを確保するため適切な措置を講じるものとする。

4. 各締約国は、関連する利害関係者が共有する責任を考慮し、プラスチックのライフサイクル全体に亘って環境に配慮した管理を確実にを行うため、拡大生産者責任アプローチ、及び必要に応じその管轄区域内のその他の経済的手段を確立又は開発を促進する措置を講じることが推奨される。

5. 締約国会議は、本条の実施を支援するため、必要に応じ、有害廃棄物の国境を越えた移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約の締約国会議、及びその他の関連する協定や組織と協力し、作業計画を策定し、ガイダンスを策定することができる。

第9条 既存のプラスチック汚染

1. 各締約国は、国の状況と能力を考慮し、次を行うべきだろう：

(a) 自国の管轄区域内で既存のプラスチック汚染の影響を最も受けている場所又は集積地帯を特定、評価、監視し、必要に応じ、他の締約国、関連する国際機関又は地域機関、又は国家管轄区域外の地域における既存のプラスチック汚染に関し、他の締約国、関連する国際機関又は地域機関、又はその他の利害関係者と協力する；及び、

(b) 国家管轄区域内の特定された汚染地域又は集積地帯における浄化活動を含め、環境上適正な方法で適切な除去措置を講じ、必要に応じ、国家管轄区域外の地域でも協力する。

2. 各締約国は、第1項に基づく活動を実施するに当たり、次の事項を行うべきだろう：

(a) 締約国会議が採択した関連ガイダンス、及び必要に応じ他の国際協定の関連規定を考慮する；

(b) 利用可能な最良の科学及び関連技術、先住民族の知識、及び地域及び伝統的な知識と慣行を必要に応じ考慮する；

(c) 必要に応じ、先住民族、地域社会、市民社会、科学者、及び民間部門の関与を促進し、関連技術、経験、及び教訓の交換を促進する。

3. 締約国会議は、本条の実施を促進するためガイダンスを採択し、関連する作業計画を策定できる。

第10条 正当な移行

1. 各締約国は、この条約を実施するに当たり、誰も取り残されないよう、開発の優先事項、ニーズ、課題、様々な道筋を含む各国の状況と能力を考慮し、正当な移行を促進し、促進すべきだろう。

2. 本条第1項を実施する措置を講じるに当たり、各締約国は、プラスチック産業の労働者、廃棄物収集者、職人漁業者及び小規模漁業者、中小企業、並びに先住民、地域社会、女性、子どもを含め、プラスチックのライフサイクル全体に亘りこうした移行によって不均衡な影響を受けるコミュニティ及びグループの状況を考慮し、関与させるべきだろう。

3. 各締約国は、第 15 条に従い、自国の報告書において、本条を実施するため講じられた措置を報告、監視、評価することが奨励される。

第 11 条 財政[資源及び]メカニズム[6]

1. 各 [先進国] 締約国は、[その能力の範囲内で]、国家の政策、優先事項、計画、プログラムを考慮しつつ、本[条約][文書（協定）]の目的を達成する活動のため [開発途上締約国に] 資源を提供する[ことを約束する] [専用の財政メカニズムに資金及び資源を提供する] [ことを約束するものとする]。 [こうしたリソースには、[一次プラスチックポリマー料金、拡大生産者責任制度、開発戦略、国家予算など]、二国間及び多国間の資金、民間投資、自発的拠出金など関連政策や財政措置による国内資金が含まれることができる。]

2. [[開発途上国]締約国（特に LDC 及び SIDS） [及び移行経済国]が最も支援を必要としている国が[この文書（協定）に基づく約束][義務]を効果的に実施するかどうかは、リソースの受領時に義務となる[十分かつタイムリーな]リソースの利用可能性[及びアクセス可能性]、及びこの文書（協定）に基づく資金提供、能力構築、技術[及び技術]支援、自発的かつ相互に合意した条件での技術移転、及び[先進国締約国から開発途上国締約国への]国際協力[先進国]のコミットメントの履行に左右される。]

3. [適切な資金と技術支援を配分するに当たり、[先進国]締約国は[及びそうした立場にあるその他の国]は、開発途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国（SIDS）、[経済移行国] [[群島国][内陸開発途上国] [及びプラスチック汚染に対し脆弱と考えられる [特別な] 条件又は特徴を持つ国 [下流域国を含む]] の特定のニーズと[特別な]要件を考慮するものとする。] [締約国は、資金に関する行動において、小島嶼開発途上国又は後発開発途上国である締約国の特定のニーズと[特別な]状況を十分に考慮するものとする。]]

4. [[そうした能力のある先進国] 締約国は [提供] [及びそうした能力のあるその他の国] は [開発途上締約国] [最も支援を必要とする締約国] [特に最も支援を必要とする開発途上締約国] を支援するための資金を [提供] [提供を主導。 LDC 及び SIDS] がこの [条約] [文書（協定）] に基づく義務を履行するのを支援する。多国間組織、機関、基金を含む他の資金源からの拠出は、この [条約] [文書（協定）] の実施を支援するために奨励される] ものとする。]

5. [[先進国] 締約国は、財政 [支援][フロー] を [条約][文書（協定）] の目的と整合させることを目指し、二国間、地域、多国間組織、及び民間部門からの資金の動員 [及び提供] を増やす措置を講じるものとする。]

6. これにより、この[条約][文書（協定）]に基づく[適切]、アクセス可能、新規[予測可能][タイムリー]かつ追加的な資金源を提供するメカニズムが確立される。このメカニズムは、[開発途上締約国][最も支援を必要とする締約国][特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国][がこの[条約][文書（協定）]に基づく[遵守]義務を果たす上で]効率的なアクセスとサポートを[簡素化された承認手続きを通じ][確実に][提供する]ものとする。]

7. このメカニズムには、[新しい専用の独立した多国間基金[及び修復基金及び地球環境ファシリティ信託基金]][既存の基金][及びその他の基金又は団体][地球環境ファシリティ信託基金]が含まれ、これらは[締約国会議の権限の下で]運営されるものとする。[締約国会議は、政策、プログラムの優先事項[及びアクセスの適格基準]、及び財源の利用に関するガイダンスを提供するものとする。]

8. [[資金提供][先進]国は、[受益国][発展途上]国のニーズ評価[このメカニズムに基づいて設立された補助機関によって実施される]に基づき、締約国会議で合意されたとおり、多国間基金を[定期的に評価スケールに基づいて]補充するものとする。]

[8 代替 代替締約国、特にそうした財政能力があり、[不適切なプラスチック廃棄物]、プラスチック生産、又はポリマー生産のレベルが高い国は、自国の公的資金から自発的にメカニズムに貢献することが期待される。]

9. [[専用基金][メカニズム]は、混合型及び革新的な資金調達を含む、[COP によって合意された方式に従って]、それが支援する活動のため、あらゆるソースからの追加リソースの触媒となるよう努めるものとする。]

10. [早期の行動と実施のため、メカニズムは既存の金融協定内の暫定専用基金も含むものとする。]

11. メカニズムは、この[条約][文書（協定）]の実施を支援するため、[特に最も支援を必要とする開発途上国、LDC 及び SIDS 向け][次を含む]無償又は譲許的ベースで[資金及び]財源を提供するものとする：

(a) [支援活動 [技術支援を含む] 及び合意された増分コスト；及び、]

(b) クリアリングハウス機能；

(c) [国家報告書の作成；

(d) 国家行動計画の作成と実施。]]

12. [メカニズム資金は、[条約][手段]の目的を推進する活動に配分されるべきであり、その際、資金の流れのより広範な状況における追加性と補完性を考慮する必要があるだろう。]

13. [メカニズムは、プラスチック汚染の悪影響に最も脆弱な人々のための関連プログラムを支援するためにも活用される。]

14. [メカニズムは、国内金融、二国間、地域、多国間機関、民間部門を含むより広範な資金の流れの中に存在することを認識し、活動にリソースを提供するに当たり、メカニズムは、[条約][文書（協定）]の目的を推進する全ての資金の流れに関し、その活動に対する支援の追加性と補完性を考慮しなければならないだろう。]

15. [地球環境ファシリティ信託基金は、混合型、無償型、非無償型の手段を通じ、廃棄物管理インフラ開発、プラスチック廃棄物除去活動、廃棄物防止活動への投資促進を一層支援する。]

第 12 条 国際協力を含む能力構築、技術支援、技術移転

1. 先進締約国は、開発途上国、特に LDC 及び SIDS に対し、相互に合意した譲許的かつ特恵的な条件を含め、適時適切な能力構築、技術支援、安全な技術移転を提供し、本文書に基づく義務の履行を支援するため協力するものとする。能力構築は、各国が決定するニーズと優先事項に基づき、それに応じ、各国主導で行われるべきだろう。

2. 第 1 項に基づく能力構築、技術支援、技術移転は、既存の地域センター、地域センター、国内センターを含む地域、地域サブ地域、国内協定、その他の多国間及び二国間手段、南北協力、南南協力、三角協力、民間セクター又はその他の利害関係者、先住民族、地域社会を含むパートナーシップ、及び必要に応じ、地方政府及び準国家政府との連携を通じて実施することができる。

3. 締約国は、相互に合意した譲許的及び特恵的条件を含め、開発途上国への技術の開発、移転、普及、アクセスを促進し、容易にするため協力するものとする。この規定を実施するにあたり、先進締約国は、環境に配慮した新しい革新的な技術及びソリューションの追求における研究、イノベーション、技術及び科学協力、投資を促進し、容易にするものとする。

4. 締約国は、条約の効果的な実施とその目的の達成を支援するため、重複した努力を避けつつ、必要に応じ、関連する政府間組織及び関連する科学組織及び団体、民間セクター団体を含むその他の団体との協力を促進するものとする。

[5. 上記の第1項、第2項、第3項及び第4項を実施するため、協力メカニズムがここに設立される。]

6. 締約国会議は、その第1回会合において、協力メカニズムの委託条件及び方法を含め、本条に基づいて能力構築、技術支援及び安全な技術移転を一層強化する方法について勧告を行うものとする。

7. 本条の実施に当たり、先進締約国は、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、[内陸開発途上国]、[地理的に不利な国]、[アフリカ沿岸国]、[群島国]、[中所得国の開発途上国]、[経済移行国]の[特別な]要件を十分に認識するものとする。

第13条 実施と遵守

1. 本条約の規定の実施を容易にし、遵守を促進するため、委員会を含むメカニズムがここに設置される。委員会は、透明性、促進性、非懲罰性、非対立性、専門家に基づく方法で機能するものとする。

2. 委員会は、次に基づいて問題を検討することができる：

(a) 自国の遵守に関するいずれかの締約国からの書面による提出；

(b) 締約国会議からの要請；

(c) 第15条に基づく国別報告書に関し事務局から提供される情報。

3. 委員会は、締約国会議が[X]回の会合で採択した方式及び手続きに従って運営されるものとする。委員会は、その手続き規則を策定するものとし、その規則は締約国会議の承認を受けるものとする。

4. 委員会は、締約国会議に報告し、必要に応じ勧告を行うものとする。

第14条 国家計画

1. 各締約国は、各国の事情を考慮し、この条約を実施するため締約国が講じる予定の行動及び措置を含む国家計画を策定するものとする。各締約国は、核国の事情を考慮し、この条約を実施するため締約国が講じる予定の行動及び措置を含む国家計画を策定するものとする。この計画は、当該締約国について条約が発効してから[X]年以内に事務局を通じて締約国会議に送付されるものとする。
2. 各締約国は、第6項に規定するガイドラインに基づき、自国の行動を強化するため、自国の国家計画を更新するものとする。
3. 各締約国は、第6項に規定するガイドラインに基づき、自国の行動を強化するため、自国の国家計画を更新するものとする。
4. 開発途上締約国が自国の国家計画を効果的に実施する程度は、本条約第11条に規定する実施手段に関する規定の効果的な実施に依存する。
5. 各締約国は、上記第1項及び第2項に従って作業を行うに当たり、必要に応じ、自国の国家計画の策定、実施、及び更新を促進するため、国内の利害関係者と協議するものとする。
6. 事務局は、本条に基づき締約国が提出した国家計画を公表するものとする。
7. 締約国会議は、第1回会合において、国家計画の様式及びガイドライン、並びに本条の実施に関するその他の指針を採択するものとする。

第15条 報告

1. 各締約国は、第14条に規定する国家計画に概説されたとおり、本条約を実施するための行動及び措置について、締約国会議に定期的に報告するものとする。
2. 各締約国は、第14条に規定する国家計画の提出後[X]年以内に、本条第1項に規定する最初の報告書を提出するものとする。
3. 締約国会議は、その[X]回の会合において、本条第1項に規定する国家報告の形式及び周期を採択するものとする。
4. 事務局は、本条に基づいて締約国が提出する国家報告を公表し、国家報告の提出状況について定期的に締約国会議に報告するものとする。

5. 開発途上締約国が本条を効果的に実施する程度は、本条約第 11 条に規定する実施手段に関する規定の効果的な実施に依存する。

第 16 条 有効性評価

1. 締約国会議は、定期的に条約の有効性と実施状況を評価するものとする。最初の評価は、条約発効日から 6 年以内に実施し、その後、締約国会議が決定する間隔で実施するものとする。
2. 評価は、入手可能な科学的、環境的、技術的、財務的、社会経済的情報に基づいて実施するものとし、これには次が含まれることができる：
 - (a) 第 15 条に規定する国家報告書；
 - (b) 第 13 条に規定する委員会が提供する情報及び勧告；
 - (c) 第 17 条に規定する情報を含む、締約国会議が関連すると見なすその他の情報。
3. 締約国会議は、その第[X]回会議において、本条第 1 項に規定する評価の方式を採択するものとする。

第 17 条 情報交換

1. 全ての締約国は、条約の目的を支援するため、次の事項を含む情報交換を促進することが推奨される：
 - (a) プラスチックの持続可能な消費と生産に関する適正規範と政策、及び関連する研究、技術、イノベーション；
 - (b) プラスチック汚染による健康及び環境リスクとそれに伴う影響；
 - (c) 伝統的知識を含む科学的及び技術的知識、及び上記(a)と(b)に関連する先住民族と地域社会の知識。
2. 全ての締約国は、この条約に基づく情報交換と伝達のため国内窓口を指定することが推奨される。

3. 第 1 項に言及される情報を交換するに当たり、全ての締約国は、必要に応じ、事務局が維持するオンライン クリアリング ハウスを利用することが推奨される。

4. 全ての締約国は、既存のプロセス、イニシアチブ、ネットワークから学び、それらを基盤として、知識を共有し、持続可能な解決策の複製及び拡大の事例を含む成功例を強調することが奨励される。

5. この条約に従って情報を交換する締約国は、必要に応じ、相互に合意した機密情報を保護するものとする。

第 18 条 公衆への情報、認識、教育及び研究

1. 締約国は、この条約の実施に関連するプラスチック汚染及びその影響に関する情報、公衆への認識、教育及び研究へのアクセスを促進し、促進するものとし、必要に応じ、国、地域及び国際レベルでそうした取組みを促進し、必要に応じ、関連する政府間組織及び非政府組織と協力するものとする。

2. 各締約国は、一般市民の参加及び情報への一般市民のアクセスを促進し、地方、国、地域及び国際レベルでのトレーニングを提供することにより、プラスチック汚染の影響に関する認識を高め、理解を深め、情報を共有するための措置を推進し、促進するものとする。

3. 締約国は、各国の状況と能力に基づき、プラスチック汚染に対処するため、次の方法を含む科学技術の研究、開発、革新、協力を推進することが奨励される：

(a) 海洋環境を含む環境におけるプラスチック汚染の分布と存在量、及び人の健康への影響を監視する方法の促進と改善；

(b) 環境データの収集と分析のため標準化された方法とアプローチの共同開発と使用を促進し、その信頼性と比較可能性を向上させる；

(c) 必要に応じ、伝統的知識、先住民族の知識、地域社会の知識、及びその他の文化的及び社会経済的要因を取り入れる。

第 19 条 健康

オプション 1

健康に関する単独の条項の代わりに、該当する条項と序文の文脈で人の健康に関する言及

がある場合、それを強化し可能な場合、新たに追加する。

オプション 2

ブラジルが主導し、健康に関する独立した条項の制定を支持する加盟国と非公式に草案を作成する作業の結果を待つ仮置き。考えられる条項の種類は、ILBI 採択時に合意できる条項と COP の今後の会議で検討できる条項から構成される可能性がある。

第 20 条 締約国会議

1. 締約国会議は、本条約の発効日から 1 年以内に暫定事務局により招集されるものとする。その後、締約国会議の通常会議は、締約国会議が別段の決定をしない限り、2 年ごとに開催されるものとする。

3. 締約国会議の臨時会議は、会議が必要と見なすその他の時期に、又、いずれかの締約国からの書面による要請に基づき開催されるものとする。但し、要請が事務局から締約国に伝えられてから 6 か月以内に、締約国の 3 分の 1 以上がその要請を支持することを条件とする。

4. 締約国会議は、その最初の会合において、締約国会議自身及びその補助機関の手続き及び財政ルール、並びに事務局の機能を規定する財政規定について、全会一致で合意し、採択するものとする。

5. 締約国会議は、本条約の実施状況を継続的に検討するものとする。締約国会議は、本条約により割り当てられた機能を遂行し、そのため次を行うものとする：

(a) 本条約の実施に必要と考える補助機関を設立する；

(b) 適切な場合、権限のある国際機関、政府間機関、非政府機関と協力する；

(c) 本条約の実施に関連する決定を検討し、採択する；

(d) 本条約で特定されるその他の機能、又は本条約の実施に必要な機能を実行する。

6. 国連、その専門機関、国際原子力機関、及び本条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席できる。この条約の対象となる事項について資格を有し、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席したい旨を事務局に通知した団体又は機関は、国内又は国際、政府又は非政府を問わず、会合に出席する締約国の少なくとも 3 分の 1 が

反対しない限り、参加が認められる。オブザーバーの参入及び参加は、締約国会議が採択した手続きルールに従うものとする。

第 20 条 その 2 補助機関

1. 締約国会議は、その最初の会合において、条約の締約国会議による情報に基づく意思決定を支援するため、科学的及び技術的情報と評価を提供する補助機関を 1 つ又は複数設置するものとする。
2. 各補助機関は、その活動を支援するため、必要に応じて委員会、パネル、及びサブグループを設置することができる。
3. 締約国会議は、第 1 項に従って設置される各補助機関の任務、構成、組織及び運営について決定するものとする。

第 21 条 事務局

1. 事務局は、ここに設置される。
2. 事務局の機能は、次のとおりとする：
 - (a) 締約国会議及び補助機関の会合を準備し、手配し、必要に応じこれらの機関にサービスを提供する；
 - (b) 要請に応じ、締約国、特に開発途上国お湯帯移行経済国による本条約の実施を支援するため支援の提供を促進する；
 - (c) 報告に関する第 15 条及び実施と遵守に関する第 13 条の規定に基づいて、定期的な報告書を作成し、締約国に提供する；
 - (d) 必要に応じ、他の関連する国際機関及び条約の事務局と活動を調整する；
 - (e) 締約国会議の総合的な指導の下、その機能を効果的に遂行するため必要な管理及び契約上の取り決めに締結する；
 - (f) この条約に規定されるその他の事務局機能及び締約国会議が決定するその他の機能を遂行する。

3. この条約の事務局機能は、締約国会議が出席し投票する締約国の4分の3以上の多数決により、事務局機能を1つ以上の他の国際機関に委託することを決定しない限り、国連環境計画事務局長が遂行する。

第22条 紛争の解決

1. 締約国は、紛争を防止するために協力し、本条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を、交渉又は各自が選択したその他の平和的手段を通じて解決するよう努めるものとする。

2. 地域経済統合組織ではない締約国は、本条約の批准、受諾、承認又は加入の際、又はその後いつでも、寄託者に提出する文書において、本条約の解釈又は適用に関する紛争に関し、同じ義務を受け入れる締約国との関係で、次の紛争解決手段のいずれか又は両方を義務として認める旨を宣言することができる：

(a) 締約国会議が採択する手続きに従った仲裁；

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託。

3. 地域経済統合組織である締約国は、第2項(a)に規定する手続きに従い、仲裁に関して同様の効果を持つ宣言を行うことができる。

4. 第2項又は第3項に従って行われた宣言は、その条件に従って失効するまで、又、その撤回の書面による通知が寄託者に寄託されてから3か月後まで、効力を維持する。

5. 宣言の失効、撤回の通知、又は新しい宣言は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所で係争中の手続きにいかなる影響も及ぼさない。

6. 紛争当事者が第2項又は第3項に従って同じ紛争解決手段を受け入れず、及び、一方の締約国が他方の締約国に紛争が存在することを通知してから12か月以内に、第1項に規定する手段によって紛争を解決できなかった場合、紛争はいずれかの紛争当事者の要請により調停委員会に付託される。調停委員会は勧告を付した報告書を提出するものとする。調停委員会に関する追加手続きは、締約国会議が遅くとも第2回会合までに採択する附属書に含まれるものとする。

第23条 条約の改正

1. この条約の改正は、いずれの締約国も提案することができる。
2. この条約の改正は、締約国会議の会合で採択されるものとする。改正案の文言は、採択が提案される会合の少なくとも 6 か月前に事務局から締約国に通知されるものとする。事務局は、又、この条約の署名国及び参考として寄託者にも改正案を通知するものとする。
3. 締約国は、この条約のいかなる改正案についても、全会一致で合意に達するようあらゆる努力を払うものとする。全会一致の努力が尽くされ、合意に達しなかった場合、改正案は、最後の手段として、会議に出席し投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により採択されるものとする。
4. 採択された改正案は、批准、受諾又は承認のため、寄託者から全ての締約国に通知されるものとする。
5. 改正案の批准、受諾又は承認は、書面で寄託者に通知されるものとする。第 3 項に従って採択された改正案は、改正案が採択された時点で締約国であった締約国の 4 分の 3 以上による批准、受諾又は承認の文書の寄託日から 90 日後に、その改正案に拘束されることに同意した締約国に対して発効するものとする。その後、当該修正は、当該締約国が当該修正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日から 90 日後に、他の締約国に対して発効する。

[第 24 条 附属書の採択及び修正]

1. 本条約の附属書は、本条約の不可分の一部を構成するものとし、明示的に別段の定めがない限り、本条約への言及は、同時に本条約の附属書への言及を構成するものとする。
2. 本条約の発効後に採択される追加の附属書は、手続、科学、技術又は管理に関する事項に限定されるものとする。
3. 本条約の追加附属書の提案、採択及び発効には、次の手順が適用されるものとする：
 - (a) 追加される附属書は、第 23 条第 1 項から第 3 項に規定される手順に従って提案及び採択されるものとする；
 - (b) 追加附属書を受諾できない締約国は、第 27 条第 4 項に従って追加される附属書に関する宣言を行った締約国を除き、その旨を寄託者に対し書面で通知するものとする。寄託者は、その通知を受け取った全ての締約国に遅滞なく通知するものとする。締約国は、いつで

も、追加付属書に関する以前の不受諾通知を撤回する旨を書面で寄託者に通知することができ、その場合、その附属書は、サブパラグラフ(c)の規定に従って、その締約国に対して発効するものとする；

(c) 寄託者による追加される附属書の採択の通知の日から1年が経過すると、サブパラグラフ(b)の規定に従って不受諾通知を提出していない全ての締約国に対し、その附属書が発効するものとする。

4. 本条約の付属書の改正案の提案、採択及び発効は、本条約の追加付属書の提案、採択および発効と同じ手続きに従うものとする。但し、第27条第4項に従って附属書の改正に関する宣言を行った締約国については、附属書の改正は発効しないものとし、その場合、当該締約国については、当該改正案に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日から90日後に発効するものとする。追加される附属書又は附属書の改正案が本条約の改正案に関連する場合、追加される附属書又は附属書の改正案は、本条約の改正案が発効するまで発効しないものとする。]

第25条 投票権

1. 本条約の各締約国は1票を有するものとする[但し、第2項に規定されている場合を除く]。

2. 地域経済統合機関は、その権限の範囲内の事項については、この条約の締約国であるその加盟国(投票時に承認され出席している国)の数と同数の投票権を行使するものとする。そうした機関は、その加盟国のいずれかが投票権を行使する場合、投票権を行使しないものとし、その逆も同様とする。

第26条 署名

この条約は、[--]に[都市]、[国]において全ての国及び地域経済統合組織による署名のため開放され、その後[--]から[--]までニューヨークの国連本部で署名のために開放される。

第27条 批准、受諾、承認又は加入

1. この条約は、国及び地域経済統合組織による批准、受諾又は承認の対象である。この条約は、署名の締切日の翌日から、国及び地域経済統合組織による加入のため開放される。批

准、受諾、承認又は加入の文書は、寄託者に寄託される。

2. いずれの加盟国も締約国とならないままこの条約の締約国となる地域経済統合組織は、この条約に基づく全ての義務に拘束される。当該組織のうち 1 つ以上の加盟国が本条約の締約国である場合、当該組織とその加盟国は、本条約に基づく義務の履行に関するそれぞれの責任を決定するものとする。この場合、当該組織と加盟国は、本条約に基づく権利を同時に行使することはできない。

3. 地域経済統合組織は、批准、受諾、承認又は加入の文書において、本条約が規定する事項に関する権限の範囲を宣言するものとする。当該組織は、権限の範囲に関する関連する変更を寄託者に通知するものとし、寄託者は締約国に通知するものとする。

4. いずれの締約国も、批准、受諾、承認又は加入の文書において、自国に関する追加の附属書及び附属書の改正は、当該締約国の批准、受諾、承認又は加入の文書が寄託されたときにのみ発効することを宣言できる。

第 28 条 発効

1. この条約は、[50][60][97]番目の批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託の日から[90][120]日目に発効する。

2. [50][60][97]番目の批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託後にこの条約を批准、受諾又は承認するか、又はこれに加入する各国又は地域経済統合組織について、この条約は、当該各国又は地域経済統合組織による批准、受諾、承認又は加入の文書（協定）の寄託日から[90][120]日目に発効する。

3. 第 1 項及び第 2 項の目的のため、地域経済統合組織によって寄託された文書（協定）は、当該組織のメンバー国によって寄託されたそれらに追加されるものとして数えてはならない。

第 29 条 留保

この条約に対し留保を付すことはできない。

第 30 条 脱退

1. いずれかの締約国についてこの条約が発効した日から 3 年を経過した後はいつでも、当該締約国は寄託者に書面による通知を行うことによりこの条約から脱退できる。
2. 当該脱退は、寄託者が脱退通知を受領した日から 1 年を経過した日、又は脱退通知に指定されるそれ以降の日に発効する。

第 31 条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第 32 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語のテキストが等しく正文であるこの条約の原本は、寄託者に寄託される。

以上の証拠として、下記署名者は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

本日 [--] に [--] で作成。]

FAO/WHO「コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024年3月24日

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcode-x%252FCircular%252520Letters%252FCCL%2525202024-20%252Fcl24_20e.pdf

背景

1. コーデックス委員会執行委員会第85回会期（CCEXEC85、2023年）において、CRD01で詳しく説明されているとおり、北米からの加盟国顧問である米国は、コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発に関する提案を提出した。この提案は、コーデックスがこの分野における世界的取組みをどのように支援できるかを検討することを目的としており、加盟国や民間部門による食品包装リサイクル材料の使用が増加しており、これにより食品の安全性への懸念が高まる可能性があるとして指摘した。

2. CCEXEC85は、コーデックス委員会第46回会期（CAC46（2023））において、コーデックス事務局に対し、コーデックス会員及びオブザーバーに対し、新たなサービスへの関心、価値、又は必要性があるかどうかを判断するための回付レター（CL）を発行するよう要請する勧告に同意した。更にCCEXEC85は、CLに対する加盟国及びオブザーバーの回答に基づいて、次のステップを検討することに同意した。

3. CAC46（2023）は、CCEXEC85の勧告とCAC/46 CRD36で示された提案に留意し、コーデックス事務局に対し、コーデックス会員及びオブザーバーから情報を収集するためCLを発行するよう要請し、これは予備的なステップであると注記した（REP23/CAC パラグラフ16 ii）。

コメントの要請

4. コーデックス会員及びオブザーバーは、以下についてコメントを提供するよう求められる。

概要：

- a. コーデックスが食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品の安全性に関する考慮事項に関するガイダンスを開発することは有益か？
- b. CAC/46 CRD36で概説されている側面以外に、将来の作業に考慮すべき側面はあるか？

c.このテーマに関する研究に参加することに興味があるか？

コーデックス会員向け：

a.現在、食品包装に含まれるリサイクル材料の安全性を審査し、保証するための国家プログラムを実施しているか、それともそうしたプログラムは開発中か？

o これらのプログラムにはどのような要素が含まれるか（原料規格、リサイクルプロセス技術など）？

o 安全性はどのように決定されるか(例えば、総又は特定移行量制限によって)。

o これらの要件は包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

b.現在、食品包装のリサイクル要件はあるか、それともそのような義務は開発中か？ これらの義務は包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

o これらの要件を設定する際にどのような要素が考慮されたか？

c.食品包装に使用するのに適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在使用が承認された又は開発中の技術にはどのようなものがあるか？ 食品接触包装用途で食品と接触しない材料の使用を可能にする、新しい革新的な回収/リサイクルプロセスを評価しているか？

オブザーバー向け：

a.現在、食品包装におけるリサイクル材料の使用を促進するための自主的プログラムはあるか？

o 「はい」の場合、食品の安全性を確保するためにこのプログラムを開発する際にどのような基準が考慮されたか？

o これらの基準は包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

b.食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連し、食品の安全性又は貿易に関する問題を経験したことがあるか、又は今後発生すると予想されるか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料を見つけることができない、リサイクル義務に関連する貿易の阻害、又はリサイクル材料の食品包装への取込みなど）。

c.食品包装に使用するのに適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在使用が承認

された又は開発中の技術にはどのようなものがあるか？ 食品と接触しない包装材料の使用を可能にする、新しい革新的な回収/リサイクルプロセスを評価しているか？

コメント提出に関するガイダンス

5. コメントは、OCS を使用するコーデックス会員及びオブザーバーのコーデックス連絡窓口を通じて提出する必要がある。

6. コーデックス会員及びオブザーバーの連絡窓口は、OCS にログインし、システムへのログイン後に利用できる「マイレビュー」ページで「入力」を選択することにより、コメント募集中の文書にアクセスできる。

7. コーデックス会員及びオブザーバー組織の連絡窓口は、文書レベルでの一般的コメントを提供するよう求められる。OCS コメントのカテゴリとタイプに関する追加のガイダンスは、OCS のしばしば受ける質問(FAQ)にある。

8. ユーザーマニュアルや短いガイドなどのその他の OCS リソースは、次のリンクから参照できる。

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/resources/circular-letters/en/>.

9. OCS に関する質問については、Codex-OCS@fao.org までお問い合わせください。

付録 I

プロジェクト文書 コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発提案書（アメリカ合衆国作成）

背景

食品包装[1]は、食品の安全性、公正取引、食品の持続可能性を確保する上で重要な役割を果たしている。包装は食品を汚染や腐敗から保護し、食中毒の可能性を減らす。包装は、より長い距離と時間枠に亘り多様な食品の輸送と保管を可能にし、食品の公正な取引を促進する。又、包装は、食品の無駄や損失を減らし、十分なサービスを受けられず弱い立場にある人々へのより良い食品アクセスを確保することにより、食品の持続可能性を促進する。

近年、地球規模の持続可能性の必要性が強調されている。2021年9月の国連食糧システム

サミットでは、持続可能な食糧システムを奨励することの重要性と消費者が持続可能性の観点から購入する必要性が強調された。2024 年国連環境総会では、プラスチック汚染に関する国際協定の策定作業が継続される予定であり、リサイクルはこの取組みにおいて役割を果たすことが期待されている。世界中の各国の法律により、リサイクル材の要件を備えた包装材料を製造することが義務付けられている。全体として、これらの義務は、食品の包装方法に、国、地域、世界的に大きな変化を齎しており、今後更に変化が到来する。

特定の種類の食品包装では、歴史的に食品包装の持続可能性を高めるためリサイクル材料が利用されてきたが（飲料缶へのリサイクルアルミニウムの使用など）、食品包装にリサイクル材料を組み込むと、現在元の材料から作られた食品包装は存在しないという食品の安全性や貿易上の懸念が生じる可能性がある。リサイクル材料は、元の非食品用途で汚染された管理されていない供給源からのリサイクル材料の使用、リサイクル前に消費者により非食品容器としてリユースされることによって、又は廃棄物収集プロセスを通じて、食品への汚染物質の混入という新たなベクトルを表す。更に、食品包装の規制状況は現在細分化されている。多くの国では食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する特定の要件がないが、他の国では国家要件を制定又は策定している。このように国家レベルでの規制アプローチは多様である。リサイクル材料の使用を促進するのではなく、むしろそれを妨げる可能性があり、包装にリサイクル材料を使用する包装済み食品の取引に問題を引き起こす可能性がある。

コーデックス委員会の実装

コーデックスの使命は、「国際的な科学に基づいた食品の安全性と品質基準を設定することにより、消費者の健康を保護し、食品取引における公正な慣行を促進する」ことにある。[2] コーデックス戦略計画 2020～2025 年の最初の目標は、現在、新興及び重要な問題をタイムリーに解決する。これには、コーデックスが機会や課題に積極的かつ柔軟に対応することが求められる。この戦略計画では、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を達成する各国の取組みを支援する上でのコーデックスとコーデックス標準の役割も認識している。戦略計画では、コーデックスが特に支援できるいくつかの SDG を特定している。これには、SDG12「持続可能な消費と生産パターンの確保」も含まれる。SDG12 には、予防、削減、リサイクル、リユースによる廃棄物の発生削減を含む 11 の目標が含まれ、そして企業に持続可能な慣行を採用するよう奨励する。

コーデックス委員会は、60 年以上に亘り、世界中の安全な食品と公正な貿易をサポートする基準、ガイダンス、ガイドラインの開発に不可欠な部分を占めてきた。食品の生産そのものだけでなく、食品の包装など生産チェーンの他の側面にも取り組むことは、食品の安全に関

するコーデックスの使命の範囲内にある。持続可能性を向上させるプログラムと生産インフラを要求する国及び地域の法律が世界中で整備されているため、コーデックス委員会は、安全な食品の公正な取引を促進する方法でこれらの持続可能性への取組みを調整するため、ガイダンスを提供する役割を担っている：

- 食品の安全な側面 - 食品包装用の適切なリサイクル材料原料及びそうした材料を製造するため、リサイクル技術に関するガイドラインを開発する必要がある。食品の包装に不適切なリサイクル材料が組込まれると、食品の安全性が損なわれる恐れがある。これは、有害物質が食品に移行する経路を提供することになる。食品の安全性は、リサイクルされた材料から粗悪な食品包装材料が製造されることによっても損なわれる恐れがあり、それ自体が食品を汚染したり、保管中や輸送中に食品の腐敗を促進したりする可能性がある。
- 公平な貿易の側面 - 国際貿易において、食品包装に使用される適切なリサイクル原料及びリサイクル技術を決定するため使用される基準には一貫性が必要である。世界中の国内法のつぎはぎと、包装材料、特にリサイクル材料に関する異なる基準の導入により、貿易障壁が生じ、政策や規制の枠組みを開発中の国々に混乱が生じる可能性があることが予想される。

勧告：

米国は、CCEXEC に対し、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関するコーデックス委員会のガイダンスに対する新たな取組みに関心、価値、又は必要性があるかどうかを判断するための回付レター(CL)の発行を検討することを提案する。こうした CL は、コーデックス会員とオブザーバーの両方からのコメントを要請する。CL はコーデックス会員に対して、既存の関連する規制プログラムや義務、及び現在開発中のプログラムに関する情報を要請できる。CL はオブザーバーに対し、既に実施されている、又は現在開発中の自主プログラムに関する情報、並びに適切なリサイクル材料の入手可能性や貿易への影響に関連して経験した又は予想される問題に関する情報を要求できる。その後、米国は、潜在的な次のステップを更に検討するため、CL への回答をディスカッションペーパーにまとめるよう提案する。

Codex「Codex 食品規格におけるリサイクルガイドラインの調査と開発提案に係る情報提供の要請」2024年7月1～5日

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/fr/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-702->

背景

1. コーデックス委員会執行委員会第 85 回会合（CCEXEC85、2023 年）において、北米加盟国顧問である米国は、EXEC/85 CRD01 に詳述されているコーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発に関する提案を示した。この提案は、加盟国と民間部門による食品包装目的でのリサイクル材料の使用が増加しており、これが食品安全上の懸念を引き起こす可能性があることに留意し、コーデックス委員会がこの分野での世界的取組みをどのように支援できるかを検討することを目的としていた。

2. CCEXEC85 は、コーデックス委員会第 46 回会合（CAC46 (2023)）に、コーデックス事務局にコーデックス加盟国及びオブザーバーに回状（CL）を発行する要請を勧告することに合意した。これは、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するコーデックス委員会のガイダンスに関する新しい作業への関心、価値、又は必要性があるかどうかを判断するためである。更に CCEXEC85 は、CL に対する加盟国およびオブザーバーの回答に基づいて次のステップを検討することに合意した。[2]

3. CAC46 (2023)は、CCEXEC85 の勧告と、CAC/46 CRD36 で提示された提案に留意し、コーデックス事務局に、コーデックス加盟国及びオブザーバーから情報を収集するための CL を発行するよう要請したが、これは予備的なステップであると指摘した。[3]

4. コーデックス委員会におけるリサイクルガイダンスの調査及び開発の提案に関し情報提供を要求する CL は、2024 年 3 月に発行された（CL 2024/20-CAC）。回答期限は、コーデックス加盟国及びオブザーバーが十分な時間をとってコメントを提出できるよう、2024 年 5 月 1 日から 5 月 15 日に延長された。

CL 2024/20-CAC への回答コメントの要約

5. この文書の目的は、CL 2024/20-CAC への回答として受理したコメントの要約を CCEXEC86 に提供し、次のステップについて助言することにある。

6. 合計 26 の加盟国、1 つの加盟組織、11 のオブザーバーが CL に回答し、コメントはこの文書の付録 I として添付されている。

7. 回答した加盟国は、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考

慮事項に関するガイダンスを作成することの重要性に同意している。一般的に、加盟国は、作業の焦点は全てのリサイクル材料ではなく、リサイクルプラスチックに置くべきと考えている。更に、回答した加盟国は、国際標準化機構（ISO）を通じて完全な規格を開発することを提案した 1 名を除き、コーデックスがこのガイドラインを開発することへ支持を示した。また、この加盟国は、食品包装におけるリサイクル材料に対する世界的に調和のとれたアプローチの重要性を強調し、リサイクルに影響を与える可能性のある他の国際的取り組み（プラスチック汚染に関する法的拘束力ある協定に関する国連交渉、循環型経済の取り組みなど）を考えると、この取り組みは時宜を得たものであると述べた。数名のメンバーは、コーデックスによる国際ガイドラインの開発は基準点となり、各国の規格間の一貫性を高め、世界中の消費者保護を強化するだろうと指摘した。

8. 食品包装に使用されるリサイクル材料の安全性に対処する既存の国家プログラムに関して、回答した加盟国の多くは、リサイクル材料に関する具体的な基準はなく、代わりに一般的な食品包装要件を指摘していると述べた。回答した加盟国のうち数国は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用に特に対処した規制を有しており、その殆どは飲料ボトルへのリサイクルポリエチレンテレフタレート（PET）の使用に限定されている。回答した加盟国のうち数か国は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用に関するガイドラインを有しているか、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用を評価するための自主的審査プログラムを有している。これらの加盟国は、リサイクル材の安全性を判断する際に審査プログラムで考慮される情報の種類の概要を提供した。民間部門の自主的なりサイクルプログラムの開発についても言及があった。

9. 回答したオブザーバー組織は、リサイクルプログラムの開発は飲料ボトルに使用するリサイクル PET に向けられていると指摘した。しかし、紙、ガラス、金属、その他のポリマーなど、他のリサイクル材料の重要性を認識している。オブザーバー組織はまた、適切なリサイクル材料の十分な供給の確保、規制当局の承認の取得、将来のサプライチェーン向けに高品質で大量のリサイクル材料を生産するための適切な機器と技術革新の開発と導入の推進に関連する課題にも言及した。

10. 食品包装におけるリサイクル材料の安全性の範囲内で、多くのコメントは、リサイクル材料の起源、又は供給源の追跡可能性を考慮する必要があること、この作業は既存の技術だけでなく開発中の新しいリサイクル技術にも適用可能であるべきであり、世界中のリサイクルシステムの多様性を考慮に入れるべきであると強調した。

11. いくつかの加盟国又はオブザーバー組織は、食品包装におけるリサイクル材料の安全性の範囲を超える要因にも言及した。これらの提案された拡張には、供給源（バージン又はリ

サイクル) に関係なく全ての食品包装の安全性、リサイクル材の公正な取引、リサイクル材の使用による経済的、環境的、社会的影響、および食品中のマイクロプラスチックの存在が含まれていた。

勧告

12. CCEXEC86 は、次の事項を行うことが求められている。

- 受理したコメントを記録し、概要を確認する。
- 食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスの作成に対するコーデックスの関心を確認する。
- このトピックに関するコーデックスにおける新しい作業の範囲と焦点についてコメントする。
- 提案された新しい作業に関するプロジェクト文書をコーデックス事務局に提出するよう奨励するなど、次のステップについて助言する。この文書は、受け取ったコメントと CCEXE86 で議論を考慮し、出来れば CCEXEC87 と CAC47 による更なる検討に間合うよう提出される必要がある。

付録 1 (注：欧米日の回答を抜粋する)

CL2024/20-CAXC への回答におけるコメント

Q：コーデックスが、食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスを作成することは有益か？

欧州	<p>EU 加盟国は、原則として、食品接触用リサイクルプラスチックに関するコーデックスの取り組みを支持する。私たちはこの取り組みに参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。</p> <p>金属とガラスのリサイクルに関して、EU 加盟国は、コーデックスの基準やリサイクルに関するガイダンスの作成は必要ないと考えている。食品接触材料として使用されるリサイクル金属とガラスは、「バージン」の金属とガラスと同じ特定の法律（特定の金属に対する特定の移行制限）に準拠する必要がある。従って、問題は、材料がリサイクルされているかどうかとは関係なく、金属と</p>
----	---

	<p>ガラスの食品接触材料に関するコーデックス基準が必要かどうかである。</p> <p>紙、板紙、木材、特定の繊維などの天然由来の繊維を含む材料に関して、EU 加盟国 は、リサイクルされた場合、これらの材料が汚染される可能性に関連する健康リスクが深刻であると指摘している。欧州評議会の食品接触材料及び成形品に使用される紙及び板紙に関する技術ガイドは有用な情報を提供しているが、現在、この問題に関する権威ある国際基準はない。従って、これらの材料についてはコーデックスの取組みを検討することができる。</p>
米国	<p>コーデックスの使命は、「国際的な科学に基づく食品の安全性と品質基準を設定することにより、消費者の健康を保護し、食品貿易における公正な慣行を促進すること」である。コーデックス戦略計画 2020-2025 の最初の目標は、現在の問題、新たに発生した問題、及び重要な問題にタイムリーに対処することである。食品の安全性に関するコーデックスの任務には、食品自体の生産だけでなく、食品包装などの生産チェーンの他の側面にも対処することが含まれる。</p> <p>持続可能性に対処するためのアプローチとして、食品包装にリサイクル材料を利用することへの世界的な関心が高まっている。しかし、リサイクル材料は食品への汚染物質の潜在的な侵入の媒介となるため、これらの取り組みは食品の安全性に影響を与える可能性がある。この潜在的な食品安全問題に対処するため、各国/地域で食品包装におけるリサイクル材料の使用に関する要件を策定している。国/地域の要件に対するアプローチに一貫性がないと国際貿易に問題が生じる可能性があり、食品包装に使用する適切なリサイクル材料を決定するため基準に一貫性を持たせる必要があることを示している。</p> <p>コーデックス委員会は、世界中で安全な食品と公正な貿易を支える基準、ガイドランス、ガイドラインの開発に不可欠な役割を果たしてきた。食品包装におけるリサイクル材料の使用に関するガイドラインを策定することは、コーデックスの使命と一致し、食品安全と食品貿易の両方に影響を与える可能性のある新たな問題に対処することになる。</p>
日本	<p>食品包装におけるリサイクル材料について議論することは有益である。</p>

Q：CAC/46 CRD36 で概説されているものに加えて、今後の作業で考慮すべき側面はあるか？

欧州	プラスチックのリサイクルの投入として使用される高品質の材料の収集に関連する安全要件は CAC/46 CRD36 では特定されておらず、プラスチックのリサイクル作業で考慮すべき重要な側面である。
米国	米国は、今後の作業で考慮すべきその他の側面を特定していない。
日本	—

Q：このトピックに関する作業に参加することに関心があるか？

欧州	EU 加盟国は、原則として、食品接触用リサイクルプラスチックに関するコーデックスの作業をサポートしている。私たちはこの作業に参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。
米国	米国は、このトピックに関する作業に参加し、主導することに関心がある。
日本	—

Q：現在、食品包装におけるリサイクル材料の安全性を審査し保証するため国家プログラムを実施しているか、それともそのようなプログラムを開発中か？

欧州	<p>プラスチック法規制規則(EU)2022/1616 は、記載されている全ての要因を考慮し、食品接触用プラスチックのリサイクルを包括的に規制している。これには、ポリエチレンテレフタレート(PET)のメカニカルリサイクルプロセスの認可が必要であり、他の適切なリサイクル技術を確立するための手順が規定されており。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則は、新規技術の開発を認めており、そうした技術のいくつかが EU で開発中である。</p> <p>安全性は、投入材の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで決定される。これにより、リサイクル材の残留汚染が消費者の健康リスクをもたらしなくなる。現在、非食品材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET ポスト コンシューマー廃棄物と、閉鎖及び管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルのみが許可されている。</p> <p>金属とガラスについては、消費者の健康を十分に保護するために必要であるとは現時点では考えられないため、要件はない。この見解は、製造プロセスの性質に基づいている。これらの材料のリサイクル中に使用される高温のため、有</p>
----	---

	<p>機汚染物質が残る可能性は低く、無機汚染物質はこれらの材料に既に適用されている制限の対象となる。</p> <p>紙と板紙の場合、これらの材料には特定の要件が必要であると思われるが、欧州連合レベルでは依然特定の要件は存在しない。また、欧州評議会が食品接触材料及び成形品に使用される紙及び板紙に関する技術ガイド（決議 CM/Res(2020)9）を策定し、食品接触材料及び成形品の安全性と品質について規定していることも注目に値する。この技術ガイドには、再生紙及び再生板紙に関する一定の一般原則と既知の汚染物質の一部に対する移行限度が含まれている。欧州評議会の技術ガイドの要件への準拠を証明するには、全ての成分及び全てのありうる不純物の移行が、それらに適用される限度を下回っていることを確認する必要がある。回収されたセルロース系繊維を使用する場合、一般要件も満たすための予防的考慮と対策が必要である。適切な品質の投入材の使用は必須であり、洗浄プロセスを適用することもできる。これらの対策は、適正製造基準に従って実行する必要があるリサイクルプロセスの一部である。関連する品質基準は常に指定及び確認する必要がある。最終的な材料又成形品の適合性を確保し証明するためには、機能性バリア（紙又は板紙上又は内部バッグとして）又は機能性吸着剤（紙又は板紙内の物質を保持するためリサイクル材に添加）の使用などの追加措置が必要になる場合がある。</p> <p>最後に、EU の立法枠組みは加盟国ごとに異なる国内法によって補完されており、食品接触材料に関する EU 法規の改正が現在検討中であることに留意する価値がある。</p>
米国	<p>食品包装の製造に使用される主な材料は、金属、ガラス、紙、プラスチックである。ガラスと金属は一般に汚染物質を通さず、リサイクルに使用される処理条件/温度によって容易に洗浄されるため、これらの材料では消費者使用後の汚染は大きな懸念事項ではない。再生ガラスと金属が適切な原料から供給されている限り、食品包装での使用による食品安全上の問題が発生する可能性は殆どない。更に、紙や板紙の再生繊維パルプは、米国連邦規則集 21 CFR 176.260（再生繊維パルプ）の基準を満たしていれば、食品接触製品に使用できる。ただし、米国では、食品とバリアで仕切られていない食品包装に再生パルプが使用されていると認識していない。これらの理由から、米国には、食品包装における再生金属、ガラス、紙の安全性を評価する国家プログラムはない。</p> <p>米国では、食品接触用途の再生プラスチックは、バージンプラスチックとは別に認可されていない。即ち、再生プラスチックは、バージンプラスチックと同</p>

	<p>じ認可、制限、規格の対象となる。そのため、再生プラスチックで作られた食品接触製品を販売するため、米国食品医薬品局（US FDA）による措置は必要ない。しかし、製品が該当する全ての認可に準拠している必要がある。メーカーは、バージンプラスチックと同様に、リサイクルプラスチックが意図された用途に適した純度であり、既存の全ての規格を満たしていることを保証する責任がある。要件は、連邦規則集 21 CFR 174～179 に記載されている。</p> <p>米国では、適用される全ての認可に準拠するリサイクルプラスチックに対して政府の認可は必要ないが、米国 FDA は、リサイクルプロセスが食品接触用途に適したリサイクルプラスチック材料を生産する能力に関する自主的提出物を審査する。審査後、米国 FDA がリサイクルプロセスによって意図された用途に適した純度のリサイクルプラスチックが生産されると見込まれると判断した場合、米国 FDA は対象のリサイクルプロセスに対してノーオブジェクションレター（NOL）を発行する。</p>
日本	<p>日本は、以下の a、b、c についてまとめてコメントする。</p> <p>(1) リサイクルプラスチック</p> <p>○日本は、食品用器具・容器は包装（「ACP」）に適用される合成樹脂のポジティブリスト制度を採用しており、リサイクル材料もこの制度に準拠する必要がある。また、ポリエチレンテレフタレート及びポリスチレン以外のリサイクル材料（ケミカルリサイクルを除く）は、食品接触材料として使用することが禁止される。</p> <p>○日本でもリサイクルプラスチック材料のリスク管理に関するガイドラインが制定されている。（食品用器具・容器包装の製造に用いられる合成樹脂の原料として再生材料を使用するためのガイドライン（2024年3月告示））</p> <p>○例として、以下の事項がガイドラインで具体的に規定されている。</p> <p>■マテリアルリサイクルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物などのポスト コンシューマー材料を使用する場合、予期しない物質が汚染されている可能性もあるため、適切な管理基準を定め、基準を満たしていることを確認することが必要である。（例：マテリアルリサイクルポリマーで作られた包装から食品に移行する汚染物質の量が人の健康を害するおそれがないこと（0.01mg/kg 以下）を確認する（代替汚染物質試験による）。） ・バージン材料から作られた食品用 ACP の製造過程で出る端材などのプレコ

	<p>ンシューマー材料は、汚染が殆どないほど高品質であるため、食品用 ACP に使用することが認められている。</p> <p>■ケミカルリサイクルは、廃棄物を分解して再生樹脂に加工する処理であるため、モノマーなどを分解し重合して再生材料にするケミカルリサイクル材料は、汚染物質が十分に除去されていることが保証されている場合、食品用 ACP に使用することが認められる。</p> <p>(2) 再生紙 使用済みの紙（再生紙）は、紙内の水分や油分が著しく増加する用途や、長時間の加熱を必要とする用途には使用しないように規定されている。</p>
--	---

Q：これらのプログラムにはどのような要素が含まれるか（原料の規格、リサイクルプロセス技術など）？

欧州	プラスチック法規(規則 (EU) 2022/1616)は、記載されている全ての要素を考慮し、食品接触を目的としたプラスチックのリサイクルを包括的に規制する。
米国	米国 FDA は、原料(本来の用途)、原料の品質を保証するための発生源管理対策、リサイクル プロセス（メカニカル、ケミカルなど）、化学汚染物質を除去するリサイクル プロセスの有効性、及びリサイクル プラスチックの使用条件を検討し、リサイクル プラスチックの安全性を評価する。
日本	—

Q：安全性はどのように判断されるか？（例えば、一般的な移行制限又は特定の移行制限による）

欧州	安全性は、投入材の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで判断される。これにより、リサイクル材に残留する汚染物質が消費者の健康にリスクをもたらさなくなる。
米国	安全性を判断するため、米国 FDA は、リサイクル プロセスがリサイクル材料の調達を管理し、適切な本来の用途（食品接触用途に由来し、産業廃棄物容器を除外するなど）からの材料のみが原料に含まれるようにする能力、及びリサイクル プロセスが収集プロセス又は消費者による二次使用中に発生する可能

性のある偶発的汚染を除去する能力を評価する。

米国 FDA は、リサイクル プロセスが、リサイクル プラスチックから移行する汚染物質のリスクが FDA が無視できるレベル(食事中濃度< 0.5 ppb に相当)まで汚染物質を除去する能力を実証するため、代替汚染物質テストを推奨する。米国 FDA が推奨する代替汚染物質は、様々な化学的及び物理的特性を持ち、消費者の誤用をシミュレートするため、消費者が利用できる一般的な材料を表している。推奨される汚染物質と試験条件は、米国 FDA のリサイクル ガイダンス ドキュメントに記載されている。 **

前述のように、米国 FDA は、リサイクル プロセスで潜在的な汚染物質を食事中濃度 0.5 ppb 未満まで除去できるかどうかに基づいて安全性を判断する。このレベルは発がん性に基づいて設定されており、米国 FDA は食事によるばく露に対する最も敏感な毒性エンドポイントであると考えている。この要件を設定するため、米国 FDA は、数百の既知の発がん性物質の発がん性データを調査し、発がん性の確率分布を決定した。この調査では、殆どの既知の発がん性物質は、毎日の食事に 0.5 ppb 未満で含まれている場合、生涯がんリスクが 10^{-6} 未満であると判定された。 10^{-6} の生涯がんリスクは、殆どの国際規制機関で一般に公衆衛生上の懸念とは見なされていない。更に、研究されていない化合物が発がん性物質であり、研究された化合物で観察される典型的な発がん性よりもはるかに高い固有の発がん性を持つことは、まずありそうにない。0.5 ppb の閾値は、研究対象となった化合物の大半が非発がん性の毒性効果を引き起こす可能性のある食事中濃度の 2,000 分の 1 であり、強力な農薬が毒性効果を引き起こす慢性ばく露レベルの 200 分の 1 である。

米国は、遺伝毒性化合物を考慮した欧州食品安全機関(EFSA)の 0.05 ppb の制限を認識している。しかし、この食事中の閾値をリサイクルプラスチック中の汚染物質の最大残留レベルに変換するため、米国 FDA と EFSA は異なる一連の仮定を使用している。リサイクルプラスチック中に存在する汚染物質の最大残留レベルの観点から見ると、両機関はリサイクルポリエチレンテレフタレート(PET)についてほぼ同じ結果に収束する。更に、米国 FDA は、次の 2 つの理由から、安全限界値 0.05 ppb ではなく 0.5 ppb が十分保守的であると結論付けている。

- 1) 以前に有害廃棄物を保管していた容器や工業用容器は原料から除外される、
- 2) 消費者は一般にこれらの汚染物質に触れることはないため、使用後の原料

	<p>は遺伝毒性化合物で汚染されているとは考えられない。</p> <p>** 業界向けガイダンス：食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用 (化学に関する考慮事項)</p>
日本	—

Q：これらの要件は、包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって変わるか？

欧州	はい、紙と板紙の場合、これらの材料にも特定の要件が必要であると思われるが、欧州連合レベルではまだ特定の要件が存在しない。食品接触材料に関するEU法の改正が進行中である。
米国	包装の種類に関係なく、リサイクル材料は、その用途に適した純度で、適用される認可の全ての制限と規格に準拠している必要がある。
日本	—

Q：現在、食品包装のリサイクル要件はあるか、それともそうした義務が策定中か？ これらの義務は、包装の種類(プラスチック、金属、紙など)によって異なるか？

欧州	はい、包装及び包装廃棄物に関する新たなEU法規では、広範な要件が設定されており、プラスチック飲料ボトルについては、2025年までに最低25%のリサイクル含有率が義務付けられる。
米国	米国には現在、食品包装のリサイクル要件に関する連邦としての義務はない。しかし、米国内の一部の州では、少なくとも一部の食品接触成形品について、最低リサイクル含有率要件を発行するか、検討中である。
日本	—

Q：これらの要件を設定する際に考慮された要素は何か？

欧州	包装廃棄物の約50%を占める食品包装のより持続可能な使用と廃棄物の防止である。
米国	米国には連邦政府の義務がないため、コメントはない。
日本	—

Q：食品包装に適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在どのような技術の使用が承認されているか、または現在開発中か？ 食品に接触しない材料を食品接触包装用途に使用できる、新しい革新的な回収/リサイクル プロセスを評価しているか？

欧州	<p>プラスチック包装のリサイクルに承認されている唯一の技術は、PET のメカニカルリサイクルと消費者に提供されていない完全に閉鎖され管理された貿易ループから生じた材料のリサイクルである。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則では、新しい技術の開発が認められており、EU ではそうした技術がいくつか開発中である。</p> <p>制限はあるが、現在は、食品以外の材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大5%含まれる PET ポスト コンシューマー廃棄物のみが許可されており、閉鎖され管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルも許可されている。</p>
米国	<p>プラスチックリサイクルプロセスに関する自主的な提出書類を審査する際、米国 FDA は各技術を個別に検討する。米国 FDA は、多くのポリマータイプのメカニカルリサイクルプロセスと、PET 及びポリ乳酸(PLA)のケミカルリサイクルプロセスについて、ポジティブな意見書を発行している。</p> <p>米国 FDA は、あらゆるプラスチックリサイクルプロセスに関する意見の提出を受け付けている。提出されたデータにより、対象のリサイクルプロセスで生成されたりサイクル材が、意図された用途に適した純度であることが期待され、製造業者がリサイクル材が全ての適用可能な認可に準拠していることを保証できる場合、米国 FDA は、対象のリサイクルプロセスと原料に異議を唱えない。</p> <p>米国 FDA は、ガラス、金属、紙のリサイクルプロセスを審査していないため、米国にはこれらの材料のリサイクル技術又は原料に関するデータがない。</p>
日本	-

Q：現在、食品包装におけるリサイクル材料の使用を促進するための自主的プログラムはあるか？

欧州	-
----	---

米国	<p>業界は、食事へのばく露に基づくリサイクル プラスチックの米国 FDA の安全性評価に記載されている基準を一般的に支持しており、このプログラムは合理的で健全な科学的レビューに基づいていると述べている。業界は、コーデックスのガイダンスが、再生プラスチックの安全性をハザードではなくリスクに基づいて評価し、一般的に適用可能で、特定のリサイクル技術を他の技術よりも優遇しない安全性に関する原則を利用することを求めている。業界はまた、米国 FDA のプログラムが、再生プラスチックの安全性と適合性をその使用目的に基づいて具体的に評価できることを高く評価している。</p> <p>業界は、食品接触用途での再生プラスチックの使用に関する独自のガイドラインをいくつか作成している。これらのガイドラインは、広範な作業に基づいて作成されており、より具体的な規制が存在しない管轄区域での適正規範を提供している。</p>
日本	-

Q：はいの場合、食品の安全性を確保するためこのプログラムを開発する際に考慮された基準は何か？

欧州	-
米国	<p>業界は、一般的に、米国 FDA のプラスチックリサイクル審査プログラムが提供する柔軟性と食品包装に使用するリサイクル材の安全性を判断するため考慮すべき要素に関する明確なガイダンスを支持している。米国 FDA のプログラムは任意だが、殆どの包装及び最終製品の顧客とサプライヤーは、リサイクル材の製造業者に対し、リサイクルプロセスが米国 FDA によって審査され、リサイクル材が食品接触用途での使用に安全であることを示すことを要求している。米国 FDA が発行する NOL は、広範な審査プロセスを通じてこれらの業界要件を満たしている。</p> <p>業界はまた、米国 FDA プログラムが、ケミカルプロセスなど高度なリサイクル技術に対する NOL を評価して提供することでイノベーションを可能にすることを高く評価している。米国 FDA のリサイクルガイダンス文書は、全てのリサイクルプロセスに適用される一般原則を概説しているため、技術の進歩に合わせてプロセスを更新し、ガイダンスで概説されている原則を利用して、これらの高度なリサイクル技術が食品包装に安全に使用できるリサイクル材を生成するかどうかを判断するため必要な柔軟性も業界に提供している。</p>

	<p>業界は、コーデックスのガイドラインがリサイクル プロセスの柔軟性も考慮し、安全性に基づかず、あるタイプのリサイクル技術を他のタイプより優遇する過度に厳格な要件ではなく、全てのリサイクル プロセスに適用可能な一般原則を提供することを推奨している。</p> <p>米国 FDA のレビュー プログラムを活用することに加えて、業界の一部のメンバーは、食品接触用途に対するリサイクル材の適合性を更に確保する独自のガイダンスも作成している。これらの業界ガイダンス ドキュメントは、サプライ チェーン コミュニケーションに関する情報を提供し、メーカーがリサイクル材の適合性を確立する方法とこの情報を顧客に伝える方法を決定するのに役立つ。業界は、これらのドキュメントがリサイクル業界内での適正規範と調和を促進すると述べている。</p>
日本	—

Q：これらの基準は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

欧州	—
米国	<p>業界は、食品包装での再生ガラスや金属の使用に関して安全性や貿易上の問題が現在見られないとして、再生プラスチックに特に重点を置いている。</p> <p>食品包装におけるリサイクル材の使用に関連し、食品の安全性や貿易に関する問題を経験したことがあるか、又は経験すると予想しているか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料が見つからない、リサイクル義務に関連する貿易の阻害、又は食品包装へのリサイクル材料の組み込みなど）。</p>
日本	—

Q：食品包装におけるリサイクル材料の使用に関連して、食品の安全性や貿易に関する問題を経験したことがあるか、または経験すると予想されるか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料が見つからない、リサイクル義務に関連する貿易が阻害される、又、リサイクル材料を食品包装に組み込むことなど）。

欧州	—
米国	業界は、リサイクル材の十分な供給の確保について懸念を表明している。食品

	<p>包装用途におけるリサイクル材の需要が高まっているため、適切な品質のリサイクル材が十分に供給されていることを確認することが重要である。業界は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用を可能にする十分な品質の原料が確実に生成されるように、リサイクルインフラの強化を支援している。更に、規則の世界的な調和は、安定したビジネス環境を促進し、規制の確実性を確保するのに役立つ。これにより、地域のリサイクル能力が一層促進され、全ての消費者にとって食品包装の安全性がより確実に確保される。業界は、リサイクル材の使用に関するガイドラインを要求している。このガイドラインは、貿易の新たな障壁を作り出したり、市場でのリサイクル材の入手を妨げたりするのではなく、合理的で、イノベーションをサポートし、ソリューションを促進するよう機能する。</p> <p>業界はまた、リサイクルプラスチックの地域循環に焦点を当てたモデルの作成にも関心を持っている。一般的に適用可能な原則に基づくコーデックスガイドラインは、地域のリサイクル業者に対する規制の調和に役立ち、地域で収集された材料から製造された食品包装が世界的に受け入れられることを保証する。</p>
日本	—

Q:食品包装に適したリサイクル材の安全性を確保するために、現在使用が承認されている、または現在開発中の技術は何か？ 食品に接触しない材料を食品接触包装用途に使用できる、新しい革新的な回収/リサイクルプロセスを評価しているか？

欧州	—
米国	<p>業界からの情報によると、リサイクル技術は絶えず開発され、拡大している。業界では、安全性を確保するため適切な対策が講じられている限り、確立されるガイドラインはイノベーションを可能にするもので、リサイクル技術に関して過度に規定的であってはならないと考えている。そのため、業界は、従来の（メカニカル）及び高度な（ケミカル）双方のリサイクル技術全てについて議論し、イノベーションの機会を提供することを求めている。</p> <p>業界は、高度リサイクル技術により、リサイクルプラスチックの収集、選別、リサイクル、及び品質が向上すると考えています。ケミカルリサイクルなどの高度リサイクル技術により、食品に接触しない材料など、より幅広い原料をリサイクルプロセスで使用できるようになる。</p>
日本	—

Codex「2024年6月26日付コーデックス回状 CL 2024/20-CAC「コーデックス委員会におけるリサイクルガイドラインの調査と開発に関する提案に関する情報要求」に対する欧州連合コメント」2024年11月25日～30日

https://food.ec.europa.eu/document/download/4ccd8f6b-93b8-4cb3-878e-4f85305c153e_en?filename=codex_cac_47_cl-2024-20_reply.pdf

欧州連合とその加盟国（EUMS）は、食品包装用のリサイクル材料に関するコーデックスの作業を開始する機会に関する継続的な検討を歓迎する。

具体的なコメント：

a. コーデックスが、食品包装でのリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスを作成することは有益か？

EUMS は、原則として、食品接触用のリサイクルプラスチックに関するコーデックスの作業を支持する。私たちはこの作業に参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。

金属とガラスのリサイクルに関して、EUMS は、それらのリサイクルに関するコーデックス基準又はガイダンスの作成は必要ないと考える。食品接触材料として使用されるリサイクル金属とガラスは、「バージン」金属とガラスと同じ特定の法律（特定の金属に対する特定の移行制限）に準拠する必要がある。従って、問題は、材料がリサイクルされているかどうかの問題とは関係なく、金属とガラスの食品接触材料に関するコーデックス基準が必要かどうかである。

紙、板紙、木材、特定の繊維などの天然由来の繊維を含む材料に関して、EUMS は、これらの材料をリサイクルした場合の汚染の可能性に関連する健康リスクが深刻であると指摘する。欧州評議会の食品接触材料及び成形品に使用される紙と板紙に関する技術ガイドは有用な情報を提供しているが、現在、この問題に関する権威ある国際基準はない。従って、これらの材料についてはコーデックスの作業を検討できる。

b. CAC/46 CRD36 で概説されているものに加え、今後の作業で検討すべき側面はあるか？

プラスチックのリサイクルの投入材として使用される高品質の材料の収集に関連する安全要件は、CAC/46 CRD36 では特定されておらず、プラスチックのリサイクルに関する作業

で検討すべき重要な側面である。

c. このトピックに関する作業に参加することに興味があるか？

EUMS は、原則として、食品接触用のリサイクルプラスチックに関するコーデックスの作業を支持する。私たちはこの作業に参加し、法的要件に関する経験を共有することに関心がある。

コーデックス加盟国向け：

a. 食品包装におけるリサイクル材料の安全性を審査し保証するための国家プログラムが現在実施されているか、又はそうしたプログラムを開発中か？

プラスチック法規則(EU)2022/1616 は、記載されている全ての要因を考慮し、食品接触プラスチックのリサイクルを包括的に規制している。この規制では、メカニカルによるポリエチレンテレフタレート(PET)リサイクルプロセスの認可が必要であり、他の適切なリサイクル技術を確認する手順が定められている。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則では、新規技術の開発が認められており、EU ではそうした技術がいくつか開発中である。

安全性は、投入材料の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで決定され、リサイクル材の残留汚染が消費者に健康リスクを齎さないようにする。現在、非食品材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET 使用済み消費者廃棄物のみが許可されており、また、閉鎖及び管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルも許可される。

金属とガラスについては、消費者の健康を十分に保護するため現在必要であるとは考えられていないため、要件はない。この見解は、製造プロセスの性質に基づいている。これらの材料のリサイクル中に使用される高温のため、有機汚染物質が残る可能性は低く、無機汚染物質はこれらの材料に既に適用されている制限の対象となる。

紙と板紙の場合、これらの材料には特定の要件が必要と思われるが、欧州連合レベルではまだ特定の要件は存在しない。また、欧州評議会が、食品接触材料及び成形品の安全性と品質に関する、食品接触材料及び成形品用紙と板紙に関する技術ガイド（決議 CM/Res (2020) 9）を策定したことも注目に値する。このガイドには、リサイクル紙と板紙に関する特定の一般原則と、既知の汚染物質の一部の移行制限が含まれている。欧州評議会の技術ガイドの要件に準拠していることを示すには、全ての成分とあらゆる可能性のある不純物の移行が、

それらに適用される制限を下回っていることを確認する必要がある。回収されたセルローズ系繊維を使用する場合、一般要件も満たすため予防的考慮と対策が必要である。適切な品質の投入材の使用が必要であり、洗浄プロセスが適用される場合がある。これらの対策は、適正製造規範に従って実行する必要があるリサイクルプロセスの一部である。関連する品質基準は常に指定及び確認する必要がある。最終的な材料又は成形品のコンプライアンスを確保及び実証するため、機能的バリア（紙又は板紙上又は内部バッグとして）又は機能的吸着剤（紙又は板紙内の物質を保持するためリサイクル材に追加）の使用などの追加対策が必要になる場合がある。

最後に、EU の立法枠組みは加盟国ごとに異なる国内法によって補完されており、食品接触材料に関する EU 法の改正が現在検討中であることに留意してください。

o これらのプログラムにはどのような要素が含まれますか（原料仕様、リサイクルプロセス技術など）？

プラスチックに関する法律（EU 規則 2022/1616）は、記載されているすべての要素を考慮し、食品と接触することを目的としたプラスチックのリサイクルを包括的に規制しています。

o 安全性はどのように決定されますか（たとえば、一般的な移行限度または特定の移行限度によって）？

安全性は、投入材料の最大予測汚染レベルを特徴付け、リサイクル中に適切な除染を確実に行うことで決定されます。これにより、リサイクル材料の残留汚染が消費者の健康にリスクをもたらさないようになります。

o これらの要件は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

はい。紙と板紙の場合、これらの材料にも特定の要件が必要であると思われるが、欧州連合レベルでは依然特定の要件は存在しません。食品接触材料に関する EU 法の改正が進行中である。

b. 現在、食品包装のリサイクル要件がありますか、それともそうした義務が策定中か？ これらの義務は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

はい、包装及び包装廃棄物に関する新たな EU 法では、広範な要件が定められており、プラ

スチック飲料ボトルについては、2025 年までに最低 25%のリサイクル含有率が義務付けられる。

o これらの要件を設定する際に考慮された要素は何か？

包装廃棄物の約 50 %を占める食品包装のより持続可能な使用とごみの防止である。

c. 食品包装に適したリサイクル材の安全性を確保するため、現在使用が承認されている、又は現在開発中の技術は何か？食品に接触しない材料を食品接触包装用途に使用できるようにするための新しい革新的な回収/リサイクル プロセスを評価しているか？

プラスチック包装のリサイクルに認められている唯一の技術は、PET のメカニカルリサイクルと消費者に提供されていない完全に閉鎖され管理された貿易ループから生じた材料のリサイクルである。プラスチック食品接触材料のリサイクルに関する規則は、新規技術の開発を許可しており、EU ではそうした技術がいくつか開発中です。

制限はあるが、現在は、非食品材料又は物質と接触して使用された材料及び成形品が最大 5 %含まれる PET ポスト消費者廃棄物と閉鎖され管理されたチェーンからの全てのプラスチックのリサイクルのみが許可されている。

オブザーバー向け：

a. 食品包装でのリサイクル材料の使用を促進するための自主的プログラムが現在あるか？

o ある場合、食品の安全性を確保するためこのプログラムを開発する際に考慮された基準は何か？

o これらの基準は、包装の種類（プラスチック、金属、紙など）によって異なるか？

b. 食品包装でのリサイクル材料の使用に関連し、食品の安全性又は貿易に関する問題が発生したことがあるか、または発生すると予想しているか？（例えば、適切な品質のリサイクル材料の十分な原料が見つからない、リサイクル義務に関連する取引が阻害されている、又はリサイクル材料を食品包装に組み込むことなど）

c. 食品包装に適したリサイクル材料の安全性を確保するため、現在どのような技術の使用が承認されているか、又は現在開発中か？食品に接触しない材料を食品に接触する包装用途に使用できる、新しい革新的な回収/リサイクル プロセスを評価しているか？

厚労省・消費者庁・農水省「第 114 回コーデックス連絡協議会（令和 6 年 11 月 7 日開催）」
2 月 7 日掲載

厚労省

<https://www.mhlw.go.jp/content/001340331.pdf>

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/review_meeting_002/040177.html

農水省

<https://www.maff.go.jp/j/study/codex/index.html>

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回総会の主な検討議題 2024 年 11 月 25 日（月）～
11 月 30 日（土）

食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスの作成 第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）において、北米地域代表（カナダ）のアドバイザーとして出席していた米国から、食品包装へのリサイクル材料の使用が増加しており、コーデックスにおいて、食品の安全性の観点でどのように支援できるかを検討することを目的に、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの関心、ニーズ、価値があるか、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行いたいとの提案があった。議論の結果、第 46 回総会（2023 年）に情報収集と意見照会の実施を勧告すること、また、その結果を踏まえて次のステップを検討することに合意した。第 46 回総会（2023 年）では、多くの加盟国からこの勧告を支持する意見が示され、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行うことに合意した。また、この作業は準備段階であることを確認した。第 86 回執行委員会では、52 加盟国、1 加盟機関、11 オブザーバーから提出された情報や意見においてコーデックスでのガイダンス作成への高い関心が示されたことから、関心国に、提出されたコメントを考慮して新規作業提案を提出するよう奨励した。（作業を行う部会は決定していない。）

国連食糧農業機関 (FAO)「農業用プラスチックとその持続可能性の評価：行動の呼びかけ」
2021 年

<https://openknowledge.fao.org/items/94eb5786-232a-496f-8fcf-215a59ebb4e3>

「農業におけるプラスチックの持続可能な利用に関する自主行動規範の策定に向けて」
2023 年 9 月 6 日

<https://www.fao.org/fsnforum/call-submissions/voluntary-code-conduct-sustainable-use-plastics-agriculture>

https://assets.fsnforum.fao.org/public/resources/2023-12/PROCEEDINGS_EN_Call%20for%20Submissions_OCB_VCoC_final.pdf

https://assets.fsnforum.fao.org/public/contributions/2023/FAO_plastic_VCoC.pdf

「農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範の策定に向けた利害関係者の意見の分析」2024 年

<https://openknowledge.fao.org/items/1bdcd0b1-c00c-427f-afc4-79f1f02049c8>

「農業で使用されるプラスチックの管理に関する規制及び市場ベースの手段の概要」2024 年

<https://openknowledge.fao.org/items/6fef39a6-3930-4ca2-83da-c04160d9c276>

「FAO の農業におけるプラスチックの使用と管理に関する取組みと農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範」2024 年 9 月 30 日

<https://openknowledge.fao.org/items/f096bbd7-5f57-4f18-930c-f43b9386c484>

FAO 農業委員会「FAO の農業におけるプラスチックの使用と管理に関する取組みと農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範」2024 年 9 月 30 日

<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/5578973a-5059-4683-a0a5-2d58e90f8da6/content>

概要

この文書は、FAO 農業委員会 (COAG) 第 28 回会期の勧告に従った農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範 (VCoC) の策定など、農業におけるプラスチックの使用に対処するための FAO の 2022 年から 2024 年までの取組みの最新情報

を提供する。この期間中、FAO は、全ての農業サブセクターにおけるプラスチックの使用に関連する分布、影響、及び知識のギャップに関するいくつかの世界的評価に貢献した。

FAO は、有害な農薬とプラスチックを削減するため、様々なプロジェクトを通じ、持続可能な農業慣行を推進している。FAO の取組みは、漁具の表示に関する自主ガイドラインの実施を含め、放棄、紛失、又はその他の方法で廃棄された漁具の防止（ALDFG）に関し、加盟国を支援することにも重点を置いている。食品の安全性については、FAO は食品中のマイクロプラスチック、腸内細菌叢への影響、及び標準化された検査方法の必要性を調査した。FAO は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある文書（協定）を作成するため、全ての政府間交渉委員会（INC）会期にオブザーバーとして参加してきた[1]。

農業食品システムと全ての農業サブセクターに亘る複数の利害関係者との透明性があり、包括的で、地理的に代表的なプロセスを通じて作成された VCoC は、この文書の附属書 I に記載されている。VCoC は、政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者が、農業で使用されるプラスチックの持続可能な管理方法を促進するため採用できる指針、行動、及び対策を示している。

委員会による提案された行動

委員会は、次を求められている：

a) 農業におけるプラスチックの使用に関する知識のギャップに対処するため、FAO が実施した科学的かつ証拠に基づく評価を認め、残っている知識のギャップに対処するため更なる取組みを要請する；

b) COAG 第 28 回会期の勧告に応じて作成された VCoC 案を承認し、FAO にその適用と実施を監視し、次回会期で進捗状況を COAG に報告するよう勧告する；

c) 加盟国に対し、各国の優先事項と状況に合わせ VCoC を適用するよう奨励し、加盟国に対し、要請に応じ VCoC の実施も含め、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理を促進するため措置拡大を支援するよう FAO に奨励する；

d) 農業で使用されるプラスチックの問題に関するガイダンスを提供することにより、国連環境総会決議「プラスチック汚染の根絶：国際的に法的拘束力ある文書（協定）に向けて」（UNEP/EA.5/Res.14）によって確立された海洋環境を含め、その権限の範囲内で、プラスチック汚染に関する国際的に法的に拘束力のある文書（協定）を開発する政府間交渉委員会の審議を FAO が引き続き支援するよう奨励する；

e) FAO に対し、海洋環境を含め関連する科学技術の発展、及び政府間交渉委員会(INC)が策定中の国際的な法的拘束力ある文書(協定)を考慮し、関連する FAO 統治機関による更なる検討のため、VCoC を定期的に見直すよう勧告する。

I. はじめに

1. 過去 70 年間で、農業食品システムと食品バリューチェーンにおけるプラスチックの使用は広範に広がった。FAO の推定によると、毎年 1,250 万トンのプラスチックが植物及び動物の生産に使用され、更に 3,730 万トンが食品包装に使用されている。最大の使用者は作物生産と畜産部門で、年間 1,000 万トン(世界のプラスチック生産量の 2.8%)を占め、次いで漁業と養殖業が 210 万トン、林業が 20 万トンとなっている。農業用プラスチックは、食料安全保障、食品安全、栄養、及び持続可能性の社会的側面と経済的側面にプラスとマイナス両方の影響を及ぼしている。農業におけるプラスチック製品の広範囲かつ反復的な使用は、体系的な収集と持続可能な管理の欠如と相まって、土壌や水生環境に蓄積され、人、動物、植物、環境の健康に潜在的に危害を齎し、ワンヘルスの全ての領域に影響を及ぼす。このため、複数のレベルで適切な政策と手段の開発が求められている。

2. 農業委員会第 28 回会期 (COAG 28) [2]では、特に次が行われた：

c) 農業におけるプラスチックに関する知識のギャップに対処し、加盟国の過去及び進行中の取組み、並びに開発途上国のニーズと課題を考慮した政策手段の開発要請に対応するため、農業用プラスチック及びその代替品の流通、利点、トレードオフ、リスクに関する科学的かつ証拠に基づく更なる評価を FAO が実施することを奨励した；

d) パラグラフ c の評価に従い、FAO に勧告した。また、資源の可用性を確保し、加盟国及び関連する利害関係者との包括的かつ透明性のある協議を通じ、既存の知識ギャップに対処し、他の関連する国連の取組みと緊密に連携して作業の重複を避け、国連環境総会決議「プラスチック汚染の根絶：国際的な法的拘束力のある文書に向けて」(UNEP/EA.5/Res.14)を考慮し、その権限の範囲内で農業におけるプラスチックの持続可能な使用に関する自主行動規範を策定し、持続可能な開発、共通の目標、及びアジェンダ 2030 に向けた協力という 3 つの側面に基づき、FAO 戦略枠組み 2022-31、FAO 科学イノベーション戦略、FAO 気候変動戦略 2022-2031 を考慮した 2030 アジェンダに向けた協力に基づいて、COAG 第 29 回会期での検討のため提示する；

e) 国連環境総会決議「プラスチック汚染の終結：国際的に法的に拘束力のある文書に向けて」(UNEP/EA.5/Res.14)で制定された、農業で使用されるプラスチックの問題に関する

るガイダンスを含め、プラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力のある文書（協定）を開発する政府間交渉委員会の審議を FAO が支援するよう奨励した。

3. この文書は、2022 年 7 月から 2024 年 6 月までの期間における農業委員会第 28 回会期（COAG 28）以降の FAO の活動に関する最新情報を提供する。これには、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範（VCoC）（附属書 I）の本文が含まれる。

II. 農業及び関連活動におけるプラスチックの使用の分布、利点、トレードオフ、及びリスクに関する FAO の科学的かつ証拠に基づく評価

II.1. 農業におけるプラスチック

4. 最近の研究では、農業土壌におけるプラスチック汚染が広範かつ進行しており、土壌の健全性と肥沃度に影響を及ぼしていることが明らかになっている。水環境への影響は以前から知られていたが、農業用プラスチックによる土壌汚染は大きな懸念事項として浮上しており、研究活動の拡大が求められている。生分解性プラスチックを使用した農業慣行には、十分なリスク評価と検証可能な持続可能性データが欠けている。[3]

5. FAO は、農業におけるプラスチック使用の利点とトレードオフをより深く理解するための知識基盤の強化に引き続き投資している。FAO は、プラスチックの分布と影響[4]、問題のあるプラスチック製品と慣行の基準[5]、科学的及び技術的なギャップ[6]、マイクロプラスチック[7]に関するいくつかの世界的な研究と評価に貢献した。FAO は、国内及び国際的な枠組みの評価、及び既存の知識ギャップの体系的なマッピングに引き続き取り組んでいる。

6. 2023 年、FAO と国際原子力機関（IAEA）は共同で、化合物特異的安定同位体（CSSI）や安定同位体ラマン顕微分光法（SIRM）などの同位体技術を用いて、農地土壌におけるプラスチックとマイクロプラスチックの行き着き先と環境影響を評価するため 5 年間の共同研究プロジェクト（CRP）を立ち上げた。プロジェクトの主な目的は次である：

(i) 農地土壌におけるプラスチック/マイクロプラスチックの運命を特定し解明するための同位体アプローチを開発し標準化する；

(ii) これらの同位体技術を既存の方法と共に適用して、様々な環境条件下での土壌におけるプラスチック/マイクロプラスチックの運命と影響を評価する；

(iii) 土壌中のマイクロプラスチックの最終分解生成物を特定し、同位体法を用いてマイクロプラスチックの破片を減らすための最適条件を特定する；及び、

(iv) 調査結果に基づいて、土壌プラスチック汚染の緩和に関する指針を加盟国に提供する。

ブラジル、中国、ドイツ、ガーナ、クウェート、マレーシア、モロッコ、ベトナムが CRP に参加している。[8]

7. 2022 年 7 月に IAEA が主催した「気候変動対応型農業のための土地と水の管理に関する国際シンポジウム」、2022 年 9 月の国際廃棄物協会 (ISWA) 世界会議、2022 年 9 月第 7 回国際海洋ごみ会議 (7IMDC)、第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海諸国環境大臣フォーラム中の環境青年フォーラムなど、様々なフォーラムで、農業におけるプラスチックの使用と管理を取巻く主要な問題に関する意識向上と情報共有に多大な努力が注がれた。FAO は、2023 年 5 月のバーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約締約国会議 (BRS COP) 中に、農業で使用されるプラスチックの持続可能な管理に関するサイドイベントを開催した。[9] FAO は、世界貿易機関 (WTO) が 2023 年 5 月と 2024 年 4 月に開催したプラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する対話の 2 回で、その活動を発表した。ジュネーブとニューヨークの FAO 連絡事務所と協力し、FAO 加盟国向けに 2 回 (2023 年 5 月と 10 月) ブリーフィングを開催し、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある文書 (協定) の開発の意味合いにおける農業で使用されるプラスチックに関する FAO の活動の最新情報を提供した。

8. FAO は、プラスチックが土壌に与える影響に関する 2 つの主要な EU イニシアティブである PAPILLONS[10]と MINAGRIS[11]、2022 年 10 月の利害関係者会議、イタリアの聖心カトリック大学が 2023 年 9 月に開催した農業におけるプラスチック会議 (農業食品チェーンにおけるマイクロプラスチックとナノプラスチックに関する会議) など、いくつかの国際科学会議で発表又は議論を行った。

II.2.放棄、紛失、又は廃棄された漁具 (ALDFG) の防止と削減

9. プラスチックポリマーで作られたものを含む漁業及び養殖用具は、海洋環境に紛失、放棄、又は廃棄されると危険で問題となる。ALDFG と魚類集魚装置 (FAD) は、海洋生物相や生息地を含む環境及び社会経済に深刻な影響を及ぼす、海域の海洋プラスチックごみの重要な発生源である (GESAMP、2021 年)。[12] これらの ALDFG の影響には、ALDFG が対象種と非対象種、及びその他の海洋野生生物を捕獲及び捕獲し続ける可能性 (一般に「ゴーストフィッシング」と呼ばれる)、対象種と非対象種、及びその他の海洋野生生物に

よる ALDFG の摂取、海上での航行及び安全への危険、海洋生息地への損傷、そして多くの場合複雑で費用のかかる ALDFG の回収と清掃が含まれるが、これらに限定されない。廃棄された漁具から生じるマイクロプラスチックは、水生動物種に神経毒性、成長遅延、行動異常[13]など、様々な健康問題を引き起こす可能性がある。魚、食物を介した人、水生植物では、表面にマイクロプラスチックが過剰に蓄積して光の浸透が減少したり、栄養素の吸収が妨げられたりすると、神経毒性、成長遅延、行動異常[14]などがある。

10. ALDFG の影響は多岐に亘るため、この種の海洋プラスチック汚染にはカスタマイズされたガバナンスシステムが必要である。FAO 漁具のマーキングに関する自主ガイドライン (VGMFG) (2019 年発行) [15]は、ALDFG と闘い、最小限に抑え、排除し、ALDFG の識別と回収を促進する重要なツールとして、漁具と FAD マーキングシステムの開発と実装を支援するガイドラインを提供している。専門家による管理を更に提供することを目的として、FAO は 2022 年以降、VGMFG の実装を支援する 2 つの補足資料を発行している：補足 1 漁具の表示に関するシステムのリスク評価を実施するための枠組み (2023) [16]；補足 2 漁具の表示に関するマニュアル (2023) [17] 及び FAO 水産養殖回覧「インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) の管轄区域における漁具の表示に関する FAO 自主ガイドラインの運用化 (2022)」[18]。

地中海漁業総合委員会 (GFCM) による最近の出版物「地中海及び黒海地域の漁具カタログ (2023)」も言及する価値がある。[19] このカタログは、地域、国、及び地方の特殊性を考慮しつつ、この地域で使用されている漁具の概要を提供することを目的としている。漁具の機能性を理解することで、脆弱種の混獲、幼魚の死亡、廃棄物、エネルギー効率の高い漁具によるカーボンフットプリントの緩和、海洋ごみ除去用の革新的な漁具の開発、及び ALDFG の削減に役立つ。

11. ALDFG の防止と削減に関連するその他の作業には、進行中の GloLitter Partnerships プロジェクトの一環として、FAO が国際海事機関 (IMO) [20]、[21]、[22]、[23]と共同で作成した知識成果物が含まれる。[24] 漁業及び海運部門からの海上プラスチックごみ (SBMPL) に対処する国家行動計画の策定に関するガイダンス文書、SBMPL に対処するための港湾廃棄物受入施設及び港湾廃棄物管理計画の規定に関するガイダンスなど、国レベルから地域レベルまで ALDFG 管理を幅広くサポートするその他の様々な関連ガイダンス文書は、GloLitter Partnerships プロジェクトのリソースライブラリで見出すことができる。[25]

12. FAO は、VGMFG、船舶による汚染の防止に関する国際条約 (MARPOL) の船舶からの廃棄物による汚染の防止に関する附属書 V、及び廃棄物その他の物質の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドン条約/ロンドン議定書) を国家の法的及び規制的枠組み

に組込む方法に関するガイダンス文書の作成に取り組んでいる。

II.3. プラスチックと食品の安全性

13. プラスチック製食品包装は、輸送中及び保管中の製品の賞味期限、品質、安全性を延長し、栄養情報のためのスペースを提供する。但し、シングルユースプラスチック包装は適切な回収と使用済み製品の管理が不足しており、プラスチック汚染の主な原因となっている。[26]

14. 食品の安全性の将来について考える – 先見レポートでは、プラスチック製の食品包装を循環型経済アプローチに統合する方法と、その食品の安全性への影響について検討している。[27]

15. 食品中のマイクロプラスチック：食事由来のヒトへのばく露に関する食品安全レビューでは、食品中のマイクロプラスチック及びプラスチック関連物質に関する情報をまとめ、食事によるばく露を評価し、ヒトの健康への潜在的影響についての洞察を提供している。[28]

16. マイクロプラスチックが腸内微生物叢と健康に与える影響 - 食品安全の視点からのレポートでは、マイクロプラスチックが腸内微生物叢に与える影響、関連する健康上の懸念、微生物叢の構成、多様性、機能への影響、マイクロプラスチックと微生物叢の相互作用による健康影響、及び微生物叢がマイクロプラスチックの生分解に与える影響について検討している。動物の腸内微生物叢の変化を引用し、ヒトの健康に関する重要な知識のギャップを強調し、比較医学の重要性を強調している。[29]

17. 食品[30]及び漁業・養殖業[31]におけるマイクロプラスチックに関する FAO の評価では、識別のための標準参照資料の必要性が強調されており、FAO 漁業委員会 (COFI) 魚類取引小委員会の会合[32]では、FAO に対し、試験結果の相互比較可能性を確保するためマイクロプラスチックの試験基準の承認に役割を果たすよう要請した。マイクロプラスチックに含まれる粒子の正確な数、サイズ、形状、及びポリマーと添加物の種類を判定する標準化された試験方法を持つことは、毒性研究及び評価にとって極めて重要である。

18. コーデックス分析・サンプリング委員会第 42 回会期では、マイクロプラスチックの識別と判定のための分析技術を継続的に検討し、更に情報が入手でき次第、分析方法を推奨することを検討することに合意した。[33] 最近発表された環境中に存在するマイクロプラスチックの分析の原則に関する ISO 規格 24187:2023[34]は、この作業を支援する可能性がある。

III. 農業におけるプラスチックの持続可能な管理と使用を強化するための各国への FAO の支援

19. 農薬削減と管理への資金提供 (FARM) は、地球環境ファシリティ (GEF) が資金提供する 5 カ年プログラムである。[35] このプログラムには、ケニアとウルグアイでのパイロットを通じて、FAO が実施したプロジェクト「FARM: アフリカとラテンアメリカにおける農薬と農業用プラスチックの代替品と持続可能な管理の採用に向けた投資の強化」が含まれる。このプロジェクトは、ケニアとウルグアイで規制環境を確立し、投資を促進することで、農業分野での有害な農薬やプラスチックの使用を減らし、持続可能な代替製品や慣行を促進することを目的としている。更に FAO は、バナナの廃棄物を繊維製品に変える今後の GEF サプライチェーン統合プログラムにおける持続可能な農業慣行 (SAP) 介入を支援しており、バナナの鞘のリサイクルと SAP 介入を展開してバージンプラスチックの使用を回避し、リサイクル介入によってバナナ生産からのプラスチックの屋外焼却を回避する。[36]

20. FAO は IMO と連携し、3 つの主要プロジェクトを通じ、漁業や船舶輸送活動に起因する海洋プラスチックごみ (SBMPL) への対応で各国を支援している。オーストラリア、ノルウェー、サウジアラビアが資金提供している GloLitter Partnerships プロジェクト (2020~2025 年) は、5 つの地域に亘る 30 カ国の開発途上国を支援し、漁業や船舶輸送部門による SBMPL の影響を防止、削減、緩和する。このプロジェクトには、SBMPL に関連する法律、政策、制度改革、能力構築、研究、知識製品、意識向上、女性のエンパワーメント、パイロットイニシアティブへの支援が含まれる。[37]

21. 韓国が資金提供している RegLitter プロジェクト (2024~2027 年) は、GloLitter Partnerships プロジェクトを基盤とし、東南アジアと南アジアにおける地域 SBMPL イニシアティブの開発と拡大、及び対象を絞った地域イニシアティブを支援するグローバルなコラボレーションの促進に重点を置いている。[38]

22. 海洋プラスチック削減: 海域起源プラスチックに関する活動の継続と強化 (PRO-SEAS) は、GloLitter Partnerships プロジェクトやその他の関連する SBMPL イニシアティブの下で開発された作業を基盤として拡大し、コスタリカ、ジャマイカ、ケニア、バヌアツの SBMPL イニシアティブを直接サポートすることを目指している。

23. FAO は又、世界 ALDFG 調査を通じて各国が ALDFG の量、原因、予防策を評価することを支援している。これらの調査は、世界中で使用されている主要な漁具の種類について

利用可能であり、地方、国、地域、世界規模で ALDFG に関する知識のギャップを埋めることができる。FAO の世界 ALDFG 調査は、これまでに英領バージン諸島、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、モントセラト、パキスタン、韓国、セイシェル、タイ、トリニダード・トバゴ、アメリカ合衆国で実施されている。

IV. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に拘束力ある文書（協定）を作成する政府間交渉委員会の作業への FAO の関与

24. FAO は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法的拘束力ある文書（協定）を作成する政府間交渉委員会のこれまでの 4 回の会期全てにオブザーバーとして関与した。FAO の貢献は、この文書（協定）が食品及び農業部門で使用されるプラスチックの利点とトレードオフ、及び持続可能性の側面のバランスを取り、小規模農家を含む関係する利害関係者の視点を反映することを確実にすることを目指している。

25. 農業食品バリューチェーン内のプラスチック汚染への対処は、農業食品システムをより効率的、包括的、回復力があり、持続可能なものに変革する上で不可欠な部分である必要がある。代表団との会議や公式提出を通じ、FAO は漁業や養殖業を含む農業サブセクターのセクター固有の視点に関する情報を提供し交渉を支援した。

26. 農業におけるプラスチックの使用の意味合いの特殊性を考慮し、当機関は、食糧安全保障と栄養、食品安全を守り、ワンヘルスアプローチを考慮し、持続可能性を向上させつつ、プラスチック汚染を防止及び削減するアプローチにおいて、セクターの特殊性を適切に考慮することを提唱している。

27. この文書（協定）は、国際機関とその任務及び活動を含む、既存の国際文書、枠組み、及びセクター機関を基盤とすべきであることを強調することが重要である。この文書（協定）は、MARPOL 条約、ロンドン条約とその議定書、FAO の責任ある漁業のための行動規範、漁具の表示に関する自主ガイドライン、及びプラスチック製漁具の影響に対処し、緩和するための地域漁業管理機関の活動など、特にプラスチック材料で作られた漁具に関する、FAO と IMO によって開発されたものを含め、国際的に合意された規則、基準、推奨される慣行及び手順を考慮して強化されるべきである。

28. FAO は INC の各会期で、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範（VCoC）の策定について報告した。VCoC は、農業食品部門におけるこの手段の実施を支援する上で重要な役割を果たす可能性がある。

29. 更に FAO は、INC 事務局から INC-2、INC-3、INC-4 会期で公式サイドイベントを開催するよう要請され、INC 会期中に意識を高める様々なイベントに積極的に参加した。例えば、UNCTAD が主催した INC-3 プレイイベント「プラスチック汚染緩和対策の貿易と開発の側面、プラスチック以外の代替品とプラスチック代替品」や、プリマス大学が主催した INC-4 サイドイベント「代替品と代替品：プラスチックが問題なら、異なるポリマーや材料への切替えが解決策か？」などである。更に INC-4 中、FAO はプラスチック汚染に関する国際法的拘束力ある条約における「土壌から法令へ：農業で使用されるプラスチックの将来をナビゲートする」というサイドイベントを主催し、海洋環境におけるプラスチック汚染に関するテーマ別サイドイベントの開催を支援した。

30. INC の会議に向けた FAO の提出物はオンラインで入手できる[39]、[40]、[41]、[42]。更に、INC 事務局の要請により、農業で使用されるプラスチックに関する FAO の取組みに関する情報文書が提出され、これもオンラインで入手できる[43]。

V. 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範

31. VCoC は、幅広い利害関係者との包括的かつ地理的に代表的な協議を通じて策定され[44]、COAG 29 事務局から指導を受けた。協議プロセスには次が含まれた：

i. 2023 年 5 月 25 日に FAO 加盟国向けに非公式ブリーフィングを開催し、FAO は農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する FAO の取組みの最新情報と VCoC 策定プロセスの見通しについて説明した；

ii. 2023 年 6 月 27 日と 28 日に開催された世界専門家会議では、農業で使用されるプラスチックとその代替品に関する様々な分野の技術専門家が集まり、VCoC の概要と技術的内容についてフィードバックを提供した；

iii. 全ての地域での地域マルチステークホルダー協議（アフリカ（2023 年 10 月 4 日）、アジア太平洋（2023 年 9 月 21 日）、欧州・中央アジア（2023 年 10 月 27 日）、ラテンアメリカ・カリブ海（2023 年 10 月 2 日と 10 月 11 日）、近東・北アフリカ（2023 年 10 月 30 日）、北米（2023 年 9 月 7 日））。国及び地域の利害関係者は、VCoC の策定に向けた目的、範囲、技術的要素、地域のニーズに関するフィードバックを提供した；

iv. 2023 年 9 月から 11 月にかけて、食料安全保障と栄養に関する世界フォーラム（FSN フォーラム）を通じて実施された公開オンライン協議。48 か国から 93 人の回答者が貢献した。[45]

32.これらの協議に基づいて、FAO は VCoC 案を作成し、2024 年 2 月 15 日加盟国に公開し、その後、2024 年 2 月 23 日の加盟国向け非公式説明と 2024 年 4 月 2 日及び 5 月 2 日の加盟国との協議に基づいて改訂された。

33.VCoC は、政府、農業用プラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者に対し、農業用プラスチックの持続可能な管理慣行を促進するための推奨事項を提供している。

34.VCoC には、農業におけるプラスチックのより持続可能な使用と管理の達成に関し、肯定的な成果を最大化するため従うことができる指針が含まれている。

35.更に VCoC では、FAO やその他の関係者が、その実施、監視、評価を支援する上で果たすことが期待される役割を概説している。

36.VCoC は、農業におけるプラスチック及びその代替品の持続可能な使用と管理に対処する技術的規定を提供する詳細なマニュアルとして意図されているわけではないが、実際の実施を容易にするため、状況に応じた技術ガイドラインで補完できる一般的な枠組みを提供している。

37.VCoC は拘束力がなく、FAO の他の自主的文書の形式に準拠している。VCoC の解釈と適用は、国内法及び国際法に基づく法的義務と一致し、補完するとともに、関連する地域的及び国際的文書（協定）内の自主的コミットメントも考慮する必要がある。VCoC の如何なる内容も、国際協定に基づいて各国が負う法的義務を制限又は棄損するものと解釈されるべきではなく、又、VCoC に規定されているものよりも厳しい農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理の要件を採用、維持、又は拡大する各国の権利に影響を与えるものと解釈されるべきではない。

38.VCoC の開発では、UNEA5/14 決議が考慮された。この VCoC の勧告は、開発中の海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）の如何なるコミットメントとも矛盾したり、それにとって代わったりしないことを目的としている。代わりに、農業食品部門内での義務の履行に関する具体的ガイダンスを提供することで、この文書（協定）の実施を支援することができる。

39.承認された後、VCoC は、次の内容で補足される可能性がある：

a) 特定のサブセクター（農作物及び家畜の生産、林業、漁業、養殖業）におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する適正実施規範、及び/又は技術ガイドライン；

b) 特定の農業食品バリューチェーン（綿、バナナ、トウモロコシなど）におけるプラスチックの使用に関する適正実施規範、及び/又は技術ガイドライン；

c) 特定プラスチック製品又は用途（プラスチックマルチ、ポリマーコーティングされた肥料及び種子、温室カバーなど）に関する適正実施規範、及び/又は技術ガイドライン。

40. VCoC は定期的に見直される。VCoC の変更は、FAO が加盟国と協議し、適切な FAO 理事会の承認を得て行う。VCoC は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を開発するため、INC が国際的な法的拘束力ある文書（気要諦）を採択した後、用語や定義を含めて更新及び改訂されることになる。

41. FAO は、国連システム内での役割に従い、他の関連組織と連携しつつ、要請に応じて加盟国による VCoC の実施を支援する。この文書で取り上げられている政府及びその他の団体は、FAO と連携して、VCoC の遵守と実施を監視し、関連情報を FAO に報告することが推奨される。

42. COAG 第 29 回会期の検討及び承認のための VCoC は、附属書 I に添付されている。

農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する自主行動規範

背景

FAO は、2019 年に世界の農業生産で少なくとも 1,250 万トンのプラスチックが使用されたと推定している。最大のユーザーは作物生産と畜産部門で年間 1,000 万トンを占め、次いで漁業と養殖業が 210 万トン、林業が 20 万トンとなっている。農業用プラスチック業界では、温室、マルチング、サイレージ用フィルムの世界的需要が 2018 年の 610 万トンから 2030 年には 950 万トンへと 50%増加すると予測している（FAO、2021a）。

農業でプラスチック製品を使用することには多くの利点がある。プラスチックは、生産性の向上、生育期間の延長、水消費量の削減、農薬や肥料の使用量の削減に重要な役割を果たす。ポリマーコーティングされた徐放性肥料は、植物による栄養吸収を高め、環境への排出を削減する。農業におけるプラスチック製品の使用は、節水、雑草駆除、異常気象による危険や気候変動の影響からの保護、作物生産における輸送コストの最適化に貢献するほか、家畜の飼料用牧草の発酵を助け、飼料の腐敗を減らすことにも繋がる。農業で使用されるプラスチック製品の経済的利点には、生産者の収入増加、農産物の品質向上、資源とインフラの節約

などがある (FAO、2021a)。

農業で使用されるプラスチック製品の多くは、最適な性能を発揮するように設計されており、機能性を高めるため混合ポリマーや複雑なコーティングなどの要素が組み込まれているが、循環管理を考慮することには十分な注意が払われておらず、循環経済のアプローチに沿った持続可能な慣行の機会を逃している。環境に放置、紛失、又は廃棄されると、環境と人々に重大なリスクを齎す可能性がある。農業で使用されるプラスチック製品のうち、主に先進国で、世界中で回収及びリサイクルされているのはごく一部である。農業で使用されるプラスチック製品は、多くの場合、焼却、埋立て、又は埋立地に投棄される。土壌、湿気、植物残留物、農薬などの有害物質による高レベルの汚染とコストのため、ライフサイクルの終わりにリサイクルされることは限られている (FAO、2021a)。農業におけるプラスチック廃棄物の屋外焼却は依然続いており、労働者とコミュニティはダイオキシン、フラン、水銀などの有害物質に晒されている。[46] 意図された目的に関係なく、農業で使用されるプラスチックは、環境に流入すると、間接的及び直接的な影響を及ぼす可能性がある。プラスチック汚染の影響は益々明らかになっている。生息地や生態系のプロセスを変え、生物多様性、人々の生活、食料生産能力、社会福祉に影響を与えている。影響は、プラスチックのライフサイクル全体に亘る温室効果ガスの排出に見られるように、間接的なものになる可能性がある。

プラスチック汚染は、炭素や栄養素の循環などの重要な土壌特性の変化や、植物や作物への吸収に繋がる可能性があり、食品の安全性と安全保障に対する潜在的リスクを高める。陸上及び水生環境における大きなプラスチック残留物は、絡まりや摂取によって生物に害を及ぼす可能性がある。

FAO の農業用プラスチックとその持続可能性の評価では、6R モデル (拒否、再設計、削減、再利用、リサイクル、回収) に基づいて、農業用プラスチックの循環性と健全な管理を改善する代替手段と介入が特定された。如何なる廃棄物管理政策でも、プラスチック廃棄物の防止が優先される必要がある (FAO、2021a)。

農業におけるプラスチック汚染をなくすための解決策は、農業食品システムの変革の不可欠な部分であり、農業食品システムをより効率的、包括的、回復力があり、持続可能なものにする必要がある。これらの解決策の開発と実施は、7つの相互に関連する目標に基づいて行う必要がある：

- i. あらゆる側面で食糧安全保障に貢献する；
- ii. 環境や人の健康にリスクを齎す農業で使用されるプラスチックの使用を可能な限り削

減することを奨励する；

iii. 農業で使用されるプラスチック製品が、持続可能性と循環性を重視して設計されていることを確認する；

iv. 適切なラベル付け、適用、使用、保管、廃棄を通じて、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理を促進する；

v. 収集、リサイクル、及び廃棄物がリサイクルできない場合、回収又は最終処分を含む環境に配慮したプラスチック廃棄物の管理を促進することにより、農業における不適切なプラスチック廃棄物、農業で使用されるプラスチック製品の不法投棄及び焼却による環境への漏出と放出を排除する；

vi. 影響を受ける人々の公正かつ公平で包括的な参加とニーズへの配慮を確保する。特に、小規模農家、女性、子ども、若者、先住民、障害者、農村部の脆弱な立場にあるグループ、及び廃棄物収集者を含む農業食品システムの全ての関係者に配慮する；

vii. 先進国から開発途上国への自発的かつ相互に合意した条件での能力構築と技術移転を通じて国際協力を促進し、農業におけるより安全で環境に適したプラスチックの代替品及び代用品の大規模な開発と採用などを通じて、開発途上国が前述の目標を達成できるように支援する。

農業食品システムが直面している前例のない課題に対処するため、FAO は加盟国の要請に応じて「農業におけるプラスチックの持続可能な利用と管理に関する自主行動規範 (VCoC)」を策定した。VCoC の策定は 2022 年 7 月から 2024 年 6 月にかけて行われた。VCoC は、世界中の持続可能な農業食品システムを確保する必要性を考慮し、全ての農業サブセクターに自主的なガイドラインを提供することを目指している。VCoC は、策定中の国際的な法的拘束力ある文書（協定）と重複又は矛盾するものではない。VCoC の策定は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会 (INC) の作業と一致しており、この文書は国連環境総会の決議「プラスチック汚染に終止符を打つ：国際的な法的拘束力のある文書に向けて (UNEP/EA.5/Res.14)」[47]を受けて設立されたもので、農業セクター内での実施を支援する可能性がある。VCoC の開発は、UNEA 5/14 決議を考慮に入れた。

VCoC は、FAO 戦略枠組み 2022-31[48] (FAO、2021b) に沿っており、より良い生産、より良い栄養、より良い環境、より良い生活のために、より効率的で包括的、回復力があり持

持続可能な農業食品システムへの変革を通じて、持続可能な開発のためのアジェンダ 2030 を支援することを目指している。更に VCoC は、SDG 2 (飢餓をゼロに)、SDG 3 (健康と福祉)、SDG 6 (安全な水とトイレ)、SDG 11 (持続可能な都市とコミュニティ)、SDG 12 (責任ある消費と生産)、SDG 13 (気候変動対策)、SDG 14 (海の豊かさを守ろう)、SDG 15 (陸上の豊かさを守ろう)、及び SDG 17 (目標達成に向けたパートナーシップ) を含むいくつかの持続可能な開発目標 (SDG) に貢献する。VCoC は、FAO の気候変動に関する戦略と関連行動計画[49]、農業セクター全体における生物多様性の主流化[50]、及び科学とイノベーション[51]の目標達成に貢献する。

VCoC 策定のプロセス

2022 年 12 月、第 171 回会期において、FAO 理事会[52]は第 28 回農業委員会 (COAG 28) [53]の勧告を承認し、次を決定した：

i. 農業におけるプラスチックに関する知識のギャップを埋めるため、農業用プラスチック及びその代替品の流通、利点、トレードオフ、リスクに関する科学的かつ証拠に基づく更なる評価を FAO に実施するよう奨励し、加盟国の過去の及び進行中の取組み、並びに開発途上国のニーズと課題を考慮した政策手段の策定を要請した；

ii. 農業食品システム全体に亘るプラスチックの使用に対処するため、部門間の連携とガバナンスを改善する必要があることを強調し、FAO に対し、加盟国の包括的な参加や関係する利害関係者との協議などを通じて知識のギャップに対処し続けるよう勧告し、又、サブパラグラフ i) に言及される証拠に基づく評価を条件として、FAO の権限の範囲内で、農業におけるプラスチックの持続可能な使用に関する自主行動規範を策定するよう勧告した；

iii. 国連環境総会決議「プラスチック汚染の終結：国際法的拘束力のある文書（協定）に向けて (UNEP/EA.5/Res.14)」によって確立されたプラスチック汚染に関する国際法的拘束力ある文書（協定）を策定するため、FAO に対し、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会 (INC) の審議を支援するよう奨励し、農業で使用されるプラスチックの問題に関するガイダンスを盛り込んだ。

その後、2023 年 7 月の第 43 回会期で、FAO 会議は COAG 28 の報告書を承認した。[54]

FAO の権限の範囲内で VCoC を開発するという COAG 28 の勧告を実行するため、FAO は幅広い利害関係者と包括的かつ地理的に代表的な協議を実施し[55]、COAG 29 事務局から意見を受け取った。協議プロセスには次が含まれた：

i. 2023 年 5 月 25 日の FAO 加盟国向け非公式ブリーフィングで、FAO は農業における

プラスチックの持続可能な使用と管理に関する FAO の取組みの最新情報と VCoC 開発プロセスの見通しを提供した；

ii. 2023 年 6 月 27 日と 28 日に開催された世界専門家会議では、学界、民間セクター、国際機関、非政府組織（NGO）など、様々なセクターから農業で使用されるプラスチックとその代替品に関する技術専門家が集まった。専門家は VCoC の概要と技術的内容についてフィードバックを提供した；

iii. 全ての地域（アフリカ（2023 年 10 月 4 日）、アジア太平洋（2023 年 9 月 21 日）、欧州・中央アジア（2023 年 10 月 27 日）、ラテンアメリカ・カリブ海（2023 年 10 月 2 日および 10 月 11 日）、近東・北アフリカ（2023 年 10 月 30 日）、北米（2023 年 9 月 7 日））における地域マルチステークホルダー協議。地域及び国のステークホルダーは、VCoC の開発に向けた目的、範囲、技術的要素、及び地域のニーズに関するフィードバックを提供した；

iv. 2023 年 9 月から 11 月にかけて、食料安全保障と栄養に関する世界フォーラム（FSN フォーラム）を通じて実施された公開オンライン協議。48 か国から 93 人の回答者が貢献した；[56]

v. FAO 加盟国への説明会、続いて COAG 29 議長が進行役を務めた 2 回の協議が行われ、FAO は VCoC 案とその後の改訂版を発表し、ガイダンス、意見、フィードバックを収集した。

VCoC の構成

第 1 条では指針を示し、第 2 条では VCoC の目的と範囲を示す。その後、使用される用語の説明が続く（第 3 条）。第 4 条では、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理を可能にする環境を改善する行動の概要を示し、関連するプラスチック汚染の体系的な原因に対処する。第 5 条では、農業で使用されるプラスチックのライフサイクルの様々な段階で、農業食品システムの利害関係者が直接行うべき行動を提案する。第 6 条では、VCoC の実施と更新の監視と評価に関するガイダンスを示す。

第 1 条 指針

1.1. VCoC の実施に向けた行動は、持続可能な開発のためのアジェンダ 2030 と持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものでなければならない。また、環境と開発に関するリオ宣言（UNGA、1992 年）の原則、及び国際環境法の一般的に認められた原則に沿ったも

のでなければならない。更に、プラスチック、化学物質、廃棄物管理に関する国際的に合意された枠組みを考慮し、FAO 戦略枠組み 2022-31 の目的に貢献するものでなければならない。

第2条 目的と範囲

2.1. VCoC の目的は、次のとおり：

i. 農業のあらゆる側面における化学物質、汚染、廃棄物に関する国際ガイドラインに沿った、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する科学に基づく指針を提供する；

ii. 農業におけるプラスチックの使用に起因する汚染から、人と動物の健康、食品の安全性、食糧安全保障、土壌、水、環境を保護する；

iii. 農業におけるプラスチックの使用に起因するプラスチック汚染を防止するための世界、地域、国、及び地域レベルの戦略、政策、規制枠組み、及びプログラムの開発において政府及びその他の利害関係者を支援するための枠組みを提供する；

iv. 農業におけるプラスチック製品及びその代替品の持続可能な使用と管理を促進するため、農業食品システムにおける関連する利害関係者間の協力と連携を促進する；

v. 農業におけるプラスチック汚染を防止するための知識を促進及び普及し、研究開発を刺激する。

2.2. VCoC は任意である。地域及び国の優先事項と状況の枠組み内で実施されることが意図されている。

2.3. VCoC の解釈と適用は、関連する国際及び地域的手段における自主的取組みも考慮しつつ、国内及び国際的法的手段に基づく法的義務と一致し、それを補完するものでなければならない。VCoC 如何なる内容も、国際協定に基づいて各国が負う法的義務を制限又は損なうものとして解釈されるべきではなく、又、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関し、VCoC に規定されている要件よりも厳しい要件を採用、維持、又は拡大する各国の権利に影響を及ぼすものとして解釈されるべきではない。

2.4. VCoC は、農業で使用されるプラスチックの持続可能な管理慣行を促進するため、政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係

者に推奨事項を提供する。これは、農業におけるプラスチック及びその代替品の持続可能な使用と管理に対処する技術的な処方箋を提供する詳細なマニュアルとして意図されているのではなく、実際の実装を容易にするため、状況固有の技術ガイドラインで補完できる一般的な枠組みを提供することを目的としている。

2.5. VCoC は世界規模である。地域、国、及び地方レベルで使用できる。

2.6. VCoC は、一次農業生産で使用されるプラスチック(以下、「農業で使用されるプラスチック」と呼ぶ)に適用される。作物と家畜の生産、水産養殖、漁業、林業を含む全ての農業サブセクターをカバーしている。また、設計、認可、製造、流通、販売、使用、及びリサイクルと廃棄を含む寿命管理を含む、農業で使用されるプラスチックのライフサイクルの全段階をカバーしている。材料の抽出と加工、小売包装は含まれない。

第3条 主要用語

この行動規範の目的において、次の用語は以下の意味を持つ：

農業

この用語及びその派生語には、作物と家畜の生産、林業、漁業、養殖業が含まれる。

農業食品システム

食品及び非食品農産物の一次生産、並びに保管、集積、収穫後の処理、輸送、加工、流通、マーケティング、廃棄、消費を含むシステム。(FAO用語ポータル、2024年)。

バイオベースのプラスチック

化石ベースではなく、セルロース、ジャガイモ又はコーンスターチ、サトウキビ、トウモロコシ、大豆などの生物由来の材料から完全に又は部分的に生成されたプラスチック。これらは、生分解性又は堆肥化可能になるように設計することも、石油由来のプラスチックと構造的に同一になるように設計できる。その場合、環境中で同じ期間持続できる(UNEP、2023)。

生分解性材料

微生物の助けを借りて、特定の条件下で天然成分(水、二酸化炭素、バイオマスなど)に分解できる材料(UNEP、2023)。

バイオソリッド

水分含有量を減らす処理を経た下水汚泥の処理から得られる栄養豊富な有機材料 (FAO用語ポータル、2024)。

開発パートナー

ドナー、国連及びその他の政府間又は地域機関、世界及び地域の金融機関、及び持続可能な開発を支援することに取り組んでいるその他の組織を指す。

拡大生産者責任 (EPR)

農業で使用されるプラスチックの製造業者や、農業食品システムのその他の利害関係者が、上市するプラスチック製品の持続可能な使用と管理に責任を負う枠組みを指す。これには、収集、選別、解体、汚染除去などの前処理、再利用(の準備)、回収(リサイクル及びエネルギー回収を含む)、及び/又は最終処分が含まれる。

化石由来プラスチック

石油、石炭、ガスなどの再生不可能な化石由来の資源から得られるプラスチック。一部の化石由来プラスチックは生分解性である (FAO、2021a)。

ライフサイクル

原材料の取得又は天然資源からの生成から最終処分までの、製品システムの連続的で相互に関連する段階 (FAO 用語ポータル、2024)。

マイクロプラスチック

直径 5 ミリメートル未満のプラスチック粒子を指す (FAO、2021a)。

屋外焼却

排出制御のない廃棄物の無制限の燃焼。

酸化分解性製品

好条件 (熱、紫外線、機械的ストレスなど) 下で、プラスチック製品をより小さな破片に分解する酸化促進剤を含む製品 (UNEP、2023)。

農業で使用されるプラスチック

農業の一次生産で使用される全てのプラスチックを指す。「農業で使用されるプラスチック製品」も同じ意味である。

リサイクル

エネルギー回収を除き、廃棄物を本来の目的又は他の目的で処理すること (UNEP、2024)。

農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理

持続可能な開発の環境、社会、経済の側面に影響を与えない方法と速度で農業におけるプラスチックの使用と管理を指し、それによって現在及び将来の世代のニーズと願望を満たす可能性を維持する（UNEP、2007年より引用）。

廃棄物

処分される、処分される予定である、又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体（UNEP及びバーゼル条約事務局、2019）。

第4条 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理のための環境整備

4.1. 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理のための環境整備

4.1.1 政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理のため次の環境整備を奨励される：

i. 意思決定を導くための証拠を構築する；

ii. 調整を促進し、投資を可能にし、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理のための最良の技術と慣行の改善と採用を支援及び奨励するための政策と規制の枠組みを開発及び実施する；

iii. 農業食品システムの利害関係者、特に農業食品生産者を含む、世界、地域、国、及び準国家レベルでのマルチステークホルダーの協力を促進する；

iv. 農業におけるプラスチック汚染の削減に貢献し、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理を促進する代替技術と慣行を特定するための研究開発（R&D）活動を支援する；

v. 能力開発、意識向上、及び知識と情報の共有を支援する。

4.2. 意思決定を導くためのエビデンスベースの構築

4.2.1 政府、農業で使用されるプラスチック製品の製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業で使用されるプラスチック及びその代替品の使用を評価、測定、監視するための戦略を策定し、この目的のため、次のことを行うことが推奨される：

i. 農業で使用されるプラスチック及びその代替品の種類と量、政策及び規制の枠組み、既存の能力、根底にある社会的、経済的、環境的要因と影響、及び農業で使用されるプラスチックの予想される軌跡について調査及び評価を実施する；

ii. 可能な場合は関連する SDG 指標の報告を含め、データの収集、編集、管理、報告に関する共通のアプローチを開発するため協力する必要がある。

4.2.2. データ収集の国別目標は、次の量と種類を対象にすることができる：

i. 農業で使用され、国内で輸入及び/又は製造されたプラスチック。

ii. 市場に流通した農業で使用されたプラスチック；

iii. 農場での包装を含む、様々な農業用途で使用されるプラスチック；

iv. 農業で発生したプラスチック廃棄物（土壌及び有機汚染を含む）；

v. 収集された農業で発生したプラスチック廃棄物；

vi. リサイクルされた農業で発生したプラスチック廃棄物；

vii. 野外投棄又は屋外総客の対象となった農業で発生したプラスチック廃棄物；

viii. エネルギー回収のための焼却施設への送付を含む、最終処分のために送られた農業で発生したプラスチック廃棄物。

4.2.3. 農業で使用されるプラスチックについて収集される情報には、リサイクル材の使用を含む、材料（ポリマーなど）及び化学組成が含まれる場合があり、可能な限り、市場セグメント及び使用目的ごとに分類する必要がある。

4.2.4. 農業で使用されるプラスチック及びその代替品に関するデータを収集及び分析するに当たり、政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、次の事項を実施すべきである：

i. 収集されたデータを収集及び分析するための技術的能力の利用可能性を確保するよう努める；

ii. 不適切な転用を含む、農業におけるプラスチック汚染につながる慣行を特定する；

iii. データ収集及び管理がデータ保護に関する適用法に準拠していることを確認する；

iv. 全ての利害関係者と参加型に関わり、透明性を確保する。

4.2.5. 開発パートナーは、農業で使用されるプラスチック及びその代替品に関連する指標を、農業及び環境関連のプログラム及びイニシアティブに組み込むべきである。開発パートナーは、農業におけるプラスチック及びその代替品の使用に関連する全てのプロジェクト及びプログラムについて、調和のとれた監視システムを確立するための共同の取り組みに従事することが推奨される。

4.3. 農業で使用されるプラスチックに関する国家政策及び規制枠組み

4.3.1. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業におけるプラスチック及びその代替品の持続可能な使用と管理に関する政策、規制枠組み、戦略、行動計画を立案し、実施する際に、VCoC を考慮することが推奨されます。

4.3.2. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及びお農業食品システムのその他の利害関係者は、農業におけるプラスチック及びその代替品の持続可能な使用と管理を促進するための政策、規制枠組み、戦略、及び/又は行動計画を策定する必要がある。これには次が含まれる：

i. 農業におけるプラスチックの使用と管理に関する持続不可能な慣行と闘うというコミットメントを確認する；

ii. 農業におけるプラスチックの持続不可能な使用と管理の根本原因に対処する；

iii. 農業で使用されるプラスチックの公的調達に持続可能性の考慮を導入する；

iv. 進捗状況を追跡するための監視メカニズムを導入する；

v. 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に、人的資源、技術的資源、財政的資源を含む適切な資源を割り当てる。

4.3.3. 政策、規制の枠組み、戦略、行動計画は、予防と持続可能な製品設計に重点を置いた上流介入、正しい使用と回収に重点を置いた介入、農業で発生するプラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を改善するための下流介入など、農業で使用されるプラスチックのライ

フサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づき、国の優先事項と状況に合わせて調整された様々な介入を通じて実施される可能性がある。

4.3.4. 上流介入は、次の点に重点を置くことができる：

i. 農業で使用されるプラスチックの生産と需要を監視し、持続可能で環境に優しい代替品を促進する；

ii. リサイクル素材の使用、材料とエネルギーの効率、マイクロプラスチックの放出の最小化、有害物質と化学物質の不必要な使用の最小化、長寿命設計（再利用性と修理可能性を含む）、リサイクル可能性を促進することにより、農業で使用されるプラスチック製品の生産プロセスをより循環的にすることを目的とした、成果に基づく環境的に持続可能な製品設計を促進する。

4.3.5. 介入は、適切な設置と適用の促進、安全かつ効果的な耐用年数を超えた農業におけるプラスチック製品の使用の防止、回収のための適切な機械の使用の促進などにより、環境に配慮した管理を促進し、環境への漏出をなくすため、農業におけるプラスチック製品の正しい使用と回収に重点を置くことができる。

4.3.6. 下流介入は、陸上のプラスチック漏出源に対処するためのサービスとインフラストラクチャの強化、海洋ごみとマイクロプラスチックの海域源に対処するための対策の実施などにより、環境へのプラスチック漏出を減らし、農業で発生するプラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を改善することに重点を置くことができる。

4.3.7. 開発パートナーは、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する国家政策、規制枠組み、戦略、行動計画の策定と実行において、特に開発途上国、移行経済国、小島嶼開発途上国などの国々を支援すべきである。これには、資源動員の支援、技術支援の提供、自発的かつ相互に合意した条件での技術移転の促進、組織能力開発、知識共有、農業で発生する有害なプラスチック廃棄物の安全な処分のための投資の促進などが含まれる。

4.4 金融及び貿易手段

4.4.1. 政府および金融機関は、農業で使用されるプラスチックの製造業者や農業食品システムのその他の利害関係者と協力して、次が奨励される：

i. 農業及びその活動におけるプラスチックの持続可能な使用と管理を実現するため、農業食品生産者の金融業務上のニーズを満たす金融サービスへのアクセスを促進する。特に、家族経営農家、女性、若者、先住民、小規模生産者及び生産者協会、中小零細企業、その他

の小規模な関係者や脆弱なグループに配慮する；

ii. 農業における汚染の少ないプラスチックや持続可能で環境に優しい代替品の使用を促進するためのメカニズム（料金やデポジット返還制度、廃棄物回収メカニズムなど）を導入する；

iii. 環境、経済、社会システム、人の健康への潜在的影響に対処する上で、対象となるプラスチック製品の輸入や製造を規制する政策や法律の有効性を検討・評価し、意図しない結果やトレードオフの可能性を考慮し、関連する国内法、多国間貿易システムの原則、世界貿易機関の協定に従って、農業におけるより持続可能なプラスチック製品や慣行の開発を支援する。

4.5 農業食品システムの利害関係者間の協力を促進し、マルチステークホルダープラットフォームを強化する

4.5.1. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及び開発パートナーを含む農業食品システムのその他の利害関係者は、次を奨励される：

i. 小規模農家、女性、若者、先住民、障害者、農村部の脆弱な立場にあるグループ、及び廃棄物収集者を含む農業食品システムの全ての関連利害関係者の参加に特に重点を置き、農業食品システムの利害関係者間のマルチステークホルダープラットフォーム及びパートナーシップの確立を促進し、支援する；

ii. 南南協力及び三角協力、先進国と開発途上国間の協力などを通じ、世界レベル及び地域レベルでマルチステークホルダープラットフォーム及びパートナーシップを促進する；

iii. 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理を促進するため、農業食品システムの全ての利害関係者を対象に、意識向上、能力開発、及びトレーニングプログラムを実施する；

iv. 農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に向けた革新的ソリューションを促進することを目的として、国際協力を促進し、促進する。

4.6 代替技術と代替方法を特定するための研究開発活動の支援

4.6.1. 政府、農業用プラスチックの製造業者、農業食品システムのその他の利害関係者、開

開発パートナー、学術研究機関、市民社会組織は、研究開発（R&D）活動にリソースを割り当て、農業用プラスチックの汚染の少ない代替品の開発と使用、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理、関連するプラスチック汚染の削減を目的としたイノベーションを推進する必要がある。特に、次の問題を検討する必要がある：

i. 農業で使用される化石ベース及びバイオベースのプラスチックの規模と行き着き先を量、構成、使用場所、サプライチェーン全体での環境的運命を含め理解するとともに、農業におけるプラスチック汚染に関連する経済的コストを評価する；

ii. 農業で使用される化石由来及びバイオ由来のプラスチック製品（生分解性及び非生分解性の両方）、及び小規模農家、女性、若者、先住民が使用する伝統的な方法や天然製品を含む代替製品及び方法の包括的なライフサイクル全体の評価を実施し、農業食品システム内での特定の適用リスクと利点を識別して比較する；

iii. 農業におけるプラスチック汚染を防止及び対処する政策及び法律を実施するための基盤となる堅牢なリスク評価ツールを開発する；

iv. マイクロプラスチックを含む農業で使用されるプラスチックが農業生態系、食品の安全性、及び人の健康に及ぼす経路と影響を調べる；

v. 様々な農業生産活動、多様な温度や湿度レベルなど様々な環境条件での実際の状況及び現地の状況下での生分解性プラスチックの挙動と分解速度を分析する。評価には、水生環境、多様な気候帯の土壌、土壌と直接接触しない製品、及び他の化学物質との潜在的な相乗効果が含まれる必要がある。生分解に関する研究には、他の環境への移行、生分解の期間、及び長期的影響が含まれる；

vi. 農業におけるプラスチックの使用に起因するプラスチック汚染が微生物叢、土壌と水質、及び土壌の長期的生産性に与える影響を調査する。

vii. 農業食品生産者が最も効果的で持続可能な選択を行うのを支援するために、代替の非プラスチックバイオベース材料の経済的実現可能性を比較する；

viii. 農業で使用されるプラスチックから代替品への移行コストを評価する。

4.6.2. 政府、農業用プラスチック製品の製造業者、開発パートナーを含む農業食品システムのその他の利害関係者は、研究開発機関、普及・助言サービス提供者、学界、民間セクター、農業食品生産者とその協会、消費者を巻き込んだ対話と部門間交流を促進し、研究開発とイ

ノバージョンへの投資が彼らのニーズと要求に応え、地域の状況に適切であることを確保することが推奨される。この目的のため、彼らは次を行うことができる：

i. 農業で使用されるプラスチックの持続可能で環境に優しい代替品を含む革新的な慣行と技術の開発、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理の支援、及び関連する汚染の削減のための研究助成金の提供；

ii. 自発的かつ相互に合意した条件でのそうした技術と慣行の採用と移転を促進するための知識交換とトレーニングの支援；

iii. 適切な場合、そうした技術と慣行の開発、商業化、適応、自発的かつ相互に合意した条件での移転、及び採用を促進するための特定の官民パートナーシップの構築；

iv. 関連する利害関係者を集め、共同研究開発でカバーすべき問題、潜在的な解決策、革新を特定できるプラットフォームを構築する。

4.6.3. 廃棄物管理会社は、農業で使用されるプラスチックのライフサイクル全体に対処するため利用できる幅広いアプローチ、持続可能な代替手段、及び技術を認識し、水域環境を含む農業で発生するプラスチック廃棄物の効率的で持続可能な回収、及びその後の収集、選別、処理、リサイクル、又は廃棄のための技術の進歩に焦点を当てた研究開発イニシアティブを提唱し、投資することが推奨される。

4.6.4. リサイクル業者は、農業で使用される様々なタイプのプラスチック製品のリサイクル能力を高めることができる新しい技術、材料、及びプロセスを推進することにより、農業で使用されるプラスチック製品を効率的にリサイクルする革新的アプローチに焦点を当てた研究開発に資金を割り当てることが推奨される。

4.7. 能力開発、意識向上、及び知識と情報の共有

4.7.1. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理、及び関連するプラスチック汚染の削減と排除に関する、農業食品生産者に対する科学に基づく教育と研修を支援すべきである。こうした研修と教育は、状況に特化し、包括的で、該当する場合、地域及び伝統的な知識と慣行に基づいて構築されるべきであり、次のようなトピックを扱うべきである：

i. 農業におけるプラスチックの使用に起因するプラスチック汚染の生態系と人の健康への影響；

ii. 農業におけるプラスチックの使用に起因するプラスチック汚染の、食料安全保障、食品安全、栄養への影響；

iii. 農業で使用されるプラスチックの削減に向けた、考えられる代替製品と慣行；

iv. 農業で使用されるプラスチック製品の適切な使用と廃棄。

4.7.2. 普及及び助言サービスは、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理に関する意識を高め、知識を共有し、技術と成功した慣行の採用と拡大を促進するべきである。

4.7.3. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、市民社会組織、地域社会、先住民と緊密に協力し、農業におけるプラスチックの持続可能な使用と管理について、一般市民、政策立案者、及び立法者の意識を高める必要がある。これらの取組みは、人口の様々なセグメントのニーズに合わせて調整する必要があり、意識向上、証拠に基づく教育キャンペーン、公式及び非公式の教育チャンネルが含まれる。

4.7.4. 政府、農業用プラスチック製品の製造業者、および農業食品システムのその他の利害関係者は、自発的かつ相互に合意した条件で、農業食品生産者への技術支援と技術移転の取決めを定める必要がある。

第5条 農業におけるプラスチック汚染の防止と農業におけるプラスチックのライフサイクル管理の改善に向けた取組み

5.1. 農業で使用されるプラスチックの設計と製造

5.1.1. 政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、持続可能な設計原則を取入れ、農業で使用されるプラスチック製品に適用される規則と技術仕様を調和させることが推奨される。農業で使用されるプラスチック製品の規則と技術仕様は、農業にとっての価値、健康と環境への影響、除去、収集、リサイクルの容易さ、潜在的なトレードオフ、及び農業分野以外のプラスチックと化学物質に関する利用可能な国際ガイダンスを考慮する必要がある。

5.1.2. 政府、農業用プラスチック製品の製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業で使用されるプラスチックを汚染の少ない代替品に徐々に置き換えることを目指すべきであり、実現可能な場合、次を農業での使用を控えることも含まれる：

i. 酸化分解性プラスチック；

ii. 市販されており、経済的に利用可能な生分解性代替品がある場合のポリマーコーティングされた肥料及び種子；

iii. 農業用途のマルチングフィルム及びその他シングルユース製品に含まれるポリ塩化ビニル(PVC)；

iv. パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) を含むコーティング。

5.1.3. 農業で使用されるプラスチック製品の製造業者は、持続可能な設計に関する利用可能なガイドラインと適正実施規範を検討し、考慮することが推奨される。特に、マルチングフィルムの製造業者は、フィルムの強度を高め、回収作業中にフィルムが破れないように、最小限の厚さと適切な材料を使用することが推奨される。

5.2. 農業で使用されるプラスチック製品とその代替品

5.2.1. 政府、農業で使用されるプラスチック製品の製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業で使用されるプラスチックの持続可能性を高め、その持続可能な使用と維持を支援するための措置を講じ、対象となる農業用プラスチック製品の需要と使用の削減に貢献する環境に適した持続可能な代替の慣行と製品を特定して推進する必要がある。

5.2.2. こうした慣行と製品は、特に開発途上国における入手可能性、アクセス性、手頃な価格、実現可能性、及び農業の経済的パフォーマンスに基づいて評価する必要がある。意図しない結果とトレードオフを考慮し、人、動物、土壌の健康、農業食品システム、及び環境への潜在的影響に注意を払う必要がある。

5.2.3. 政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、FAO 及びその他の関連する国際機関と協力し、農業で使用される生分解性及び堆肥化可能なプラスチックの使用に関するガイダンス作成が推奨される。

5.3. 認可及びラベル表示の要件

5.3.1. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業で使用されるプラスチックの製造、輸入、使用を監視及び管理するための規制手段及び手順を採用することが推奨される。これには、農業で使用されるプラスチック又は農業

で使用される対象プラスチックの認可、ラベル表示情報、認識可能なロゴ、及びトレーサビリティ スキームが含まれる。

5.3.2. 農業で使用されるプラスチックの規制枠組み、手順、及びラベル表示スキームは、農業に固有のニーズを維持しつつ、農業に関連しないプラスチック製品の既存の認可及びラベル表示スキームの一部となり、重複を避ける。

5.4. 農業で使用されるプラスチック製品のリサイクル

5.4.1. 政府、農業用プラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、次を奨励される：

i. 農業用プラスチック製品のリサイクルを可能にし、促進するメカニズムを推進する。これには、農業用プラスチック製品の収集と処理における農業食品生産者と生産者組織の関与を促進するためのインセンティブ、手順、及びスキームが含まれる；

ii. 様々なプラスチックの種類に適した破碎、洗浄、及びペレット化装置を含む、農業用プラスチック製品の安全な収集、リサイクル、及び処分のメカニズムを確立する；

iii. 農業で発生するプラスチック廃棄物に対する投資とリサイクル プログラムを促進する。この協力には、カスタマイズされた技術規格の開発と、リサイクルへの取組み、自発的かつ相互に合意した条件での技術移転、能力構築、及び科学技術協力への民間部門の投資を奨励するための金銭的インセンティブの承認が含まれるべきであり、単一のアプローチはないことを強調する。農業で使用されるプラスチック材料の不適切な再利用は監視され、阻止されるべきである。

5.5. 農業で発生するプラスチック廃棄物の環境に配慮した管理

5.5.1. 政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、農業プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を推進することが推奨され、これには次が含まれる：

i. 農業で発生するプラスチック廃棄物の適切な収集、保管、輸送、及び使用済みプラスチック廃棄物の管理を確実に行う；

ii. 農業で発生するプラスチック廃棄物の収集と保管に関連する障壁を克服するため農業食品生産者を支援する；

iii. 農業で発生するプラスチック廃棄物の野外投棄と野焼きの監視と報告のためのリモートセンシングを含む標準化された方法の開発を支援する；

iv. 国際ガイドラインに沿って、農業で使用されるプラスチック製品に対する拡大生産者責任制度を開発する；

v. 農場レベルのプラスチック廃棄物管理および保管システムの設計と開発に向けて協力する。このようなシステムは、農業で発生するプラスチック廃棄物の安全な収集と分別を可能にするものでなければならない；

vi. 農業で発生するプラスチック廃棄物の収集およびリサイクル計画の設計と実施に非公式廃棄物管理部門の参加を促進する；

vii. 設計、マーキング、追跡、報告、回収要件に関連する措置を含む効果的な措置を採用し、プラスチックを含む放棄、紛失、又はその他の方法で廃棄された漁具を防止、削減、排除し、国際的に合意された規則、基準、推奨される慣行及び手順に従う；

viii. 農業で発生するプラスチック廃棄物の国境を越えた移動を防止及び管理し、その安全で環境に配慮した管理を目的として、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約を含む国家の義務及び関連する多国間協定に準拠する；

ix. 農業管理に関する国際行動規範および関連する技術ガイドラインとマニュアルに記載されている空の農薬容器の管理要件に従う。

5.5.2. 政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は：

i. 農業で発生するプラスチック廃棄物の野外投棄及び屋外焼却を防止、禁止、回避し、これらの慣行を監視する措置を実施すべきである；

ii. 該当する場合、農業における都市下水汚泥からのバイオソリッドの耐用年数終了時の管理を管理すべきである。

5.5.3. 農業で使用されるプラスチック製品の製造業者は、次の事項を実施すべきである：

iii. 製造する農業で使用されるプラスチック製品について、拡大生産者責任制度を遵守する；

iv. 農業食品システムの関連関係者、特に農家、林業家、漁業者に教育と研修を提供する。

5.5.4. 農業で使用されるプラスチック製品の販売業者および取引業者は、次の事項を行うべきである：

v. 農業で発生するプラスチック廃棄物の環境への影響についてバリューチェーンの生産者間で意識を高め、農業におけるプラスチック材料及び廃棄物の適切な取扱い、選別、収集に関するガイダンスを提供する；

vi. 農業で使用されるプラスチック製品の製品買戻しプログラムを支援する。

第6条 実施及び監視

6.1. 利害関係者の関与

6.1.1. 政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び開発パートナーを含む農業食品システムのその他の利害関係者は、それぞれのニーズ、義務、能力、及び関連する状況に応じ、VCoC を促進、支援、および使用することが推奨される。この目的のため、次の事項を行うことが推奨される：

i. 管轄区域内で VCoC を実施する；

ii. VCoC に関する情報を全ての関係する利害関係者に広め、VCoC に概説されている目的を実現するための共同責任について、利害関係者間で共通の理解を促進する；

iii. VCoC の遵守と実施を監視し、自主的に FAO に関連情報を報告する；

iv. VCoC の実施において、小規模農家、女性、子供、若者、先住民、障害者、農村部の脆弱な状況にあるグループ、及び廃棄物収集者を含む農業食品システムの全ての関係する利害関係者に特別な配慮を払い、影響を受ける人々の公正で公平かつ包括的な参加とニーズの考慮を促進する。

6.1.2. FAO を含む開発パートナーは、VCoC を実施するための政府による自主的取組みを支援することが推奨される。この種の支援には、技術協力、資金援助、組織能力の強化、データと知識の共有と交換、及び自主的かつ相互に合意した条件での技術移転が含まれる場合がある。学術機関、研究機関、開発パートナーは、VCoC の推奨事項を自らの活動に統合し、知識の交換とスキル開発を促進する必要がある。

6.2. VCoC の改訂と更新

6.2.1. VCoC は定期的に見直されるべきである。VCoC の変更は、FAO が加盟国と協議し、適切な統治機関の承認を得て行う。

6.2.2. FAO は、必要に応じ、特定の技術ガイドラインやマニュアルの開発などを通じて、VCoC の実施を支援する。政府、農業で使用されるプラスチックの製造業者、及び農業食品システムのその他の利害関係者は、VCoC を基礎として、更なるガイドラインやガイダンス文書を開発するよう求められる。

参考文献 (略)